令和２年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

大阪府包括外部監査人

西 出 智 幸

目　次

第１章　包括外部監査の概要 1
第１　監査の種類 1
第２　選定した特定の事件及び監査対象期間 1
１　選定した特定の事件（監査テーマ） 1
２　包括外部監査対象期間 1
第３　事件を選定した理由 1
第４　包括外部監査の方法 1
１　監査の要点 1
２　主な監査の実施手法 2
第５　監査の対象機関 5
第６　監査の実施体制 5
第７　往査等の状況 5
第８　包括外部監査の実施期間 7
第９　利害関係 7
第１０　報告書の構成及び記載方法 7
１　留意した事項 7
２　構成 7
３　監査結果の書き分け 8
４　監査の結果及び意見の記載方法 8

第２章　包括外部監査対象の概要（大阪府私債権の概要） 9
第１　自治体債権の概要 9
１　債権の分類 9
２　公債権と私債権の差異 12
第２　大阪府における私債権の概況 14
１　財務諸表の推移 14
２　私債権（収入未済額）の推移 14
３　貸付金の推移 16
４　各種団体の状況の概要 17
第３　大阪府における債権管理の状況 26
１　債権管理に関する法令等 26
２　債権回収・整理マニュアル 26
３　債権管理の体制 27
４　債権管理の流れ 29
５　時効管理 37
６　債権回収・整理計画 38

第４　新公会計制度による情報開示 41
１　財務諸表の作成基準 41
２　評価性引当金取扱要領 42

第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）..... 44
第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見..... 44
１　債権回収・整理計画の適切な作成 44
【意見 1】適切な債権の分類..... 44
【意見 2】適切な目標の設定..... 45
２　遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む） 46
【監査の結果 1】遅延損害金の適時の調定に向けた全庁的な取り組み 46
【意見 3】少額の債権について柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討 47
【意見 4】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 48
３　評価性引当金取扱要領の運用について 49
【意見 5】評価性引当金取扱要領に則った評価性引当金計上の徹底 49
第２　政策企画部の私債権に係る監査の結果及び意見..... 52
１　災害援護資金貸付金 52
【意見 6】評価性引当金報告書における適切な金額の貸倒引当金の計上 53
２　青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金 54
【意見 7】納付金支払義務の有無及び範囲の明確化 55
【意見 8】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 56
第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見..... 57
１　小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金 57
【意見 9】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化 57
２　委託物品契約の解除に係る違約金 58
【監査の結果 2】遅延損害金の発生につき誤解が生じないような債務承認及び分納誓約書の取得 59
【意見 10】債権回収・整理計画における適切な債権の分類 59
３　退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息 61
【意見 11】退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の法的性質の整理 61
【意見 12】未収債権の回収可能性についての調査及び対応 62
【意見 13】債権回収・整理計画の適切な作成 63
４　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 63
【監査の結果 3】評価性引当金報告書における適切な債権の分類 64
【監査の結果 4】より多額の回収の機会を失わないための措置 65
【意見 14】債権回収・整理計画における適切な債権の分類 66
【意見 15】債務者の収支，財産状況の適切な把握及び分割納付額の適切な設定 67
第４　財務部の私債権に係る監査の結果及び意見..... 68

１　土地貸付料 68
【意見 16】評価性引当金の算定方法の見直し 68
２　違約金及び延納利息 69
【意見 17】評価性引当金の算定方法の見直し 69
【意見 18】生活困窮者に対する遅延損害金回収の再検証 70
３　民事執行費用等 70
【意見 19】評価性引当金の算定方法の見直し 71
【意見 20】生活困窮者に対する債権回収の再検証 72
第５　公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見 73
１　元職員に対する損害賠償債権 73
【監査の結果 5】債務者の支払能力の把握 73
【意見 21】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化 74
【意見 22】貸倒引当金額の適切な算定 75
２　元職員に対する損害賠償債権 75
【監査の結果 6】債務者の支払能力の把握 76
【意見 23】支払が滞っている債務者に対する速やかな対応 76
【意見 24】消滅時効期間についての慎重な取扱い 77
【意見 25】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化 78
第６　公立大学法人大阪の私債権に係る監査の結果及び意見 79
１　獣医臨床センター診療報酬債権 79
【意見 26】債権の状況に応じた適切かつ速やかな処理 80
２　光熱水費の未収債権 81
【監査の結果 7】債権回収に向けた具体的対応及び消滅時効完成の阻止 81
第７　福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見 83
１　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 83
【監査の結果 8】分割返済の受入れ 84
【意見 27】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理 84
【監査の結果 9】評価性引当金の分類の見直し 85
【意見 28】助成金支出の相手方の審査 86
２　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 86
【意見 29】債権回収・整理計画における目標処理額の設定 87
３　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 88
【意見 30】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理 89
４　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金 89
【監査の結果 10】違約金の調定・請求 90
【意見 31】違約金を請求しないとする貸付規則の当否 91
５　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 91

【監査の結果 11】加算金及び延滞金の徴収及び債権管理 92
【意見 32】抵当権の設定を含めたさらなる回収努力 93
6　大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 94
【意見 33】回収等業務委託の委託業務の在り方の検討 95
【意見 34】回収等業務委託の委託業務の業者選定方法の検討 96
7　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 98
【意見 35】速やかな整理 98
【意見 36】貸付金と延滞利息を分けた評価性引当金報告書の作成 99
8　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子 99
【意見 37】速やかな整理 100
9　健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 100
【意見 38】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定 101
【監査の結果 12】評価性引当金報告書における分類の見直し 102
１０　重度障がい者特例支援給付金返還金 102
【監査の結果 13】遅延損害金の調定・請求 103
【意見 39】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定 103
【監査の結果 14】評価性引当金の適切な計上 104
１１　大阪府民生安定資金貸付金（身体障がい者生業資金貸付金） 105
【意見 40】時効の管理 105
【監査の結果 15】延滞利息の調定 106
【意見 41】速やかな整理 107
１２　障がい者扶養共済制度掛金 107
【監査の結果 16】遅延損害金の調定・請求 108
【意見 42】掛金滞納者に対する適切な対応の実施 109
１３　障がい者扶養共済制度年金過払金返還金 110
【監査の結果 17】利息の調定・請求 110
【監査の結果 18】消滅時効の起算日の管理 111
【監査の結果 19】過払金回収に向けた適切な対応の実施 112
１４　障がい者自立センター支援費自己負担金 112
【意見 43】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定 113
【意見 44】回収困難な債権の整理 114
１５　障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入） 114
【意見 45】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定 115
【意見 46】債権回収の妥当性の検証 115
第８　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の私債権に係る監査の結果及び意見 117
1　生活福祉資金貸付金 117
【意見 47】延滞利子の利率に関するホームページ情報の更新 118

２　介護福祉士修学資金等貸付金 118
【意見 48】引当金の計上..... 119
３　保育士修学資金貸付等事業 120
【意見 49】引当金の計上..... 120
４　大阪府身体障害者更生資金特別貸付金 121
【意見 50】速やかな債権の整理..... 122
第９　環境農林水産部の私債権に係る監査の結果及び意見..... 123
１　柑橘母樹園損害賠償金 123
【意見 51】全庁的要領に従った債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄の記載 . 123
【意見 52】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討 124
２　柑橘母樹園代執行弁償金 125
【意見 53】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討 126
３　経営改善資金等貸付金 126
【意見 54】適切かつ迅速な方法での債権質権の実行による債権回収の実施 127
【意見 55】債権管理簿における担保権の現状の適時の反映 128
【意見 56】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証
..... 130
【意見 57】遅延損害金の割合を変更する契約における変更対象の明確化 131
【意見 58】財務規則改正後の遅延損害金の割合の適用基準 132
【意見 59】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証
..... 135
４　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費..... 135
【意見 60】適切な履行確保措置の検討..... 136
【意見 61】法人たる債務者の代表者個人の法的責任に関する検討 137
５　農林漁業振興資金貸付金 138
【意見 62】債権発生から長期間が経過した債権の整理に向けた検討 139
第１０　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見..... 141
１　道路事業弁償金 141
【意見 63】不納欠損引当金の適切な算定..... 141
２　土砂崩落対策事務管理費求償権 142
【意見 64】回収方法の再検討..... 143
【意見 65】現金回収による場合の留意事項等の整備 144
【意見 66】目標処理額の実態に則した設定..... 145
３　不当利得返還請求債権 145
【意見 67】債権分類の判定方法の再検討..... 146
４　倒壊建物撤去費用立替金 147
【監査の結果 20】不納欠損引当金の算定誤り 148

５　都市整備費雑入 148
【意見 68】少額債権に関する柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討 149
第１１　公益財団法人大阪府都市整備推進センターの私債権に係る監査の結果及び意見 .. 151
１　霊園管理料未収入金 151
【意見 69】長期滞納者への対応の強化 152
第１２　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 155
１　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 155
【監査の結果 21】遅延損害金の請求の検討 155
【監査の結果 22】不納欠損引当金の適切な計上 156
【意見 70】保証人に対する請求の強化の検討 156
２　府営住宅退去時補修個人負担金請求権 157
【監査の結果 23】不納欠損引当金の適切な計上 158
【意見 71】回収業務の委託 158
３　汚水処理施設利用費請求権 158
【意見 72】不納欠損引当金の計上 159
【意見 73】支払督促制度の活用等による時効の中断の実現 160
４　団地内施設使用料請求権（離職者等） 160
【意見 74】一部金額の切り離し 161
【意見 75】一部金額の徴収停止及び債権放棄の可能性の検討 161
５　仮住居使用料請求権 162
【監査の結果 24】遅延損害金の請求の検討 162
６　仮住居借上費入居者負担金請求権 162
【監査の結果 25】遅延損害金の請求の検討 163
【監査の結果 26】不納欠損引当金の計上 164
【意見 76】一部金額の切り離し 164
７　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権 164
【意見 77】不納欠損引当金の計上額の増額 165
８　府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権 166
【意見 78】敷金の徴収又は賃料の前払い 166
第１３　大阪府住宅供給公社の私債権に係る監査の結果及び意見 168
１　家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権 168
【意見 79】貸倒引当金の適切な計上 168
第１４　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見 170
１　独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金 .. 170
【意見 80】各学校におけるセンター掛金債権の早期回収に向けた方策 171
【意見 81】コストパフォーマンスを踏まえた適正かつ効率的な債権管理のあり方 ... 172
２　業者使用光熱水費 172

【監査の結果 27】評価性引当金の適切な計上 173
3　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金 174
【意見 82】消滅時効が完成している債権の早期放棄 174
4　高等学校等修学資金奨励費貸付金 175
【監査の結果 28】免除規定適用に関する運用の是正 176
【監査の結果 29】評価性引当金の適切な計上 177
【監査の結果 30】延滞利息の適切な調定・請求 178
【監査の結果 31】適正な時効管理 178
5　大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む） 179
【意見 83】評価性引当金計上に関する取扱いの統一 180
6　社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金 180
【意見 84】少額な遅延損害金の早期の放棄 181
第１５　公益財団法人大阪府育英会の私債権に係る監査の結果及び意見 182
1　奨学金返還請求権 182
【意見 85】奨学金管理システムに係る情報セキュリティ対策の見直し 183
【意見 86】債権回収の実効性を向上させるための法的措置の見直し 183
【監査の結果 32】実態に即した貸倒引当金額の計上 184
第１６　警察本部の私債権に係る監査の結果及び意見 186
1　交通信号設備等損害賠償金 186
【意見 87】時効の更新又は中断措置の実施 188
【意見 88】督促状の再送付の実施 189
【意見 89】適時の財産調査及び法的措置の実施 190
【意見 90】消滅時効の完成した少額の債権についての速やかな債権整理に向けた検討 190
2　光熱水費私費負担金 191
【意見 91】全庁的要領に従った債権回収・整理計画上の債権の分類 191

第４章　最後に 193

本監査結果報告書に記載した数値の多くは概数であるため，表等に記載した合計数値が，その内訳の単純合計と一致しない場合があることにご留意いただきたい。
また，令和元年５月１日以降の年月日を表示する際，便宜上「平成」の元号を使用した部分があるので，ご了承いただきたい。

第１章　包括外部監査の概要

第１　監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第２　選定した特定の事件及び監査対象期間

１　選定した特定の事件（監査テーマ）

私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

２　包括外部監査対象期間

令和元年度（自平成 31 年 4 月 1 日　至令和 2 年 3 月 31 日）

ただし，必要に応じて過年度及び令和 2 年度の事務についても監査対象とした。

第３　事件を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては，大阪府の施策としての重要度，財政への影響度，大阪府民の関心の高さ，過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮した。

大阪府は，債権の回収及び整理の総合的かつ計画的な推進を目的とした「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき，滞納債権の回収及び整理処理の目標を定めた「債権回収・整理計画」を毎年 6 月 1 日から 5 月 31 日の期間で策定するとともに，その結果を 8 月中旬頃に公表している。

しかし，同計画の策定にもかかわらず，私債権の収入未済額は年々増加し，令和元年には 167 億円を超えている。また，未収債権のうち，回収債権が大部分を占めており，不断の回収努力が求められる状況である。

未収債権の額やその回収状況を公表している地方公共団体は稀であり，同条例の制定及び同計画の策定からは，大阪府が，未収債権の増加を重要な課題と捉えて，その回収及び整理に向けて真摯に取り組んでいることが窺われる。

そこで，特に私債権について，その管理方法や回収体制等を総合的に点検し，より効率的で経済的な未収債権の回収を達成することができないかを検討することは非常に有意義であると考えられる。このような観点からの監査の実施は，地方自治法の趣旨である「住民福祉の増進」,「最少の経費で最大の効果」,「組織及び運営の合理化」,「規模の適正化」を達成することにも適うといえる。

以上の理由から，私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行を監査対象として選定することとした。

第４　包括外部監査の方法

１　監査の要点

本年度の監査においては，監査対象として選定した私債権の回収及び整理に関する財

務事務の執行について，以下の基本的視点から監査を実施した。

① 法令等の遵守（地方自治法 2 条 16 項，適法性監査）
② 経済性・効率性・有効性の確保（地方自治法 2 条 14 項，3E 監査）
③ 組織及び運営の合理化（地方自治法 2 条 15 項）
④ 行財政改革を意識した監査

上記基本的視点を基礎として，私債権の回収及び整理について，特に以下の観点に留意して監査を実施した。

① 全庁的に定められたマニュアルやルールに従い，統一的に私債権の管理が行われているか。その運用は，債務者間の公平性等の観点から適切なものか。
② 私債権の発生段階において，各債権の性質や債務者の状況に応じ，回収に向けた適切な措置が講じられ，回収可能性等が検討されているか。
③ 回収対象債権及び整理対象債権の分類は，適切に行われているか。
④ 私債権の回収は，各債権の性質や債務者の状況に応じ，効果的かつ合理的に行われているか。
⑤ 私債権の整理に向けた取組みは，各債権の性質や債務者の状況に応じ，適時適切に行われているか。
⑥ 私債権の管理は，民法その他の法改正に対応する形で行われているか。

2 主な監査の実施手法

(1) 監査の方法

監査手続は概ね以下の手法で行った。

① 大阪府における財務事務のうち，私債権の管理に関する資料の収集及び検討を行った。
② 予備調査段階で，監査委員事務局から，私債権の取扱いに関する全庁的なマニュアルや過去の私債権に関する監査報告書等の資料の提供を受けるとともに，全ての知事部局に対して，私債権の有無とその概要を示す資料の提供を求めた。
③ 新型コロナウイルス感染症の流行に係る状況を受け，同感染症対応のため特に業務が多忙となった健康医療部や商工労働部については，予備調査段階で一部資料提供を受けたものの，監査への対応の負担に鑑み，本調査の対象から除くこととした。
④ 本調査においては，監査対象とした知事部局に対して，各部局が所管する個別の私債権に関するより詳細な質問を行うとともに，個別の私債権の管理に関する資料の提供又は閲覧を求めた。
⑤ 対象部局からの回答及び資料提供を受けた後に，債権を所管する各課室の担当者からのヒアリングを行った。必要に応じて，大阪府による財政的援助団体や出資団体等のいわゆる外郭団体に対しても，当該団体に属する私債権についてのヒアリングを実施した。その他，資料の多寡等の部局ごとの状況に応じて，別途資料閲覧の日程

を設定し，また，追加のヒアリングを実施してきた。

⑥　上記手続の後に，各部局に対し，再度の質問を行い，資料提供を求め又は資料閲覧を行った。

⑦　監査の結果及び意見の案を作成した段階でこれを各部局に示し，事実関係に誤りがないか等について意見を聴取した。

(2)　監査手続において留意した事項

①　各部局が所管する個別の私債権の管理状況を精査するとともに，各私債権に共通する課題がないか等，横断的な視点を意識した。

②　個別の私債権の管理状況の精査に当たっては，6 名の監査人補助者により詳細かつ適切に検討を実施できるよう，部局又は団体ごとに，主に検討を担当する主担当補助者１名とそれを補佐する副担当補助者１名を決定した。各補助者において，自身の担当部局ないし団体の私債権の状況を第一次的に検討するとともに，全員が参加する会議の場を頻繁に設け，各補助者の検討の経過や内容，問題意識を共有するよう努めた。

③　令和 2 年に生じた新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み，多人数が密になる状態でのヒアリングはできる限り避け，特に報告書の内容についての意見交換の段階では，各部局の窓口担当者と監査人補助者とが電話やメールなどで連絡を取るようにすることで効率的な監査を実施するよう心掛けた。

④　包括外部監査人補助者の経験がある公認会計士 1 名が補助者として加わり，会計的視点からの監査を心掛けた。

(3)　監査対象とした私債権等の一覧

	部局又は団体	私債権の名称
1	政策企画部	災害援護資金貸付金
2	政策企画部	青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金
3	政策企画部	空港周辺整備機構貸付金
4	政策企画部	関西国際空港株式会社貸付金
5	政策企画部	災害対策要員公舎入居保証金
6	政策企画部	少年サポートセンターの保証金，敷金
7	総務部	小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金
8	総務部	委託物品契約の解除に係る違約金
9	総務部	退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息
10	総務部	咲洲庁舎の貸付契約に係る債権
11	総務部	市町村施設整備資金貸付金
12	財務部	土地貸付料
13	財務部	土地貸付料に係る違約金及び延納利息
14	財務部	民事執行費用等
15	公益財団法人大阪観光局	元職員 A に対する損害賠償債権
16	公益財団法人大阪観光局	元職員 B に対する損害賠償債権
17	公益財団法人大阪観光局	周遊パス事業未収金
18	公立大学法人大阪	獣医臨床センター診療報酬債権

19	公立大学法人大阪	光熱水費の未収債権
20	公立大学法人大阪	放射線研究センター検査収益
21	福祉部	大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金
22	福祉部	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金
23	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金
24	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金
25	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金
26	福祉部	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
27	福祉部	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金
28	福祉部	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子
29	福祉部	健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分
30	福祉部	重度障がい者特例支援給付金返還金
31	福祉部	大阪府民生安定資金貸付金(身体障がい者生業資金貸付金)
32	福祉部	障がい者扶養共済制度掛金
33	福祉部	障がい者扶養共済制度年金過払金返還金
34	福祉部	障がい者自立センター支援費自己負担金
35	福祉部	障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入）
36	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	生活福祉資金貸付金（延滞利子含む）
37	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	介護福祉士修学資金等貸付金
38	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	保育士修学資金貸付等事業
39	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	大阪府身体障害者更生資金特別貸付金
40	環境農林水産部	柑橘母樹園損害賠償金
41	環境農林水産部	柑橘母樹園代執行弁償金
42	環境農林水産部	経営改善資金等貸付金
43	環境農林水産部	大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費
44	環境農林水産部	農林漁業振興資金貸付金
45	環境農林水産部	青年就農給付金
46	都市整備部	道路事業弁償金
47	都市整備部	土砂崩落対策事務管理費求償権
48	都市整備部	不当利得返還請求債権
49	都市整備部	倒壊建物撤去費用立替金
50	都市整備部	都市整備費雑入
51	都市整備部	渋滞対策特定都市高速道路整備事業特別貸付金
52	都市整備部	大阪外環状線鉄道建設費貸付金
53	都市整備部	有料道路整備特別貸付金
54	都市整備部	止々呂美小学校・中学校の譲渡に伴う割賦債権
55	公益財団法人大阪府都市整備推進センター	霊園管理料未収入金
56	住宅まちづくり部	府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権
57	住宅まちづくり部	府営住宅退去時補修個人負担金請求権
58	住宅まちづくり部	汚水処理施設利用費請求権
59	住宅まちづくり部	団地内施設使用料請求権（離職者等）
60	住宅まちづくり部	仮住居使用料請求権
61	住宅まちづくり部	仮住居借上費入居者負担金請求権

62	住宅まちづくり部	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権
63	住宅まちづくり部	府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権
64	住宅まちづくり部	団地内施設使用料請求権（離職者駐車場）
65	住宅まちづくり部	事業用定期借地契約に基づく貸付料請求権
66	住宅まちづくり部	一般定期借地契約に基づく貸付料請求権
67	住宅まちづくり部	事業用定期借地契約の解除に基づく違約金及び損害金請求権
68	大阪府住宅供給公社	家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権
69	教育庁	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金
70	教育庁	業者使用光熱水費
71	教育庁	高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金
72	教育庁	高等学校等修学資金奨励費貸付金
73	教育庁	大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む）
74	教育庁	社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金
75	教育庁	大阪府私立幼稚園経常費補助金返還金
76	教育庁	大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金返還金
77	公益財団法人大阪府育英会	奨学金返還請求権
78	警察本部	交通信号設備等損害賠償金
79	警察本部	光熱水費私費負担金

第５　監査の対象機関

① 知事部局
② 教育庁
③ 警察本部
④ 外郭団体のうち，公益財団法人大阪観光局，公立大学法人大阪，社会福祉法人大阪府社会福祉協議会，公益財団法人大阪府都市整備推進センター，大阪府住宅供給公社，公益財団法人大阪府育英会

第６　監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	西出智幸
補助者	弁護士	安部将規
	弁護士	西尾和則
	弁護士	高田翔行
	弁護士	藤原和久
	弁護士	吉岡沙映
	公認会計士	浦野清明

第７　往査等の状況

監査手続においては，主に，監査人事務所や補助者事務所における会議（オンラインミーティングを含む。）や記録精査・報告書起案に関する業務，並びに大阪府庁に赴いてのヒアリング及び資料閲覧などの業務を実施した。

令和２年４月から令和３年１月までの 10 か月間に，監査人及び補助者個々人による業務のほか，全員による監査人事務所またはオンラインでの会議を計 26 回行った。また，必要に応じて，主担当補助者及び副担当補助者の間での会議等も実施した。

往査等の概要は以下のとおりである。なお，以下の資料閲覧，ヒアリング及び意見交換のうちには，監査人及び補助者が各所属事務所において電話又は電子メール等により行ったものは含まれない。

＜往査等の状況＞

年月日	場所・主な対象部局又は団体	内容	監査人	補助者
R2.9.18	大手前庁舎・都市整備部	資料閲覧		1
R2.10.5	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		1
R2.10.6	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		1
R2.10.7	大手前庁舎・福祉部	ヒアリング	1	6
R2.10.7	大手前庁舎・財務部	ヒアリング	1	6
R2.10.7	大手前庁舎・教育庁	ヒアリング	1	5
R2.10.7	大手前庁舎・政策企画部	ヒアリング	1	3
R2.10.7	大手前庁舎・府警本部	ヒアリング		2
R2.10.8	大手前庁舎・総務部	ヒアリング		4
R2.10.8	大手前庁舎・都市整備部	ヒアリング		2
R2.10.8	咲洲庁舎・環境農林水産部	資料閲覧・ヒアリング	1	2
R2.10.8	咲洲庁舎・住宅まちづくり部	ヒアリング	1	4
R2.10.8	咲洲庁舎・府民文化部	ヒアリング	1	4
R2.10.21	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		1
R2.10.27	私学会館・育英会	資料閲覧・ヒアリング	1	2
R2.10.30	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		1
R2.11.10	住宅供給公社	ヒアリング	1	2
R2.11.16	大手前庁舎・教育庁	ヒアリング		2
R2.11.24	大手前庁舎・教育庁	ヒアリング		2
R2.11.30	大阪府立大学りんくうキャンパス・公立大学法人大阪	ヒアリング		1
R2.12.3	大阪観光局	ヒアリング		1
R3.1.13	大手前庁舎・都市整備部	意見交換	1	2
R3.1.13	大手前庁舎・政策企画部	意見交換		3
R3.1.13	大手前庁舎・教育庁	意見交換		3
R3.1.13	大手前庁舎・住宅まちづくり部	意見交換		2
R3.1.13	大手前庁舎・公立大学法人大阪及び大阪観光局	意見交換	1	2

R3.1.13	大手前庁舎・環境農林水産部（オンラインミーティングにより実施）	意見交換	1	2
R3.1.13	大手前庁舎・財務部	意見交換	1	2
R3.1.14	大手前庁舎・福祉部	意見交換		2
R3.1.14	大手前庁舎・財務部	意見交換	1	2
R3.1.15	大手前庁舎・福祉部	意見交換	1	3
R3.1.15	大手前庁舎・教育庁	意見交換		2
R3.1.15	大手前庁舎・総務部	意見交換	1	2
R3.1.21	大手前庁舎・警察本部	意見交換	1	2

第８　包括外部監査の実施期間

令和２年４月１日から令和３年１月31日まで

第９　利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第１０　報告書の構成及び記載方法

１　留意した事項

監査結果報告書は大阪府へ提出するものであるが，公表が予定されていることに鑑み，府民にとって理解しやすい記述を行うよう努めた。また，監査の結果及び意見については，各債権所管課をはじめとする関係者が対応や措置を観念しやすいような記載を心掛けるとともに，今後の大阪府の債権管理に資するものとなるよう，具体的かつ明確な記述に努めた。

２　構成

本報告書は，目次のとおりの構成としている。

監査の結果及び意見については，まず，複数の債権に共通して見られた問題や全庁的な取り組みが必要な問題を「全般的事項に係る監査の結果及び意見」として第３章の冒頭に記載した。続いて，監査対象たる部局又は団体毎に，当該部局の所管債権又は当該団体に属する私債権に関する個別的な監査の結果及び意見を記載した（なお，個別的な監査の結果及び意見は，各部局又は団体に対するヒアリングや開示資料等を通じて把握した事実関係に基づくものであるが，大阪府全体の債権管理体制に対するものであるため，必ずしも各債権の所管部署のみでの対応を求める趣旨ではない）。

３　監査結果の書き分け

監査結果については，原則として次のとおり書き分けている。

【監査の結果】	適法性，合規性，経済性，効率性，有効性の観点から，是正・改善を求めるもの。
【意　　見】	監査の結果には該当しないが，監査人が必要ありと判断したときに，大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

４　監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については簡単な見出しを記載し，見出しの前に監査の結果・意見の別を記載した。監査の結果及び意見については，それぞれ通し番号を付した。

第２章　包括外部監査対象の概要（大阪府私債権の概要）

第１　自治体債権の概要

１　債権の分類

一般に，債権は，金銭の給付を目的とする金銭債権と，それ以外の非金銭債権（財物や労務の給付を目的とする債権）に分類される。

地方自治法上，債権は，「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義され（地方自治法第 240 条），地方公共団体が管理・処分する「財産」としての債権は，金銭債権に限定されている（地方自治法第 237 条 1 項参照）。

地方公共団体の有する金銭債権は，その法的性質に鑑み，公債権と私債権に分類することができる。公債権は，自力執行力の有無により，更に強制徴収公債権及び非強制徴収公債権に分類される。また，大阪府においては，後述する債権回収・整理計画上の分類として，私債権を事実上，貸付金と貸付金以外のものに区分して取扱っている。

＜債権の分類＞

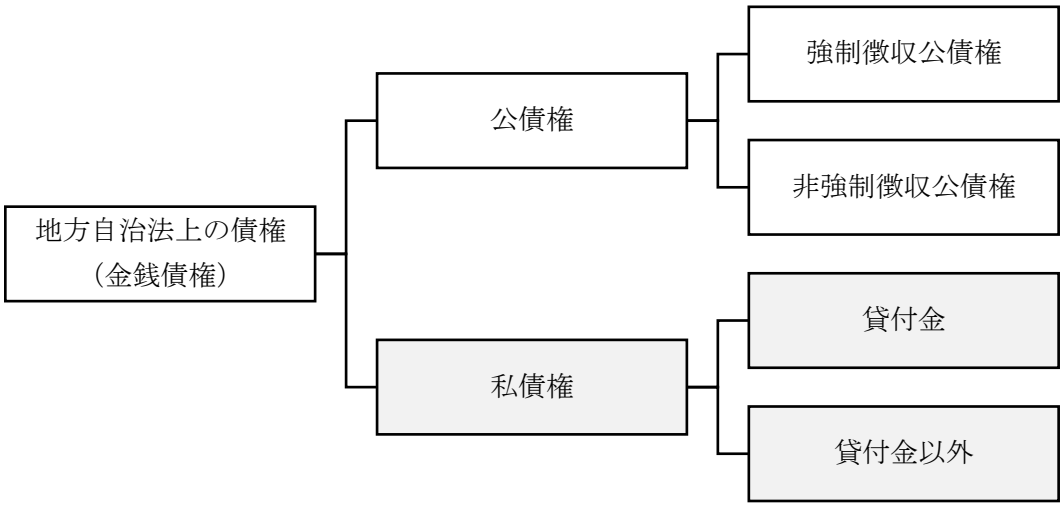

（「債権回収・整理計画の作成について」に基づき作成）

公債権及び私債権についての確立した定義は存在しないものの，大阪府債権回収・整理マニュアル（以下，「債権回収・整理マニュアル」という。なお，以下，特に断りのない限り，令和 2 年 3 月改定版の債権回収・整理マニュアルを指すものとする。）においては，公債権につき，「公法上の原因に基づき生ずる債権」，「行政権の主体として一般私人の有しない特別の権能に基づき生ずる債権」といった定義，私債権につき，「私法上の原因に基づき生ずる債権」，「一般私人のもつ権能と同様の権能に基づき生ずる債権」といった定義が紹介されている。個別具体的な債権について公債権・私債権のいずれに該当するかを判断した複数の裁判例においても，当該債権の発生原因に着目し，それが公法上のものであるか私法上のものであるかを一つの基準としてその区別を図ろうとするものがみられ，

このような区別の観点は一定程度共有されているものと解される[1]。

債権回収・整理マニュアルには，「債権の種別判断チェックリスト」というフローチャートが掲載されており，これを用いて債権の種別を判断するよう推奨されている。

[1] 大阪弁護士会自治体債権管理研究会『改正民法対応版 Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル』（株式会社ぎょうせい・令和 2 年）8 頁は，定まった見解があるわけではないことを前提として，同書における定義として，公債権を「公法上の原因または公法関係から発生した債権」，私債権を「私法上の原因又は私法関係から発生した債権」と定義している。

＜債権の種別判断チェックリスト＞

債権の種別判断チェックリスト

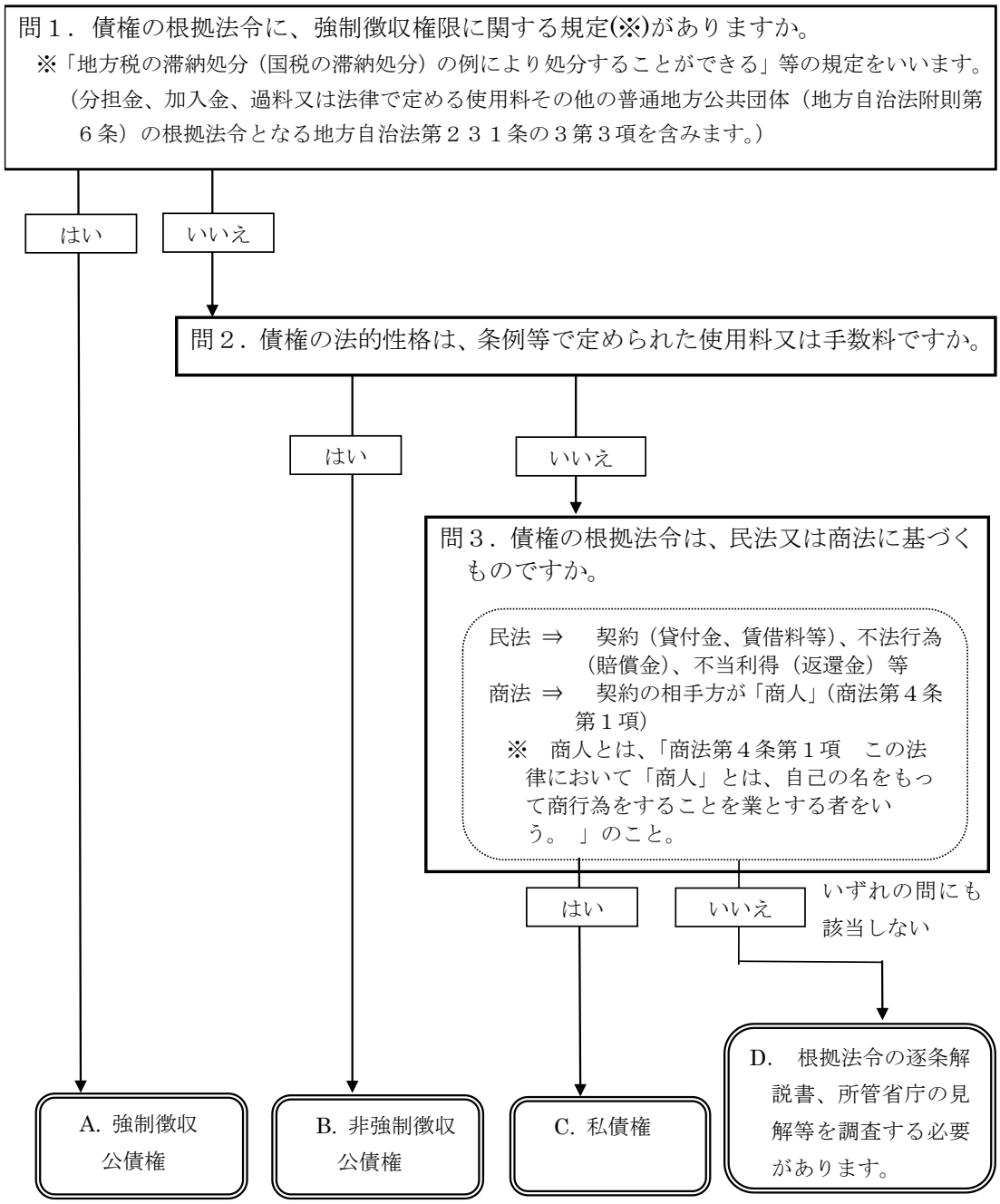

注
１．　問２に該当したとしても、判例により「私債権」と解釈されている場合等は、「私債権」としてください（例：診療料、府営住宅使用料、給水料金等）。
２．　問３のうち、不当利得の原因となった債権が「公債権」（例：給与）である場合は、「公債権」に分類してください。

（債権回収・整理マニュアルより引用）

2　公債権と私債権の差異

公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権の差異は多数の事項にわたり存在するが，ここでは，債権の管理上特に重要と解される点についてのみ述べる。

(1)　時効援用の必要性

公債権は，時効期間の経過により時効の援用がなくとも直ちに時効の効力が生じ，権利が消滅する（地方自治法 236 条 2 項，地方税法 18 条 2 項）[2]。これに対し，私債権は，債務者が時効を援用して初めて時効の効力が確定的に生じる（民法 145 条)。

したがって，私債権の場合，時効期間が経過したとしてもそれのみでは債権は消滅せず，債権者はなお債務者に対し履行を請求して弁済を受けることができる。

他方で，不納欠損処理[3]の段階についてみると，公債権の場合は時効完成により債権が消滅すれば不納欠損処理を行うことができるが，私債権については，債務者が時効を援用しない以上，時効完成を理由として不納欠損処理を行うことはできない。

(2)　時効期間

公債権については，地方自治法 236 条 1 項，地方税法 18 条 1 項により 5 年と定められ，これが原則であるが，国民健康保険料（国民健康保険法 110 条 1 項）や介護保険料（介護保険法 200 条 1 項）のように，個別法において 2 年と定められているものもある。

一方，私債権の場合，債権の発生日が令和 2 年 4 月 1 日以降のもの（その原因である法律行為が施行日である令和 2 年 4 月 1 日より前にされたときを除く。）については，現行の新民法（平成 29 年法律第 44 号。以下においても同様とする。）が適用され，原則として権利を行使できることを知った時から 5 年，又は権利を行使できる時から 10 年である（民法第 166 条 1 項)。債権の発生日が令和 2 年 3 月 31 日以前のもの（施行日以後に債権が生じた場合であって，その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）については，旧民法が適用されるため，債権の種別により，権利を行使できる時から 1 年，2 年，3 年，5 年又は 10 年となる（新民法附則第 10 条第 4 項，旧民法第 170 条ないし第 174 条参照)。なお，商事債権については 5 年の商事消滅時効（旧商法第 522 条）が規定されていたが，民法改正に伴い，同規定は削除された。ただし，これについても経過措置がとられており，施行日前にされた商行為によって生じた債権の消滅時効期間については，旧商法の商事消滅時効が適用される（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条 7 項)。

---

[2] 公債権につき時効援用が不要とされた理由として，判例は，公債権は「その性質上，法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが，当該普通公共団体の事務処理上の便宜及び住民の平等的取扱いの理念（地方自治法 10 条 2 項参照）に資することから，時効援用の制度（民法 145 条）を適用する必要がないと判断されたことによる」（最判平 19 年 2 月 6 日・判時 1964 号 30 項）としている。

[3] 不納欠損の意義については，「３(4)債権管理の流れ」において述べる。

(3) 延滞金・遅延損害金

債務者が納期限までに履行しなかった場合，公債権では延滞金を，私債権では遅延損害金を徴収することができる。

公債権では，個別の法令に定めがある場合のほか，原則年 14.6%（なお，納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については，年 7.3%）の割合により計算した延滞金を徴収する（大阪府税外収入延滞金徴収条例第 2 条第 1 項)。

私債権の場合，特段の合意のない場合には民法上の法定利率年 3%，合意のある場合には約定利率による遅延損害金を請求できる（民法 419 条，民法 404 条)。

なお，民法改正により，法定利率は年 5%から年 3%となったが，新民法の施行日前に遅滞の責任を負った場合には，その遅延損害金を生ずべき債権には旧法の法定利率が適用される（新民法附則第 17 条 3 項)。債権回収・整理マニュアル 70 頁においても，「法定利率により遅延損害金を徴収する場合は，最初に遅延損害金が発生した時点での利率がその後ずっと適用され，法定利率が変動したからといって，既に遅延損害金が発生している債権の遅延損害金の率が変動することはありません。」との記載がある。

財務規則（昭和 55 年 3 月 31 日大阪府規則第 48 号。以下，「財務規則」という。）第 71 条 2 項は，法令で特別の定めのある場合又は知事が別に定める場合以外における履行遅滞による違約金の割合について定めているところ，この規定も令和 2 年 4 月 1 日に改正され，その割合は年 5%から年 3%となった。

第２　大阪府における私債権の概況

１　財務諸表の推移

新公会計制度による大阪府の財務諸表（貸借対照表）における，未収金及び貸付金並びにこれらに関して計上されている不納欠損引当金，貸倒引当金の推移は以下のとおりである。

＜平成 27 年度～令和元年度　貸借対照表（一部）の推移＞

（単位：百万円）

科目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
Ⅰ流動資産					
未収金	43,022	40,104	39,951	33,649	33,192
内税未収金	25,122	22,176	18,531	15,101	13,280
内その他未収金	17,900	17,928	21,420	18,547	19,912
不納欠損引当金	△14,249	△13,070	△12,592	△12,184	△11,937
短期貸付金	14,536	30,729	12,703	12,641	12,257
貸倒引当金	△147	△127	△169	△169	△85
Ⅱ固定資産					
長期貸付金	211,229	216,780	215,171	209,260	203,641
貸倒引当金	△2,442	△2,181	△1,787	△1,866	△1,913

（大阪府ホームページより抜粋）

令和元年度末において，その他未収金は199億1200万円，貸付金は合計2158億9800万円が計上されている。未収金のうち，税未収金及び不納欠損引当金は減少傾向にあるものの，私債権の収入未済額が主に計上されるその他未収金は増加傾向にある。貸付金は，平成28年度において増加しているものの，その後は減少傾向にある。

２　私債権（収入未済額）の推移

大阪府の収入未済額のうち，私債権の部局別残高の推移は以下のとおりである。

なお，過去5年間で私債権の収入未済額が発生していない部局及び企業会計分は除いて推移表を作成している。

＜平成 27 年度～令和元年度　私債権（収入未済額）の推移＞

（単位：百万円）

部局名	H28.5.31	H29.5.31	H30.5.31	R1.5.31	R2.5.31
政策企画部	8	7	6	5	4
総務部	46	45	45	38	256

財務部	13	13	14	13	12
福祉部	735	634	570	545	518
健康医療部	180	183	175	170	166
商工労働部	627	553	612	650	643
環境農林水産部	2,790	2,828	2,886	2,938	2,995
都市整備部	7,198	7,276	7,408	7,506	7,524
住宅まちづくり部	3,686	4,152	4,437	4,780	5,328
議会事務局	1	－	－	－	－
教育庁	54	32	49	44	42
警察本部	7	6	9	12	13
合計	15,344	15,731	16,211	16,701	17,501

（大阪府提供資料に基づき作成）

令和2年5月末時点で，私債権（収入未済額）の総額は175億100万円となっており，環境農林水産部，都市整備部，住宅まちづくり部の3つの部局で全体の90％を占めている。

全体として減少傾向にある部局が多いものの，残高の大部分を占める以下の3部局が増加傾向にあることから，全体として増加傾向にある。

環境農林水産部は，平成25年度に，食肉安定供給事業運営資金貸付金につき貸金返還請求訴訟を提起して，これにより期限の利益が失われた残額計22億8510万円を一括で調定したところ，その後債務者による弁済がなされず，現在も収入未済額の大部分は同貸付金に係るものとなっている。平成28年以降の増加傾向は，後述する分割納付中の経営改善金貸付金2件について，納付期限が到来するごとに順次調定が行われていることによるものである。

都市整備部の私債権（収入未済額）は，後述の道路事業弁償金61億8900万円と土砂崩落対策事務管理費求償権13億1300万円が大部分を占め，後者の債権が平成27年度9億6900万円から令和元年度13億1300万円に増加していることにより増加傾向となっている。

住宅まちづくり部の私債権（収入未済額）は，後述の府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権が大部分を占め，この金額が増加していることにより増加傾向となっている。

なお，総務部は令和元年度において，咲洲庁舎賃料の収入未済が2億1600万円発生したことから令和2年5月31日時点の私債権（収入未済額）が前年度と比較し大幅に増加している。

＜私債権（収入未済額）に占める各部局の割合（令和２年５月 31 日）＞

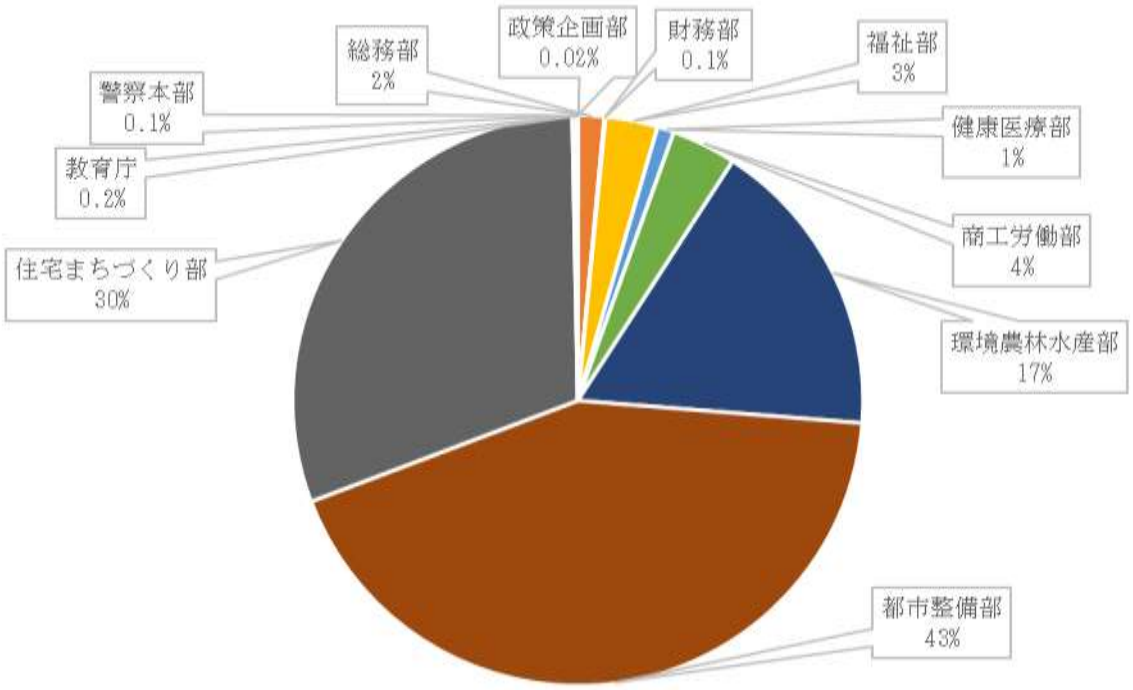

（大阪府提供資料に基づき作成）

３　貸付金の推移

大阪府の貸付金の部局別残高の推移は以下のとおりである。

なお，過去5年間で貸付金残高の発生していない部局は除いて推移表を作成している。

＜平成 27 年度～令和元年度　貸付金の推移＞

（単位：百万円）

部局名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
政策企画部	43,563	41,664	39,758	37,853	36,181
総務部	28,708	26,689	25,610	25,023	24,603
福祉部	9,289	8,285	7,244	7,043	6,810
健康医療部	27,432	56,556	57,116	54,661	52,420
商工労働部	28,640	28,220	11,491	11,427	10,999
環境農林水産部	3,968	3,900	3,851	3,791	3,747
都市整備部	22,296	20,950	22,219	22,278	22,060
住宅まちづくり部	45,400	44,846	44,290	43,733	43,173
教育庁	37,313	37,171	36,953	36,762	36,576
合計	246,607	268,282	248,532	242,571	236,569

（大阪府提供資料に基づき作成）

令和元年度末時点で，貸付金の総額は2365億6900万円となっている。平成28年度においては，健康医療部で独立行政法人大阪府立病院機構への追加貸付315億6600万円が行われたことにより増加したものの，ほとんどの部局で減少傾向にあり，全体としても減少している。

なお，平成29年度には，商工労働部においておおさか地域創造ファンド事業資金貸付金の事業終了に伴う返済が162億円あったことから大幅に減少している。

＜貸付金に占める各部局の割合（令和２年３月31日）＞

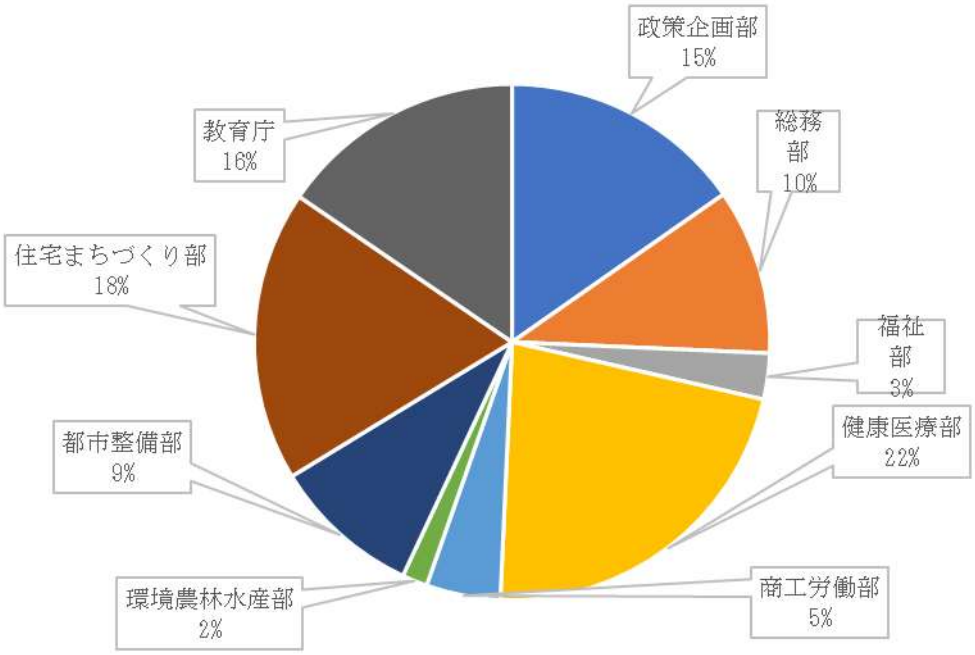

（大阪府提供資料に基づき作成）

４　各種団体の状況の概要

大阪府は多くの財政的援助団体や出資団体を有している。本年度の監査において，監査の対象とした各種団体は以下のとおりである。

(1)　公益財団法人大阪観光局

ア　概要

名称	公益財団法人大阪観光局
設立目的	大阪府，大阪市及び堺市の歴史的，文化的及び経済的特性を活かし，大阪府，大阪市及び堺市における観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより，地域経済の活性化を図り，もって，世界に開かれた国際観光都市としての発展に寄与するとともに，国民の生活，文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

基本財産	235,163 千円（令和 2 年 3 月 31 日時点） なお，大阪府の実質的な出捐は 50,000 千円（21%）	
所管課	府民文化部都市魅力創造局企画・観光課	
沿革	年月	内容
	平成 15 年 4 月	財団法人大阪観光コンベンション協会　発足 （財団法人大阪コンベンションビューロー，社団法人大阪府観光連盟及び社団法人大阪観光協会が統合）
	平成 27 年 4 月	公益財団法人大阪観光局　発足（組織体制と名称を変更）

イ　事業内容

公益財団法人大阪観光局（以下,「大阪観光局」という。）ホームページによれば，その実施事業は以下のとおりである。

①観光客の誘致及び滞在支援
②コンベンションの誘致及び開催支援
③観光・コンベンション都市大阪の広報及び宣伝
④観光・コンベンションに関する調査研究・企画，情報収集及び提供
⑤観光・コンベンションに関する観光資源の開発・人材育成
⑥観光施設の運営管理
⑦賛助会員に関する事業
⑧物品販売・独自ブランド品の製作・各種ロゴマークを使用したライセンス事業並びに物品販売代理店に関する事業
⑨旅行業法に基づく旅行業
⑩損害保険代理業に関する事業
⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ　財務諸表の推移

大阪観光局の平成 29 年度から令和元年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。

＜平成 29 年度～令和元年度　財務諸表の推移＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	1,641	1,477	755
負債合計	1,128	1,044	476
正味財産合計	513	433	279
正味財産増減計算書			
経常収益	1,252	1,202	1,149

経常費用	1,182	1,254	1,208
当期経常増減額（※）	70	△51	△59
当期一般正味財産増減額	70	△69	△58

（大阪観光局ホームページより作成）

(2) 公立大学法人大阪

ア 概要

名称	公立大学法人大阪	
設立目的	豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし，広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに，都市を学問創造の場と捉え，社会の諸問題について英知を結集し，併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し，その成果を社会へ還元することにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与するため，地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき，大学及び高等専門学校を設置し，及び管理することを目的とする。	
基本財産（資本金）	175,932,656 千円（令和 2 年 3 月 31 日時点） なお，大阪府の実質的な出捐は 73,621,775 千円（41.8%）	
所管課	府民文化部府民文化総務課	
沿革	年月	内容
	平成 31 年 4 月	公立大学法人大阪　発足 （公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が統合）

イ 事業内容

公立大学法人大阪（以下,「大学法人」という。）ホームページによれば，その実施事業は以下のとおりである。

①大学及び高等専門学校を設置し，これを運営すること
②学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
③大学法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の大学法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと
④公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
⑤教育研究成果を普及し，その活用を促進すること
⑥上記の業務に附帯する業務を行うこと

ウ 財務諸表の推移

大学法人の平成 29 年度から令和元年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。なお，平成 29 年度及び平成 30 年度については，令和元年度の数値との連続性の観点から，旧公立大学法人大阪府立大学及び旧公立大学法人大阪市立大学の数値を合算したものを記載している。ただし，本監査の対象となるのは旧公立大学法人大阪府立

大学に係る財務事務である。

＜平成 29 年度～令和元年度　財務諸表の推移＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	233,211	229,655	223,090
負債合計	75,527	74,076	70,058
純資産合計	157,683	155,578	153,032
損益計算書			
経常収益	75,763	78,432	80,979
経常費用	75,237	77,910	79,819
経常利益	525	521	1,160

（大学法人ホームページ等より作成）

(3)　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

ア　概要

名称	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	
設立目的	大阪府における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
基本財産	180,966千円（令和2年3月31日時点） なお，大阪府の実質的な出捐は91,166千円（50.4%）	
所管課	福祉部地域福祉推進室地域福祉課	
沿革	年月	内容
	昭和26年 5月	設立

イ　事業内容

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会は，全国に47ある都道府県社協のひとつで，大阪府内41の市町村社会福祉協議会，民生委員児童委員，社会福祉施設，社会福祉関係団体，ボランティアなど公私の関係者の参加を得て，多様な諸事業を展開している。

①福祉活動・事業等の企画・実施

②福祉活動への住民参加の促進，ボランティア活動の振興

③社会福祉事業等の組織化・連絡調整および経営に関する支援

④社会福祉の人材確保，養成・研修事業

⑤判断能力が不十分な人の福祉サービス利用援助に関する事業

⑥福祉サービス苦情解決事業

⑦福祉資金等の貸付事業

⑧地域福祉活動財源の確保および助成

ウ　財務諸表の推移

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の平成29年度から令和元年度における財務諸表（法人単位）の主な項目の推移は以下のとおりである。

＜平成 30 年度～令和 2 年 3 月期財務諸表の推移（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）＞

（単位：百万円）

科目	平成 30 年 3 月期	令和元年 3 月期	令和 2 年 3 月期
貸借対照表			
資産合計	3,010	3,147	2,978
負債合計	1,213	1,207	1,124
純資産合計	1,796	1,940	1,853
法人単位事業活動計算書			
サービス活動収益計	1,470	1,637	1,544
サービス活動費用計	1,498	1,502	1,573
サービス活動外収益計	19	17	16
サービス活動外費用計	23	21	72
経常増減差額	△32	131	△85
当期活動増減差額	△47	143	△88

（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会ホームページより作成）

(4)　公益財団法人大阪府都市整備推進センター

ア　概要

名称	公益財団大阪府法人都市整備推進センター	
設立目的	市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりの推進，公共用地の有効活用による都市環境の改善及び建設発生土等を活用した環境共生型のまちづくりを行うことにより，大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するとともに千里丘陵地区及び泉北丘陵地区における居住者等の利便性を確保することを目的とする。	
基本財産	1,063,400千円（令和2年3月31日時点） なお，大阪府の実質的な出捐は651,067千円（61.2%）	
所管課	都市整備部都市計画室	
沿革	年月	内容
	昭和34年 9月	設立

	平成 7年11月	財団法人大阪府有料道路協会と統合
	平成12年 4月	財団法人大阪府まちづくり推進機構と統合
	平成17年 4月	財団法人大阪産業廃棄物処理公社から阪南2区事業を継承
	平成24年 4月	公益財団法人としての認定を受け，登記完了
	令和 2年 4月	一般財団法人大阪府タウン管理財団と統合

イ　事業内容

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下，「都市整備推進センター」という。）及び令和2年4月に同法人に統合された一般財団法人タウン管理財団（以下，「タウン管理財団」という。）の令和元年度における実施事業は以下のとおりである。

＜実施事業＞

事業区分	実施主体	事業名	事業内容
公益事業	都市整備推進センター	まちづくりコーディネート事業	・土地区画整理事業等の支援に関する事業 ・密集市街地まちづくり活動支援事業 ・まちづくりの初期活動支援事業 ・まちづくりの普及啓発 ・市町村職員技術研修事業 ・市町村道路施設点検等支援
	都市整備推進センター	環境共生型まちづくり事業	・埋立造成業務 ・まちづくり業務
	タウン管理財団	大阪北摂霊園事業	・墓所の貸付 ・合葬式墓地の貸付 ・施設の管理
収益事業	都市整備推進センター	駐車場運営事業	・駐車場の整備，運営
	都市整備推進センター	河川敷の環境保全・魅力向上事業	・堂島川賑わい空間創出事業 ・八軒家浜賑わい空間創出事業
	タウン管理財団	近隣センター事業	・千里地区及び泉北地区の近隣センターの公共公益施設等の管理運営 ・地元市への引継ぎ
	タウン管理財団	土地・建物賃貸事業	・土地の貸付及び建物の管理運営 ・資産の処分
	タウン管理財団	駐車場事業	・月極駐車場の管理運営

（都市整備推進センターホームページより作成）

ウ　財務諸表の推移

都市整備推進センター及びタウン管理財団の平成29年度から令和元年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。

＜平成 29 年度～令和元年度　財務諸表の推移（都市整備推進センター）＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	7,143	6,796	6,468
負債合計	1,132	805	859
正味財産合計	6,010	5,990	5,608
正味財産増減計算書			
経常収益	1,530	1,295	1,442
経常費用	1,545	1,366	1,624
当期経常増減額（※）	△15	△70	△182
当期一般正味財産増減額	23	24	△208

※評価損益等調整前

（都市整備推進センターホームページより作成）

＜平成 29 年度～令和元年度　財務諸表の推移（タウン管理財団）＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	39,106	38,643	37,925
負債合計	11,329	7,798	7,293
正味財産合計	27,776	30,844	30,632
正味財産増減計算書			
経常収益	1,395	1,232	1,083
経常費用	1,316	1,335	1,371
当期経常増減額	78	△102	△287
当期一般正味財産増減額	△4,223	3,067	△211

（都市整備推進センターホームページより作成）

(5) 大阪府住宅供給公社

ア　概要

名称	大阪府住宅供給公社	
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対して居住環境の良好な集団住宅等を供給することで，住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
基本金	3100 万円（令和 2 年 3 月 31 日時点）（大阪府全額出資）	
所管課	住宅まちづくり部都市居住課	
設立	昭和 40 年 11 月	
沿革	年月	内容
	昭和39年	財団法人大阪府宅地協会　設立
	昭和40年	大阪府住宅供給公社　設立 （財団法人大阪府宅地協会を組織変更）
	昭和41年	財団法人大阪府住宅協会（昭和25年設立）を統合
	平成17年	財団法人大阪府住宅管理センター（昭和42年設立）を統合

（大阪府ホームページ及び大阪府住宅供給公社ホームページより作成）

イ　事業内容

大阪府住宅供給公社のホームページによれば，その実施事業は以下のとおりである。

・賃貸住宅等管理事業（大阪府内　約 2 万 2000 戸）
・耐震化事業
・建替事業
・府営住宅管理事業など

ウ　財務諸表の推移

大阪府住宅供給公社の平成29年度から令和元年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。

＜平成29年度～令和元年度　財務諸表の推移＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	231,476	225,950	226,304
負債合計	177,250	169,548	167,880
資本合計	54,226	56,402	58,424
損益計算書			
事業利益	5,615	2,286	2,253
経常利益	5,056	2,067	1,943
当期純利益	2,266	2,175	2,021

（大阪府住宅供給公社ホームページより作成）

(6) 公益財団法人大阪府育英会

ア　概要

名称	公益財団法人大阪府育英会
設立目的	大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で，向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に，奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより，教育の機会均等に寄与するとともに，次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とする。
基本財産	100,000 千円（令和 2 年 3 月 31 日時点） ※出捐総額 379,705 千円のうち大阪府の実質的な出捐は 61,500 千円（16.2%）
所管課	教育庁私学課
設立	昭和 27 年 4 月

（育英会ホームページより作成）

イ　事業内容

公益財団法人大阪府育英会（以下,「育英会」という。）の実施事業は，育英会ホームページによれば以下のとおりである。

・高等学校等在学生への奨学資金の貸付及び高等学校等の入学時増額奨学資金の貸付事業
・奨学金・入学資金貸付返還金の回収事業
・奨学金・特別奨励金の給付事業
・学校教育等の振興を図るための助成事業
・その他，学校法人貸付金の回収

ウ　財務諸表の推移

育英会の平成29年度から令和元年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。

＜平成29年度～令和元年度　財務諸表の推移＞

（単位：百万円）

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸借対照表			
資産合計	55,262	50,352	45,540
負債合計	53,709	48,597	43,556
正味財産合計	1,552	1,755	1,984
正味財産増減計算書			
経常収益	761	710	649
経常費用	773	713	656
当期経常増減額（※）	△12	△3	△7
当期一般正味財産増減額	162	207	236

※評価損益等調整前　　（育英会ホームページより作成）

第３　大阪府における債権管理の状況

１　債権管理に関する法令等

大阪府における債権管理の根拠となる主要な法令・規則としては，地方自治法及び地方自治法施行令の他，財務規則や，財務規則の具体的運用について定めた大阪府財務規則の運用（昭和 55 年審第 1 号，財第 14 号。以下，「財務規則の運用」という。）などが挙げられる[4]。

また，大阪府においては，債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」（以下，単に「条例」という。）が制定されている。

本条例の制定の背景には，平成 19 年 3 月における「大阪府債権管理適正化指針」の策定がある[5]。同指針は，平成 18 年に大阪府の赤字構造からの脱却等を目的として策定された行財政改革プログラム案において，債権管理の適正化が取組みの一つとして掲げられたことや，同年に実施された大阪府における債権管理の実態調査の結果，債権の回収・整理に関するノウハウの蓄積の不十分さなどの理由により，管理が適切に行われているとは言い難い債権が存在するという事情が明らかになったことを踏まえて，債権の発生から回収までの各段階において的確な債権管理の適正化を推進するための基本的事項を示すものとして策定された。同指針は，その序文において，「平成 19 年度から本指針に基づき，府民の貴重な財産である債権の管理に万全を期すべきとともに，公平性を確保すべきとの考え方を基本とした，計画的で適正な債権管理の取組みをすすめる」ことを表明している。

その後，平成 22 年 10 月末に財政構造改革プラン（案）が策定され，同プランにおいて，債権管理の強化対策が歳入確保の重要な一つとして掲げられた。同プランの取組みを踏まえ，平成 22 年 11 月に，債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとして，条例が制定された。

本条例により，知事は債権回収・整理計画の策定を行うべきことや，債権の放棄に係る議会の議決を求めるべき場合の要件などが具体的に定められた。

２　債権回収・整理マニュアル

上記のような指針や条例の整備を受けて，当時の大阪府総務部税務室税政課は，債権管理の担当者が債権回収や整理の基本的な流れを理解するとともに，実務上の詳細について債権管理の実績をさらに発展させ，庁内で幅広く共有することを目的として，平成 23 年 3 月に債権回収・整理マニュアルを作成した[6]。

---

[4] これらの定めのうち，債権管理に関連する具体的な規定については，「３(4)債権管理の流れ」において言及する。

[5] 同指針は，公債権及び私債権の双方に係る債権管理を対象としたものである。

[6] 同マニュアルは，私債権及び公債権の双方に係る回収・整理事務の概要を記載したものであるが，本稿においては，基本的に，私債権を対象とする記載の限りで同マニュアルを検討の対象とする。

同マニュアルにおいては，図表やフローチャートを用いながら，債権の分類ごとの管理上の差異に始まり，債権管理の各段階における具体的な手続や実務上のポイント，関連法令に定められた要件の意義等について解説がなされており，巻末には債権の回収・整理に用いる各種文書の様式集が存在する。

なお，同マニュアルは，策定以来 10 度の改訂を経ており，令和 2 年の民法改正による変更点についても言及されている。

3　債権管理の体制

(1)　債権管理者

大阪府は，債権の適切な管理を図るため，債権管理者を指定して，債権の回収・整理などの職務を担わせている。債権管理者とは，知事又は財務規則第 3 条により債権の管理に関する事務を委任された者をいう[7]。債権管理者は，概ね以下の職務を行うものとされている。

① 債権管理簿の備付け，必要事項の記載（財務規則第 90 条）
② 債権回収・整理計画の策定等（条例第３条）
③ 債権の回収（地方自治法第 240 条第 2 項）
④ 債権の整理（地方自治法第 240 条第 3 項）
⑤ 毎年度 2 回以上の債権管理事務の自己検査（財務規則第 95 条の２）
⑥ 債権現在高通知書の作成（財務規則第 96 条）

実際の債権管理者の職務は，各債権を所管する室課（グループを含む。）及び予算執行機関（以下，「所管室課等」という。）が行っている。各部，会計局，教育庁，警察本部，人事委員会事務局，監査委員事務局及び議会事務局（以下，「部局等」という。）の総務課（グループを含む。）は，「取りまとめ担当課」として，債権管理に関して所管室課等への指導，調整を行う。

(2)　大阪府債権管理推進連絡会議

大阪府は，全庁的な観点から債権管理の適正化を推進するため，平成 18 年 4 月に大阪府債権管理推進連絡会議（以下，「連絡会議」という。）を設置した。

連絡会議の設置は，府議会，府監査委員及び府包括外部監査人による債権管理の状況に関する指摘や，前述した行財政改革プログラム案の策定などを受けて，債権管理のより一層の適正化をめざし，各部局間の連携を強化するとともに，債権管理に伴う庁内の連絡調整を円滑に行うことなどを目的として行われたものである。

連絡会議は，財務部税務局税政課長を座長とし，取りまとめ担当課の課長等から構成され，全庁にまたがる債権管理に係る情報共有や課題検討のほか，債権の状況把握，債権管

[7] 具体的には，教育長，警察本部長，人事委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，府税事務所長，大阪自動車税事務所長，労働委員会事務局長，警察署長その他の予算執行機関の長である。

理に係る指針の作成などを行っている。

(3) 債権特別回収・整理担当

大阪府においては，現在，財務部税務局税政課総務グループに，債権特別回収･整理担当として 2 名の職員が配置されており，この職員らが，債権回収･整理計画の策定及び公表，債権回収・整理に関する研修会の開催，並びに債権の回収･整理処理の取組支援といった事務を担っている。

かつては，総務部税務室税政課に，「債権特別回収・整理チーム」[8]や，「債権特別回収･整理グループ」といった部署が設置されていた。

平成 23 年 4 月に設置された債権特別回収･整理グループは，当初は債権所管課から一定の債権を引き継いで単独でその処理を担い，平成 27 年以降は，徴収に関する知識やノウハウの共有・継承のため，債権所管課と共同で処理を行っていた。

債権特別回収･整理グループによる債権所管課への助言や，弁護士による研修会の開催などを通じて，部局等において自立した債権の回収及び整理が可能になったことから，同グループは平成 29 年 4 月に解消され，現在のように，財務部に債権特別回収･整理担当が配置される体制となるに至っている。

(4) 債権特別回収・整理アドバイザー

大阪府は，平成 23 年 4 月に，大阪府の債権管理を法的な観点から支援する「債権特別回収・整理アドバイザー」（以下，「アドバイザー」という。）という役職を設け，これ以来，弁護士資格を持つ者を継続的にアドバイザーとして雇用している。

アドバイザーは，平成 23 年の導入当時，債権特別回収・整理グループに所属する非常勤職員として雇用されていたところ，平成 29 年 4 月に同グループが解消された後は，債権管理に関する事務を所管する財務部税務局税政課において特別職非常勤職員として雇用されている。

大阪府によれば，現在のアドバイザーの主要な業務は以下のようなものであり，弁護士資格及び法的な視点を活かした債権管理への支援が期待されているとのことである。

①債権の回収・整理関連の相談及びアドバイス

②債権の回収に関する訴訟支援

③債権回収・整理研修の講師

直近の年度において実際に所管課とアドバイザーが対面して行われた相談の件数は，平成 30 年度で 47 件，令和元年度で 34 件，令和 2 年度（ただし 12 月まで）で 32 件である。

また，各所管課の債権管理業務担当者を対象に，債権回収・整理に関する研修会が年に

[8] 財政構造改革プラン（案）の策定などを受けて，条例の制定と同時期の平成 22 年 11 月に設置され，債権回収・整理計画の策定及び公表に向けた調整や，債権回収・整理マニュアルの作成などを行った。

10 回程度開催されており，アドバイザーがその講師を務めている。

４　債権管理の流れ

財務規則第 90 条にいう「適切な債権管理」とは，債権の発生に始まり，債権の回収，債権の放棄等により債権が消滅するまでの全過程を適切に処理し，管理していくことを意味するものとされている（債権回収・整理マニュアル 6 頁)。

以下，法令上の定めや債権回収・整理マニュアルを参照しながら，大阪府における債権回収・整理の流れの概要を述べる。

＜債権回収・整理マニュアルのフロー図＞

債権回収・整理マニュアルのフロー図（私債権・非強制徴収公債権）

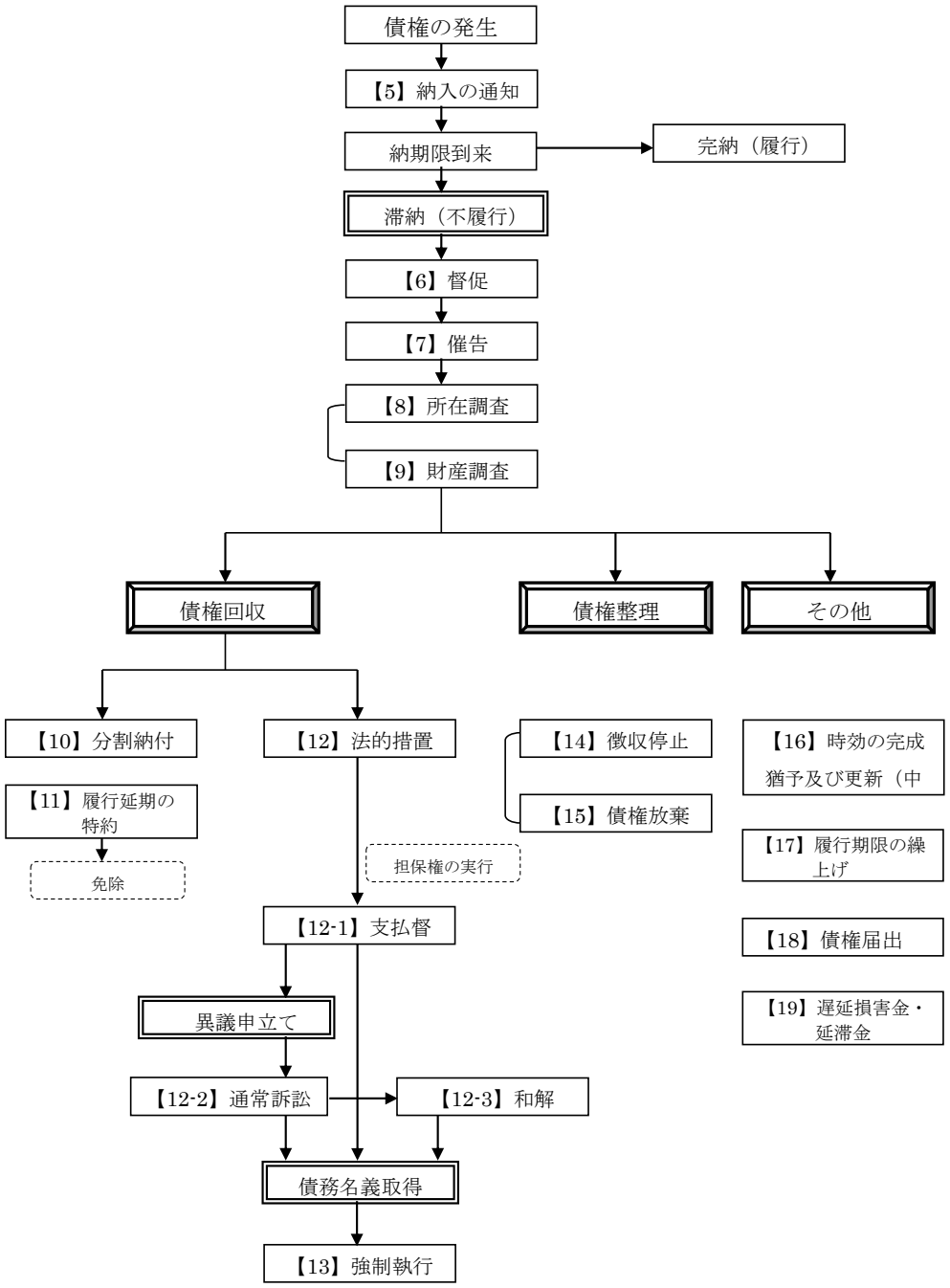

（債権回収・整理マニュアルより引用）

(1) 調定

地方公共団体は，歳入を収入しようとするときには，歳入を調定しなければならない（地方自治法第 231 条)。したがって，私債権を徴収しようとするときに関しても，まず，調定の手続が必要となる。

調定とは，歳入の徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定行為であり，具体的には，当該歳入について，所属年度，歳入科目，納入すべき金額，納入義務者等を誤っていないかどうか，その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して，収入金額等を決定する（財務規則第 22 条 1 項)。債権回収・整理マニュアルにおいては，「歳入徴収者は，債務者に履行を促す意味からも，徴収すべき歳入の金額が確定したときは，直ちに調定するのが望ましいです。」とされている（債権回収・整理マニュアル 14 頁)。

債権回収・整理マニュアル上，調定の時機について特に言及されているものとして，遅延損害金及び法令，契約等により分割して収入する債権（期限の利益のあるもの）がある。遅延損害金については，「元本が全額納付された時点で，徴収すべき金額が確定するため，確定後，直ちに調定してください。」とされており，法令，契約等により分割して収入する債権（期限の利益のあるもの）については，「特約に基づく納付期限が到来するごとに，調定してください。」とされている[9]。

(2) 納入の通知

地方公共団体は，歳入を収入しようとするときには，上記の調定に加えて，納入義務者に対する納入の通知をしなければならない（地方自治法第 231 条)。

納入の通知は，歳入の調定を行ったときに，納入義務者に対してその履行を請求する行為である。したがって，調定とは異なり，対外的行為として位置づけられている（債権回収・整理マニュアル 14 頁)。

(3) 督促

調定及び納入の通知がなされた後，定められた納付期限が経過したにもかかわらず債務の履行がなされず，滞納が生じた場合には，地方公共団体の長は，期限を指定して督促を行わなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項，地方自治法施行令第 171 条。)。

大阪府においては，納期限までに完納されない場合は納期限後 20 日以内に，財務会計システムにより作成した督促状を発送することとされている（財務規則第 32 条，財務規則の運用第 32 条関係）[10]。実際には，財務会計システム上納期限後 20 日以内に納付が確

---

[9] ただし，年額又は数回分を同時に納入義務者に通知する必要があるもの（府営住宅の使用料，学校の授業料等）については，年間分又は数回分をまとめて調定することができるとされている（財務規則の運用第 22 条関係 4)。

[10] なお，債権回収・整理マニュアル 15 頁において，連帯保証人に対する督促は，債務者への督促と同時に行う必要はなく，債務者との交渉状況などを考慮して，最も適切な時期に督促を行うこととされている。

認できないものについて「督促状発送リスト」が作成され，これが各所属に送信される。各所属は同リストを確認の上，督促状兼納付書の出力・発付の手続を行う。

(4) 催告

督促状の送付後も督促状に定めた期限までに納付がなされない場合には，納付を促すため，随時，催告が行われる。催告の具体的方法としては，文書，電話，現地訪問などがある。

債権回収・整理マニュアルにおいては，①滞納となった直後から速やかに催告を実施すること，②交渉経過を債権管理簿へ必ず記録すること，③文書による催告に対して債務者から反応がない場合には，原則として電話や訪問による催告に移行することなどが要請されているほか，④催告を途切れさせず継続的に行うことや，⑤現地訪問時には交渉者・記録者・課内待機者等複数名で役割を分担して臨むことが推奨されている。

(5) 財産調査及び所在調査

債権回収・整理マニュアルにおいて，債務者に送付した催告文書が返送された場合や現地調査で居住が確認できなかった場合には所在調査を行うこととされている。

また，催告・交渉を有利に進めるため，又は，強制執行・分割納付・債権の整理の前提として債務者の財産状況を把握するために必要な場合には，財産調査が実施される。

これらの調査に係る照会は，地方自治法第 240 条 2 項[11]に基づいて行われる。

(6) 分割納付

債権回収・整理マニュアルにおいて，債務者からの弁済は一括納付により受けることが原則とされているが，債務者の生活状況などにより一括納付できない場合には，分割納付を認めることができるとされている。

分割納付を認めるかどうかの判断をするに際しては，資力又は資産の状況が分かる資料の提出を求め，これに基づき債務者の支払い能力を判定する。分割納付を認める場合には，滞納分と新規発生分とを合わせて完納に至る納付計画を立て[12]，債務者には「債務承認及び分納誓約書」を提出させることとなる。

分割納付は債務者に期限の利益を付与するものではなく，分割納付の履行中も残元金に対して遅延損害金・延滞金が発生する。大阪府における運用としては，分割納付が 2 回にわたり不履行となった時点で，未納分を一括納付することを求める書面を送付し，法的措置も検討することとされている。

---

[11]「普通地方公共団体の長は，債権について，政令の定めるところにより，その督促，強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」。

[12] 債権回収・整理マニュアル 28 頁において，分割納付の期間は，強制徴収公債権の取扱いと平仄を合わせ，原則として最長 2 年間を目安とするものとされている。

(7) 履行延期の特約

地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項各号の事由があるときは，債務者との間で履行期限を延長する特約を締結することができる。債務者に資力がない場合や，履行が困難な事情がある場合に，債務者の実情に応じた回収を図るために行われる措置である。

財務規則において，履行延期の特約の期間は原則として 5 年以内（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当する場合にあっては 10 年以内。財務規則第 93 条第 2 項）とされ，特約期間内については年 2.6%以内の率による延納利息を，それ以外の期間は遅延損害金を徴収するものとされている。

履行延期の特約を締結した債権については，当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約を締結した場合は，最初に履行延期の特約を締結した日）から 10 年を経過した後において，なお，債務者が無資力又はこれに近い状態にあり，かつ，弁済することができる見込みがないと認められるときは，当該債権及びこれに係る遅延損害金を免除することができる（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項）。この免除には，議会による議決を要しない。

(8) 法的措置

督促後，催告や交渉を繰り返したにもかかわらず納付意思がなく，かつ資力があると予想される債務者[13]については，担保権の実行，支払督促の申立て，訴訟の提起，強制執行の申立て等の法的措置が検討される。

債権回収・整理マニュアルにおいては，資力があると予想され，かつ，所在が確定している債務者で，督促後，概ね半年間にわたり各種催告を繰り返し実施したにもかかわらず，誠意が見受けられない場合には，原則として，法的措置に移行するものとされている。法的措置に移行する場合は，債務者に対して，これを予告する最終催告書を送付する。

債権回収・整理マニュアルにおいては，債務名義を取得する場合は，原則として支払督促の申立てを行うものとされている。なお，支払督促に関する事務手続きの詳細については，大阪府において独自に債権回収に係る支払督促等に関する事務処理要領が定められているほか，支払督促制度に係る事務手続きマニュアルが作成されている。

(9) 徴収停止

履行期限後，相当の期間を経過してもなお債務が完全に履行されない場合に，債務者の所在調査及び財産調査を行った結果，地方自治法施行令第 171 条の 5 の定める要件に該当する者については，徴収停止の処理を行い，その後の保全及び取立てをしないことができる。

徴収停止後に債務者の資産状況が好転した場合には，徴収停止の措置を取り消さなければならない。他方，徴収停止後もその状態が 3 年間継続しているときには，債権の放棄

[13] 前述のとおり，分割納付中の債務者に 2 回の不履行があった場合も，法的措置の検討対象となる。

に係る議会の議決を求めなければならない（条例第 6 条第 1 項）。

なお，地方自治法施行令第 171 条の 5 各号の文言の解釈など，徴収停止の詳細については，大阪府が独自に「徴収停止等に関する考え方」という要領を作成している。

(10) 債権放棄

条例第 6 条第 1 項は，上記のとおり，徴収停止後もその状態が 3 年間継続しているときに，議会の議決を得て，債権の放棄を行うことを定める。

同条第 2 項及び第 3 項は，消滅時効期間が経過した債権の放棄について定める。

同条第 2 項は，債権金額が 1 万円を超えるものについて，債務者の資力，所在等に関して一定の要件を満たす場合には，債権の放棄に係る議会の議決を求めなければならないとする。

一方，同条第 3 項は，債権金額が 1 万円以下の少額債権については，通常，回収費用が債権額を上回ると見込まれることから，知事の決定により放棄できるとするものである[14]。債権回収・整理マニュアルは，同条 3 項による債権放棄は裁量的なものであることに鑑み，その適用に際しては，期限内に納付している債務者との公平性を確保する観点からも，安易に債権放棄を行うことのないように留意するよう述べている。

[14] 本規定は，平成 26 年 3 月 27 日の条例改正により追加された。

＜債権放棄事務処理フロー図　規則第４条第２項第１号のケース＞

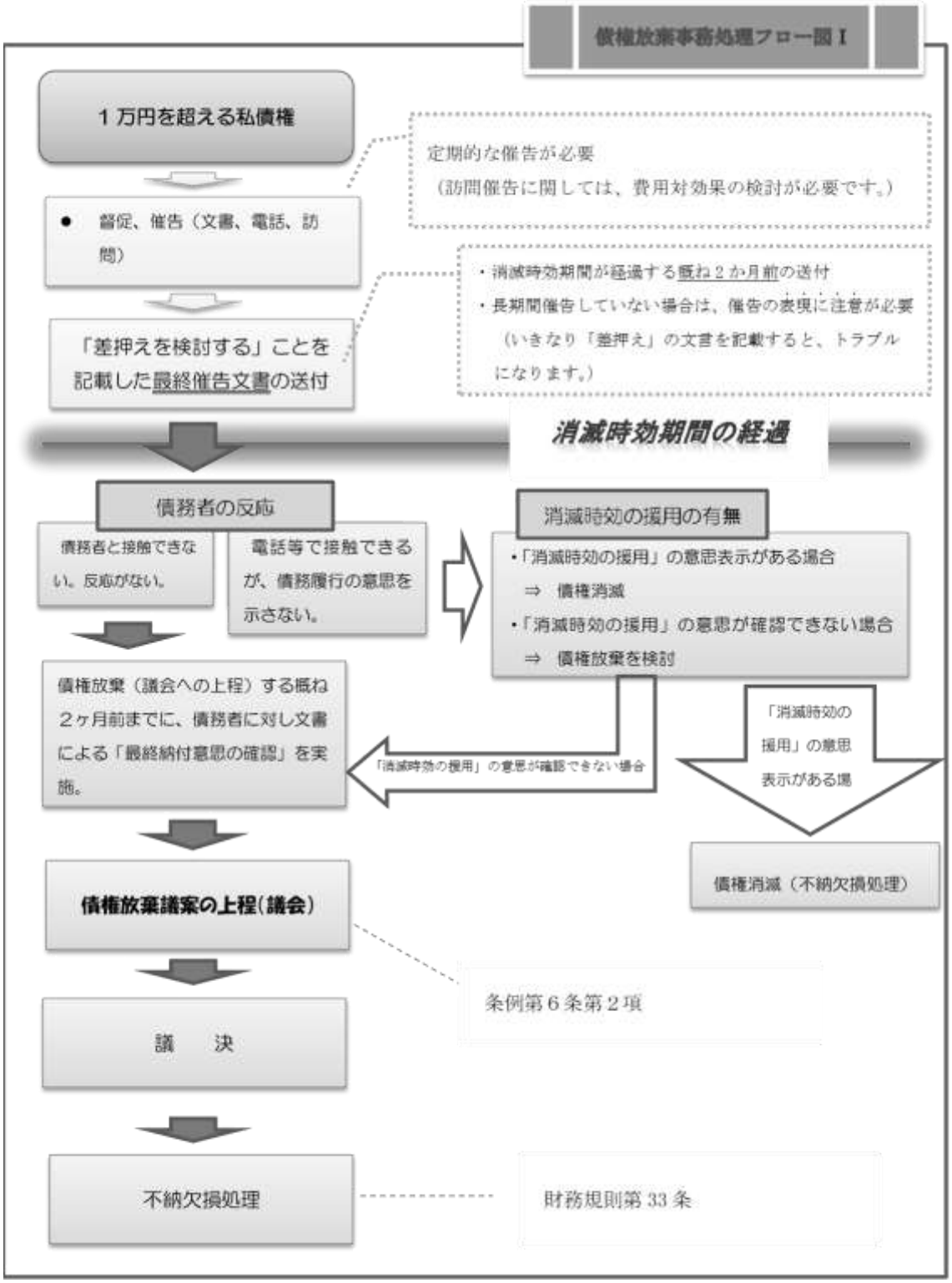

（債権回収・整理マニュアルより引用）

＜債権放棄事務処理フロー図　条例第６条第３項及び第４項のケース＞

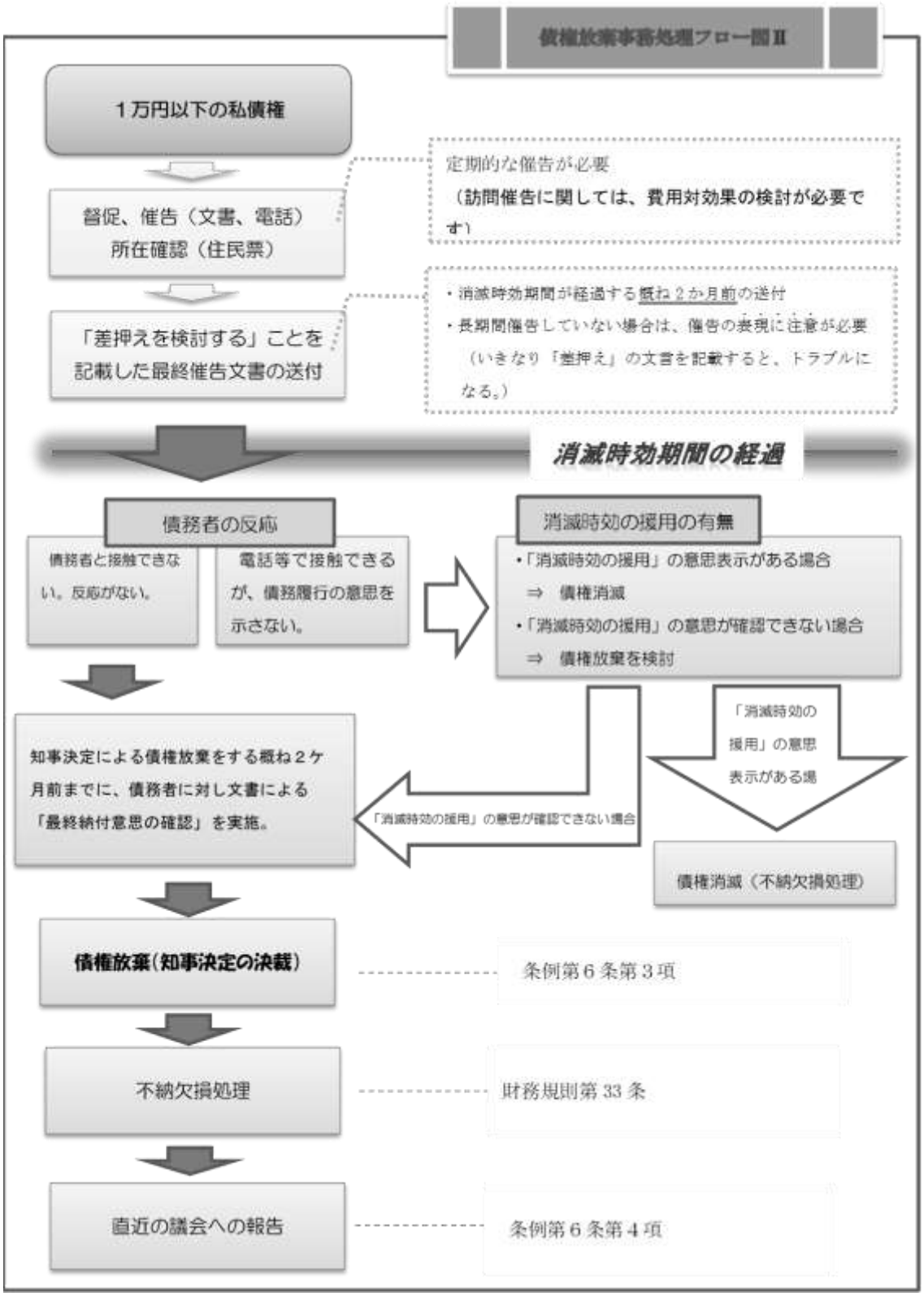

（債権回収・整理マニュアルより引用）

(11) 不納欠損

不納欠損とは，一般に，「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱」であるとされる（行政実例昭和 27 年 6 月 12 日地自行発第 161 号三原市監査委員宛行政課長回答，地方自治制度研究会編『新訂注釈地方自治関係実例集』株式会社ぎょうせい・平成 5 年・786 頁）。財務規則第 33 条は，「歳入徴収者は，歳入について法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をするときは，直ちに当該歳入について収納ができない理由を明らかにした書類により決定し，不納欠損として整理しなければならない。」と定めており，債権回収・整理マニュアル 111 頁においても，「収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための決算上の処理」と説明されている。

大阪府においては，上記の定めに基づき，調定をした歳入に係る私債権が，①時効の完成[15]，②債務の免除，③債権放棄，④債権の消滅[16]のいずれかに該当することとなった場合には，不納欠損処理をしなければならないという運用がなされている。

不納欠損処理をしようとするときは，原則として財務会計システムによって不納欠損伺書を作成し，歳入徴収者の決済を受けることとなる。

5 時効管理

(1) 債権回収・整理マニュアルにおける基本的な考え方

債権回収・整理マニュアルにおいては，消滅時効期間の満了が接近している債権については，個々の事案に応じて，督促，債務承認，法的措置等による時効の更新又は中断の措置を早期に講じることが要請されている。

また，分割して収入する債権（期限の利益のあるもの）については，原則として，各弁済期の債権ごとに時効が進行することに注意するよう述べられている。

(2) 時効の更新（中断）

時効の完成を障害する事由につき，新民法においては時効の更新，旧民法においては時効の中断という概念がとられているところ，新民法・旧民法のいずれが適用されるかは，当該障害事由の発生時点が新民法施行日より前か施行日以降かによって判断される。

法令の規定により地方公共団体がする納入の通知及び督促は，民法第 150 条の規定にかかわらず，時効の更新又は中断の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）。ただし，督促に時効の更新又は中断の効力があるのは，最初の督促に限られる（昭和 44 年 2 月 6 日自治行第 12 号東京都経済局長宛行政課長回答，地方自治制度研究会編『新訂注釈地方

[15] 私債権については，前述のとおり，時効期間の満了のみならず，債務者が消滅時効を援用することが必要である。

[16] 債権回収・整理マニュアル及び財務規則の運用においては，会社の清算が結了したときや，相続において限定承認がなされ，その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用を超えないと見込まれるとき，破産法その他の法令の規定により債務者が免責されたときなどがその例として挙げられている。

自治関係実例集』株式会社ぎょうせい・平成 5 年・839 頁)。なお，納入通知及び督促は，文書が到達した場合に時効が更新又は中断する（地方自治法第 236 条第 4 項)。

また，債務者が債務承認書を差し入れた場合や債務者による一部納付があった場合には，債務の承認に該当し，時効が更新又は中断する（民法第 152 条，旧民法 147 条 3 号)。したがって，分割納付時に債務承認書及び分納誓約書を徴取することは，消滅時効の更新（中断）事由である承認に該当する。債権回収・整理マニュアルにおいては，口頭による承認は証拠力を欠くことから，債務承認の際には，大阪府が定める債務承認書及び分納誓約書の様式に倣って，債務を承認する文言の入った書面に債務者の署名及び押印を求めるよう要請されている。

６　債権回収・整理計画

条例第 3 条 1 項の定めにより，知事は，毎年度，債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画，すなわち，債権回収・整理計画を策定しなければならない。

知事は，債権回収・整理計画を策定したときはこれを公表しなければならず（条例第 3 条 2 項)，進捗状況についても公表しなければならない（条例第 5 条)。

また，知事は，債権回収・整理に関する目標を達成するため，法令，条例及び規則の定めるところに従い，債務者の資力の状況その他の事情に応じた適切な措置を講じなければならないものとされている（条例第 4 条)。

実際の債権回収・整理計画の作成は，大阪府債権の回収及び整理に関する条例施行規則（以下，「施行規則」という。）第 2 条 1 項により，債権管理者（知事又は財務規則第 3 条の規定により債権の管理に関する事務を委任された者）が行う。毎年，取りまとめ担当課の依頼により各室課が債権回収・整理計画を作成し，各室課の作成した計画は取りまとめ担当課に提出される。最終的には，各部局等が所管する債権につき，強制徴収公債権・非強制徴収公債権・貸付金たる私債権・貸付金以外の私債権の４区分ごとに，目標処理額・処理件数や実際の処理額・処理件数などが集計される。

各年度に策定される計画の対象期間は，毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとされており（施行規則第 2 条 1 項)，通例，8 月中旬に当該年度の計画が公表され，翌年 1 月下旬に中間公表，8 月中旬に結果公表が行われる。

＜債権回収・整理計画策定の流れ＞

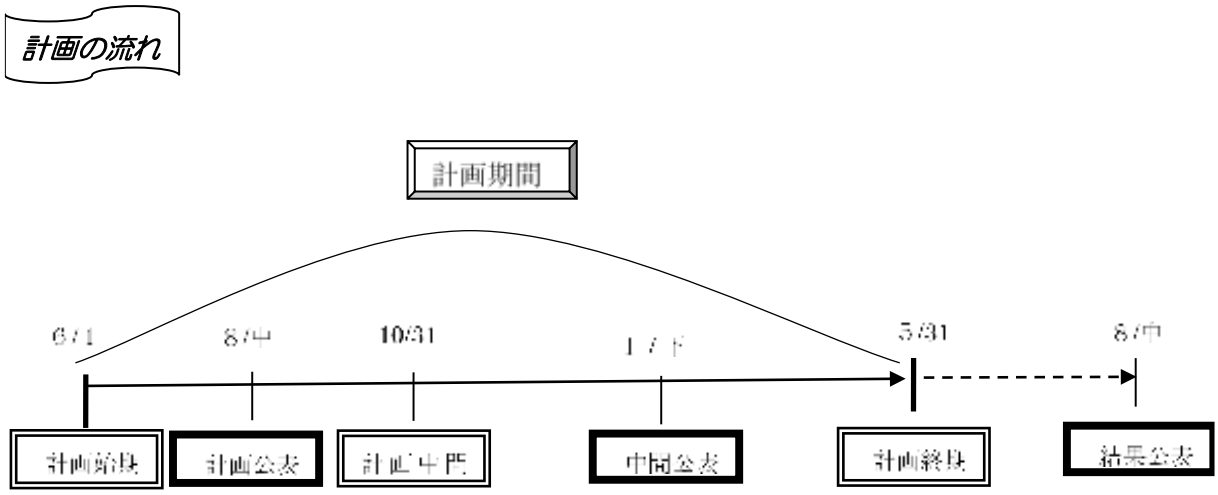

（債権回収・整理マニュアルより引用）

債権回収・整理計画は，部局ごとの総括票と各所管室課等の作成する個票により構成される。

計画への記載事項は大きく分けて，①滞納繰越債権の目標達成状況，②対応状況の内訳，③目標達成状況を踏まえた今後の取組みの 3 項目となっている。各個票に係る債権は「回収対象債権」と「整理対象債権」に分類され，それぞれについて当該計画の対象期間の目標処理額・目標処理件数や，実際に達成された処理額・処理件数が記入される。回収対象債権とは，債権の保全又は取立てをすべき債権をいい，具体的には，催告の継続，訴訟手続及び強制執行手続きなどの回収対応を予定している債権がここに分類される。整理対象債権とは，債権の内容の変更又は消滅すべき債権をいい，具体的には，徴収停止，債権の放棄など，最終的に不納欠損の処理を予定する債権がここに分類される。

大阪府においては，「債権回収・整理計画の作成について」という名称の作成要領が策定されており，財務部長は各部局等に対し，同要領に基づいて当該年度の債権回収・整理計画を作成するよう要請している。「債権回収・整理計画の作成について」においては，回収対象債権・整理対象債権への分類基準や目標処理額の設定の仕方など，債権回収・整理計画上の各記載欄についての具体的な記入方法や記入に当たっての考え方について，指針が示されている。

＜回収対象債権・整理対象債権の区分＞

回収対象債権 … **債権の保全又は取立てをすべき債権**

具体的には、以下の回収対応を予定している債権

① 催告の継続

② 滞納処分（強制徴収公債権に限る。）

③ 訴訟手続及び強制執行手続（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）

④ その他（徴収猶予、換価の猶予、破産手続への対応等）

※「④ その他」に該当する場合には、当初計画では、「１滞納債権の現状」の備考欄に、該当項目、を記載してください。（例：回収対象債権のうち、「破産事件への配当手続き中の債権を含む」など）

整理対象債権 … **債権の内容の変更又は、消滅すべき債権**

具体的には、①～④、⑨の対応を予定し、又は⑤～⑧の事由が生じている債権

（≒最終的に不納欠損の処理を予定する債権）

① 調査の継続

② *滞納処分の停止*（強制徴収公債権に限る。）、
徴収停止（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）

③ 免除（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）

④ 債権の放棄（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）（※）

斜体は現行不納欠損事由

⑤ ***消滅時効の完成***

⑥ ***法人の清算結了***

⑦ ***納入義務者が死亡し、限定承認があったとき。***

⑧ ***法令（破産法第 253 条第１項等）の規定により、責任を免れたとき。***

⑨ その他（履行延期の特約等）

※ 次の要件を満たす場合、議会の議決が必要となります（条例第６条第１項及び第２項）。

・ 徴収停止後、次のア又はイの事由が３年継続した非強制徴収公債権及び私債権（第１項）
ア 無財産（事業休止又は所在不明に限る。）、イ 少額

・ 消滅時効期間が経過した次のア～オの事由のある私債権

ア 無財産、イ 生活困窮、ウ 所在及び財産不明、エ 債権額が回収する費用未満

オ 債務者が消滅時効を援用する可能性が高い（第２項第１号～５号）

※ 消滅時効期間が経過した私債権で債権額が１万円以下の場合、知事決定による債権放棄を行った後、直近の議会への報告が必要となります（条例第６条第３項）。

（債権回収・整理マニュアルより引用。「債権回収・整理計画の作成について」にも，同内容の図が掲載されている。）

第４　新公会計制度による情報開示

１　財務諸表の作成基準

大阪府は，大阪府財政運営基本条例に基づき，府政の透明性を確保する観点から，これまでの官庁会計による単式決算に関する書類に加え，新公会計制度による複式簿記・発生主義に基づく財務諸表を作成し，公表している。この財務諸表の作成にあたっては，以下の基準及び細則が定められている。

大阪府では，新公会計制度により作成される財務諸表及びその他の情報を用いて，従来の官庁会計では見えにくい資産・負債の情報や精緻なコスト情報を提供することにより，市民，議会，投資家に対する説明責任（アカウンタビリティ）の達成や，事業の見直し，改善行動に有益な財務情報を提供することにより，マネジメントの強化を目指している。

＜財務諸表作成に係る会計基準一覧＞

会計基準名称	内容
大阪府財務諸表作成基準	財務諸表作成に当たり，その基準となる事項を定めたもの
細則名称	内容
評価性引当金取扱要領	不納欠損引当金及び貸倒引当金の算定に関する必要な事項を定めたもの
負債性引当金取扱要領	賞与等引当金及び退職手当引当金の算定に関する必要な事項を定めたもの
出資金の減額に関する取扱要領	法人等出資金の減額の算定に関する必要な事項を定めたもの
減損処理取扱要領	固定資産の過大な帳簿価額の適正な金額への減額及び業務運営状況を明らかにするために必要な事項を定めたもの
棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針	棚卸資産の取得価額や評価等の取扱いに関して必要な事項を定めたもの
大阪府公有財産台帳等処理要領	公有財産台帳の管理及び公有財産に関係する複式情報を含む情報を把握するために必要な事項を定めたもの
物品調達システム取扱要領	重要物品を含む物品の管理，出納及び処分に関する本システムの処理に必要な事項を定めたもの
建設仮勘定取扱要領	建設途中又は製作途中における償却資産や事業用資産又はインフラ資産等への振替える際に必要な事項を定めたもの
開始貸借対照表作成要領	新公会計制度導入時における貸借対照表作成に当たり，作成基準の規定によらない事項等を定めたもの

（大阪府ホームページより作成）

大阪府財務諸表作成基準によると，歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した未収金は，税未収金とその他の未収金に分けて財務諸表に計上される。また，これらについて，不納欠損見込額が不納欠損引当金として計上される。なお，不納欠損見込額は，個々の債権の状況に応じた，合理的な算定方法により算定する金額を計上することとされている。

大阪府の有する貸付金は，翌会計年度に償還期限が到来するものを短期貸付金，それ以外を長期貸付金として財務諸表に計上される。これらについても回収不能見込額が貸倒引当金として計上され，その回収不能見込額は，個々の債権の状況に応じた，合理的な算定方法により算定することとされている。

不納欠損引当金及び貸倒引当金の算定方法については，評価性引当金取扱要領において，その詳細が定められている。

２　評価性引当金取扱要領

評価性引当金取扱要領では，大阪府財務諸表作成基準に規定する不納欠損引当金及び貸倒引当金（以下，これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項が定められている。このなかで，以下に記載のとおり，同要領の第5条で引当金計上額の具体的な算定方法が規定されている。

＜評価性引当金取扱要領　第5条＞

（要引当金額の算定）

第５条 要引当金額は，債務者の財政状態又は経営状態等に応じて，個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。

債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが，債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について，債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。

２ 貸倒等懸念債権に該当する債権は，当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合，又は債務の弁済が概ね１年以上延滞している場合など，債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。
３ 一般債権における過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績に基づく要引当金額の算定は，同種の債権ごとに，次の方式により算定する。

不納欠損引当金又は貸倒引当金の要引当金額
＝当該会計年度の収入未済額又は貸付金残高×不納欠損・貸倒実績率　※円未満切り上げ
不納欠損・貸倒実績率

$$= \frac{\text{過去３か年度の不納欠損額及び貸付金償還免除額の合計額}}{\text{過去３か年度の不納欠損額，貸付金償還免除額，収入未済額及び貸付金残高の合計額}}$$

※小数点以下第５位を切り上げ

４ 貸倒等懸念債権の要引当金額について，見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は，債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。
５ 修学のための資金を貸け付ける貸付金について，当該貸付金の施策目的の達成を理由に債務者に対し当該貸付金の債務の返済を免除する金額は，要引当金額の算定において考慮しないこととする。

（大阪府提供資料より抜粋）

大阪府では，当該規定に従って引当金の計上を行うため，各債権の所管課において，「評価性引当金（不納欠損，貸倒）報告書」及び「一般債権にかかる評価性引当金（不納欠損，貸倒）算出表」を作成し，個々の債権の状況に応じた引当金計上額の算定を行っている。

第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）

第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見

１　債権回収・整理計画の適切な作成

【意見 1】適切な債権の分類

大阪府は，全庁的な対応として，債権回収・整理計画やその目標達成状況（進捗状況）を作成するにあたっては，回収可能性等に鑑み，「【作成手順】債権回収・整理計画の作成について」（以下，「作成手順」という。）の分類に従い，適切に回収対象債権と整理対象債権を分類すべきである。

（理由）

大阪府債権の回収及び整理に関する条例は，債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に推進することを目的とし，債権回収・整理計画が策定，公表されることになっている。

債権の回収，整理を計画的に行うには，回収に注力すべき債権とそうではない債権を適切に見極めることにより，真に回収に注力すべき債権に人的，物的資源を集中させることが必要である。また，債権回収・整理計画が公表されるのは，大阪府による債権管理の状況を府民に知らしめることにより，外部からの評価を受ける可能性を生じさせ，大阪府がより適切に債権管理を行うようにするためであると考えられるから，公表される債権管理の状況は実態に即したものである必要がある。これらのことから，適切な債権の分類をすべきとの要請は強いといえる。

それにもかかわらず，大阪府による債権の分類は，回収可能性等に鑑みて適切でないと評価せざるを得ないものがみられた。例えば，以下の表のとおり，回収可能性の有無・程度等の債務者の状況と，継続して催告等を継続することの負担等とを比較すれば回収を目指すべきではないと評価せざるを得ない債権について，未だに回収対象債権に分類しているものがみられた。

＜債権回収・整理計画における債権の分類に関して意見を述べた債権＞

所管部局	債権の名称	債務者の状況（概要）
総務部	委託物品契約の解除に係る違約金	営業実態が無く再開の見込みなし
総務部	平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 27 年 4 月 30 日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権	債務整理を検討するという代理人弁護士名の報告書が発出
福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	相当な期間回収未了
福祉部	健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分	相当な期間回収未了
福祉部	大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金	連絡が取れない
福祉部	障がい者自立センター支援費自己	生活保護受給

	負担金	
福祉部	重度障がい者特例支援給付金返還金	属性からして債権回収が困難
環境農林水産部	柑橘母樹園損害賠償金	目ぼしい財産の存在窺われず
環境農林水産部	柑橘母樹園代執行弁償金	目ぼしい財産の存在窺われず

（監査人による集計）

そこで，大阪府は，全庁的な対応として，債権回収・整理計画やその目標達成状況，進捗状況を作成するにあたっては，回収可能性等に鑑み，作成手順の分類に従い，適切に回収対象債権と整理対象債権を分類すべきである。

なお，この分類にあたっては回収可能性の把握が必要であるから，債務者の収支や財産状況を出来る限り把握するべきである。

【意見 2】適切な目標の設定

大阪府は，全庁的な対応として，個々の債権の実態に即して，債権回収・整理計画の目標（処理額及び処理件数）を設定すべきである。

（理由）

作成手順において，「目標設定については，個々の債務者の状況や今年度予定している取組内容等を踏まえ，実態にそくした目標値の設定をお願いします」と記載されており，個々の債権に係る事情を踏まえて設定する必要がある。

それにもかかわらず，大阪府による目標設定の中には，上記に従っていないと思われるものがあった。例えば，以下の表のとおりである。

＜債権回収・整理計画における目標の設定に関して意見を述べた債権＞

所管部局	債権の名称	指摘内容（概要）
福祉部	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	前年度の実績に一定件数及びその金額を機械的に上乗せ
福祉部	重度障がい者特例支援給付金返還金	分割納付の誓約を取り付けている債権のみを目標回収額に計上し，それ以外の債権について回収可能性の有無及び程度にかかわらず一律に目標回収額に計上せず
都市整備部	土砂崩落対策事務管理費求償権	公債権に優先的に充当される場合において，公債権について完納されるまで相当な期間を要すると思われるにもかかわらず，そのことを考慮せずに私債権について回収目標を設定

（監査人による集計）

そこで，大阪府は，全庁的な対応として，個々の債権の実態に即して，債権回収・整理計画の目標（処理額及び処理件数）を設定すべきである。

なお，目標の設定にあたっては回収可能性の把握が必要であるから，債務者の収支や財産状況を出来る限り把握するべきである。

2　遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む）

【監査の結果 1】遅延損害金の適時の調定に向けた全庁的な取り組み

大阪府は，各私債権に係る遅延損害金について，適時に調定し，債務者に対して請求する運用を定着させるべく，全庁的な取り組みを行うべきである。

（理由）

本監査において監査対象とした債権のうち，遅延損害金（延滞金や延滞利息という名称を用いているものを含む）について監査の結果又は意見を述べた債権は以下のとおりである。

＜遅延損害金について意見等を述べた債権＞

所管部局	債権の名称	意見等の趣旨
政策企画部	青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金	元本との関係でいずれを優先回収するかの整理
総務部	小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金	元本との関係でいずれを優先回収するかの整理
総務部	退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息	法的性質の整理
福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金	調定・請求
福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	調定・債権管理
福祉部	重度障がい者特例支援給付金返還金	調定・請求
福祉部	大阪府民生安定資金貸付金	調定・請求
福祉部	障がい者扶養共済制度掛金	調定・請求
福祉部	障がい者自立センター支援費自己負担金	調定・請求
福祉部	障がい者自立センター光熱水費等自己負担金	調定・請求
住宅まちづくり部	府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権	調定・請求
住宅まちづくり部	仮住居使用料請求権	調定・請求
住宅まちづくり部	仮住居借上費入居者負担金請求権	調定・請求
教育庁	高等学校等修学資金奨励費貸付金	調定・請求

（監査人による集計）

上表において意見の趣旨欄に「調定・請求」と記載した債権については，そもそも遅延損害金をこれまで調定・請求したことがなく，今後も調定・請求する予定がないという債権がほとんどであった。

私債権について発生する遅延損害金は，元本たる金銭債権について履行遅滞が生じれば民法415条1項，419条1項に基づき請求することが可能であり，債務者が遅滞に陥った時点で客観的に発生する債権である。地方公共団体の長において，客観的に存在する債権を理由もなく放置し，免除することは許されず，権利の行使又は不行使について裁量はない。客観的に発生している遅延損害金を調定・請求しないことは，債権放棄を議会の承認なく行っているのと実質的に同じであり，地方自治法96条1項10号の趣旨に反する。

また，監査対象とした他の私債権の中には，遅延損害金を調定・請求している例も多数見られ，元本の完済時に計算して調定・請求する運用が広く採用されていた。このように，債権ごとに取扱いが異なることは，債務者間に不公平性が生じているとの評価を免れない。

以上のとおり，遅延損害金を一切調定・請求しないという運用が，各所管課レベルの判断で広く行われていることは，大きな問題である。大阪府においては，この問題を全庁的なレベルで取り上げ，今回監査の対象としなかった私債権も含めて遅延損害金の調定状況を網羅的に把握し，各所管課の取扱いの適正さを検証すべきである。

なお，遅延損害金と類似するものとして違約金があるが，これについても上記に述べたことが妥当するため，合わせて検討すべきであることを付言しておく。

【意見 3】少額の債権について柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討

大阪府は，遅延損害金を含む少額の私債権について，柔軟な処理を可能とする運用について，全庁的な統一ルールの策定を検討すべきである。

（理由）

遅延損害金について調定・請求しない運用が広く行われていることは上記のとおりであるが，その理由として，①過去に一切遅延損害金を調定・請求していないので，過去の債務者との関係で公平性を欠く，②経済的に困窮している債務者の生活を圧迫することが懸念され，請求することが相当でない，などの説明が各所管課からなされた。

①の理由については，そもそも過去の取扱いが誤っていたものであって，誤った取扱いとの間で公平性を確保する必要などないのであって，公平性の概念を曲解するものである。②の理由については，各私債権の根拠となる要綱・規程等において免除規定があれば，その適用を検討すべき問題ということができるし，支払能力に問題のある債務者に対しては，履行延期の特約等の手段が取り得るから，やはり遅延損害金を調定・請求をしない正当な理由とは言い難い。

もっとも，現実として遅延損害金を請求することで経済的に困窮する債務者の生活が圧迫される状況があることは否定できないし，遅延損害金の性質上極めて少額な債権額にとどまるケースも多く想定されるところ，回収業務に掛かるコストに鑑みれば，そもそ

も調定・請求を躊躇する場面があることも理解できる。そのような例外的場合について，一旦調定・請求した遅延損害金について，その後の督促業務を簡略化し，事実上の債権放棄を可能とする柔軟な運用に一定のニーズがあるのであれば，全庁的取り組みとして統一ルールを定めるべきである。

この点に関して，債権放棄が柔軟にできれば一つの有力な手段といえるが，現行の条例上，消滅時効期間が経過していない債権を放棄するには，徴収停止事由が3年間継続しており，かつ議決を経ることが必要とされている（大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条1項）。また，議決を経ずに知事の権限で放棄ができるのは，消滅時効の経過した1万円以下の債権とされているため（同条例6条3項），現行法の枠組みでは，遅延損害金をはじめとする消滅時効の経過していない少額の債権について，柔軟な債権放棄をすることはできない。

債務を履行した債務者との公平性という観点からは，できる限り回収の努力をすることが望ましく，消滅時効期間の経過していない債権につき，議決を経ずに安易に放棄すべきではないとの見解は概ね首肯できる。一方で，少額の債権に関して長期間にわたり管理コスト及び回収に要するコストが発生する点を鑑みれば，より柔軟な処理を可能とする仕組みの導入を検討する価値はある。

遅延損害金以外の債権でも，例えば，大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム（以下，「オーパス」という。）の利用料については，元本債権が1件あたり500円又は300円という少額であるところ，1回目の口座引去不能となった債務者に通知をし，2回目の口座引去不能となった債務者に納入通知書を送り，それでも納付のない債務者に対しては督促状を1度送付するものの，その後は消滅時効期間が経過するまで特段の取立て行為を行わず，消滅時効完成後の最終通告を省略する形で放棄の手続を取るという運用が採用されている（【意見68】）。かかる運用は，債権回収・整理マニュアルに沿ったものではない。このように，マニュアルに沿わない事務がなされる要因の一つには，少額の債権につきコストや効率性を勘案した柔軟な処理がルールとして整備されていないことが挙げられる。

このような状況から，全庁的な取り組みとして，遅延損害金を含む極めて少額であって回収に掛かるコストが債権額を大きく上回る債権について，より柔軟な処理を可能とする運用を検討されたい。

【意見 4】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化

大阪府は，履行遅滞が生じている債権について，債権回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化するべきである。

（理由）

私債権については民法が適用されるところ，債務者が元本のほか利息（遅延損害金を含む）及び費用を支払うべき場合において，弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときにどの債務に充当するのかについて，民法に定めがある。ま

ず，弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があれば，その順序に従う（民法 490 条）。次に，そのような合意がない場合には，これを順次，費用，利息及び元本に充当しなければならない（民法 489 条 1 項）。すなわち，遅延損害金が発生している私債権について，債務者の弁済が元本と遅延損害金の合計額に満たない場合には，当事者間の合意が無ければ，まず遅延損害金に充当しなければならない。

大阪府の説明では，元本と遅延損害金の充当の優先関係についてどのように取り扱うかについて統一的なルールは定められておらず，債権の所管課の判断で個別に対応しているとのことである。実際の対応としては，契約書等で明確にされないまま，弁済金を元本に優先的に回収し，元本完済後に遅延損害金を計算して請求する取扱いが多いと見受けられる。

この取扱いを民法の上記規定に照らしてみると，債務者と大阪府との間で，元本を優先的に回収する合意（以下，「元本優先合意」という。）があったということになる。

しかし，大阪府として，元本優先合意がどのようになされたと評価しているのかが明確になっていない。この点，「債務承認及び分納誓約書」のひな形（大阪府債権回収・整理マニュアル様式 20 号）をみても，元本を優先的に回収する旨の記載が無く，同マニュアルをみても，元本優先合意に関する記述は見当たらない。債権回収において，元本と遅延損害金のどちらを優先的に回収するかによって，債務者が弁済すべき総額が異なるし，遅延損害金の回収のタイミングにも差が出ることになることから，債務者間の公平の観点等から，この点を明確にしておくことは重要である。

そこで，大阪府は，履行遅滞が生じている債権について，回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化するべきである。

なお，整理等にあたっては，地方公共団体が収入する場合に調定，納入の通知（地方自治法 231 条，同法施行令 154 条）が必要であることや，当該合意が和解（当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約すること。民法 695 条参照。）に該当するのであれば，議会の議決すべき事件に該当すること（地方自治法 96 条 1 項 12 号）に留意する必要がある。

３　評価性引当金取扱要領の運用について

【意見 5】評価性引当金取扱要領に則った評価性引当金計上の徹底

大阪府は，例外的な状況においても可能な限り債権区分の考え方を示すとともに，各所管部局において，評価性引当金取扱要領が適切に運用されるよう，周知徹底すべきである。

（理由）

本監査において調査対象とした債権のうち，評価性引当金の計上に関して監査の結果又は意見を述べた債権は以下のとおりである。

＜評価性引当金に関連して意見を述べた債権＞

所管部局	債権の名称	監査の結果又は意見の対象
政策企画部	災害援護資金貸付金	引当金算定方法の見直し
総務部	咲洲庁舎の貸付契約に係る債権	債権の分類の見直し
福祉部	大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金	債権の分類の見直し
福祉部	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金	債権毎の評価性引当金報告書の作成
福祉部	健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分	債権の分類の見直し
福祉部	重度障がい者特例支援給付金返還金	債権の分類の見直し
都市整備部	道路事業弁償金	引当金算定方法の見直し
都市整備部	不当利得返還請求債権	債権の分類の見直し
都市整備部	倒壊建物撤去費用立替金	引当金算定方法の誤り
財務部	土地貸付料	引当金算定方法の見直し
財務部	違約金及び延納利息	引当金算定方法の見直し
財務部	民事執行費用等	引当金算定方法の見直し
住宅まちづくり部	府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権	債権の分類の見直し
住宅まちづくり部	府営住宅退去時補修個人負担金請求権	債権の分類の見直し
住宅まちづくり部	汚水処理施設利用費請求権	引当金算定方法の誤り
住宅まちづくり部	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権	債権の分類の見直し
教育庁	業者使用光熱水費	債権の分類の見直し
教育庁	高等学校等修学資金奨励費貸付金	債権の分類の見直し
教育庁	大阪府大学修学奨学金貸付金	債権の分類の取扱いの統一

（監査人による集計）

これらの中には，例えば，貸倒等懸念債権の定義に合致するような状況にある債権を一般債権と分類し，引当金を計上していないなど，引当金が過少計上となっているケースが多く見られた。一方，特段の見積り方法がないにもかかわらず，債権の全額に対して引当金を計上するなど，引当金が過大となっているケースもあった。また，係争中であるといった債権区分の考え方が示されていない例外的な場合において，債権によって取扱いが異なっているケースもあった。

評価性引当金は債権の回収可能性を財務諸表に反映させるために計上され，これによ

り，大阪府の財政状態を適切に内外に示す事が可能となる。新公会計制度に基づき，大阪府が財務諸表を作成・公表するにあたって，評価性引当金は重要な役割を果たすことから，上表に記載のように多くの部局・債権において，適切ではないと考えられる状況となっていることは大きな課題である。

大阪府は，例外的な状況においても可能な限り債権区分の考え方を示すとともに，各所管部局において，評価性引当金取扱要領が適切に運用されるよう，周知徹底すべきである。

第２　政策企画部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　災害援護資金貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府内の市町村が被災者に対して貸し付けを行うための資金を大阪府が当該市町村に貸し付けるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">災害弔慰金の支給等に関する法律等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">政策企画部危機管理室防災企画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">大阪府内２市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td>180</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">貸付金額の状況</td><td rowspan="2">貸付残高
R1.3.31</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">貸付残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>56,529</td><td>180</td><td>180</td><td>0</td><td>56,349</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

※　評価性引当金計上額は，債権全体額に対してではなく，未収金に対するものである（原則として以下同じ)。

(2) 私債権の内容の説明

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下,「１　災害援護資金貸付金」において「法」という。）に基づき，災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して市町村が貸付けを行うにあたり，そのための資金を大阪府が当該市町村に貸し付けたことにより生じた債権である。

大阪府内では，平成 7 年に発生した阪神淡路大震災等の被災者に対して豊中市が，平成 30 年に発生した大阪府北部地震の被災者に対して高槻市が，それぞれ貸付けを行っており，これらの資金を大阪府が各市に貸し付けている。なお，大阪府が各市に貸け付けている資金の 3 分の 2 は，大阪府が国から貸付けを受けている。表中の件数は，貸付先の市の数を示している。

この貸付金は，償還期間の終期前 1 年前までは，まず，借入れをした被災者等から各市に償還があった金額につき各市から大阪府に償還することとされ，次いで，その償還額の 3 分の 2 を大阪府から国に償還することとされている（法 15 条 1 項, 2 項)。そうすると，最終的には，償還期間以内に被災者から償還がなされなかった場合でも，各市が償還免除等をしない限り，償還期間の最終年において大阪府に償還がなされるべきことになる。なお，市町村から都道府県への償還期間は 11 年，都道府県から国への償還期間は 12 年である（法施行令 10 条，11 条)。

償還スケジュールは，4 月から 9 月までの半年間に各市に償還があったものについては，10 月に各市から大阪府に償還状況の報告がなされ，翌年 3 月に各市から大阪府に償

還がなされ，同年 9 月に大阪府が国に償還する。10 月から翌年 3 月までの半年間に各市に償還があったものについては，同年 4 月に大阪府に報告がなされ，同年 9 月に償還がなされ，その翌年 3 月に大阪府が国に償還する（法施行令 13 条）。

なお，本債権については，債権回収・整理計画は策定されていない。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 6】評価性引当金報告書における適切な金額の貸倒引当金の計上

大阪府は，災害援護資金貸付金のうち豊中市に係る部分につき，評価性引当金報告書において，豊中市からの回収可能性を踏まえ，適切な金額の貸倒引当金を計上すべきである。

（理由）

評価性引当金取扱要領によると，一般債権の「要引当金額の算定方法」として，「過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する」とされている。

大阪府は，評価性引当金（不納欠損，貸倒）報告書（一般会計，公債管理特別会計）において，本債権につき貸倒引当金を一切計上していないところ，この取扱いは妥当でない。

豊中市が阪神淡路大震災の被災者に貸し付けた災害援護資金は総額約 5 億 6019 万 9000 円であり，そのうち，令和元年度末時点で約 5000 万円（被災者 44 名分）が残存している。また，被災者からの返済は近年進んでおらず，ここ数年は半年あたりの回収額は数十万円以下にとどまっており，特に，直近 2 年は半年あたり数万円の回収にとどまっていることから，このままでは豊中市が被災者から全額を回収すること極めて困難な状況である。このような状況で，豊中市が被災者に対して償還金の支払を猶予したため，大阪府は，豊中市に対して有する貸付金債権につき，平成 19 年，平成 24 年，平成 27 年，平成 30 年及び令和 2 年の合計 5 回履行延期の特約をし，現在の償還期限は令和 4 年 3 月 31 日である。そして，市町村が被災者に対して貸付金債権の償還を免除等した場合には，法 14 条 2 項に基づき，都道府県は，市町村に対し，その免除等した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することになるのであり，豊中市の返済能力に問題がないとしても，被災者からの返済状況と無関係に大阪府が豊中市から償還を受けることはできない。

また，市町村において，支払を滞納している被災者に対して債権回収に努めてきた一方で，被災者の資力が十分でないこと等のため阪神大震災から 20 年以上経過した現在においても回収困難となっていることが問題となっており，この問題の解決を図るため，国は法改正を行った。すなわち，市町村が保証債権を放棄することができるとする規定や，債務免除の要件を拡大する規定等を設けた。これを受け，豊中市は，令和元年 9 月，当該法改正に合わせて条例を改正し，同年 12 月，対象となる保証債権を放棄した。また，現在，豊中市において債務免除に向けて調査を継続しており，大阪府提供資料によれば，既に債務免除をしたものや，債務免除が見込まれるものがあり，その見込額も示されている。ち

なみに，令和 2 年 9 月 30 日時点では免除確定額と免除見込額の合計額が 1687 万 3990 円であり，償還期限である令和 4 年 3 月 31 日に豊中市から大阪府に償還される見込額は 3430 万 0780 円である。このように，豊中市において債務免除等の措置を講じたか，講じる可能性がある貸付金が現に存在しているのであり，豊中市による債務免除等が確定した場合には，大阪府において債務免除することになる。

そうすると，豊中市への貸付けについて，上記のとおり償還期限の延長が 5 回もなされ，償還期間である 11 年を優に過ぎてもなお約 5000 万円もの債権が残存し，もはや被災者からの回収が極めて困難となっている債権について，上記のとおり豊中市が債務免除に向けて処理を具体的に進めている現状においては，貸倒引当金を一切計上しない取扱いは合理的な算定基準に基づいているとはいえない。

よって，本債権につき，適切な金額の貸倒引当金を計上すべきである。

なお，平成 25 年度包括外部監査において，本債権について全額回収可能であるとは判断し難く，回収可能性の判断にあたっては，今後の免除予定等も踏まえる等して行うべきである旨の指摘がなされている。この指摘に対しては，措置等の状況において，償還免除については，国の省庁間で協議がなされていること等が記載されている。現在においては，上記のとおり国が法改正をした上，大阪府提供資料によれば，豊中市が現に免除し，又は，免除する見込額が具体的に決まっていることから，豊中市が償還免除をする部分があること，つまり，大阪府も償還免除をすることとなり回収できない部分があることを想定しつつ貸倒引当金の計上を検討する必要がある。

2　青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府立青少年海洋センターファミリー棟の指定管理者が支払うべき納付金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府立青少年海洋センターファミリー棟管理運営業務基本協定書</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">政策企画部青少年・地域安全室青少年課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">1,000
1,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">-
-</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>5,034</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>4,034</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2) 私債権の内容の説明

大阪府立青少年海洋センターファミリー棟（以下,「本施設」という。）の指定管理者であった債務者が支払うべき平成 21 年度の納付金に係る債権である。

本施設については，平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間継続して管理運営を行うことを想定して指定管理者が公募され，審査の結果，債務者が選定された。基本協定書では，毎年度，業務委託契約を締結し，申請書に記載された納付金を大阪府に対して支払う旨規定されている。申請書に記載された納付金額は 1 か年度あたり 1006 万 8660 円であった。

平成 21 年度の業務委託契約に先立ち，債務者から，不況の影響を受けて納付金の全額納付が困難な見通しであり，年間を通して業務を全うできるか見極めたいため，1 年間ではなく半年間の契約としたい旨申出があり，大阪府はこれを受諾し，平成 21 年度の契約のみ，同年 4 月から同年 9 月までの半年間の契約となった。

なお，契約期間中に，債務者から，同年 9 月いっぱいで指定管理の指定を辞退したいとの申し入れがあり，大阪府は指定を取り消した。

以後，債務者は交渉等を経て分納を継続しており，他の債権も合わせて当初は総額 1096 万 7160 円であったものが，令和元年 6 月 1 時点では，503 万 4330 円となった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 7】納付金支払義務の有無及び範囲の明確化

大阪府は，青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金について，当初想定していた指定管理の期間の途中で指定が取り消された場合における指定管理者の納付金の支払義務の有無及びその範囲を明確にすべきである。

（理由）

前述のとおり，当初，本施設の指定管理者は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間継続して管理運営を行うことと想定され，これを前提として締結された基本協定書では，毎年度，業務委託契約を締結し，申請書に記載された納付金を大阪府に対して支払わなければならない旨規定されている。

ところが，平成 21 年度の業務委託契約では，契約期間が，当初の想定とは異なり 4 月から 9 月までの半年間とされ，同契約では，納付金の金額は半額の 503 万 4330 円と規定された。

大阪府は，納付金を指定管理者としての地位を得るための対価と評価し，たとえ業務委託契約において当初の想定とは異なる金額が定められたとしても，基本協定書に基づき，1 か年度分全額を請求できるとの見解に立ち，業務委託契約で定められた納付金 503 万 4330 円のみならず，業務委託契約に定められていない平成 21 年 10 月から翌年 3 月までの期間分の納付金 503 万 4330 円をも収入調定した。また，平成 25 年，大阪府は，納付金 1006 万 8660 円等を請求するため支払督促を申し立てたところ，訴訟に移行した後の口頭弁論期日において債務者が請求を認諾したため，納付金 1006 万 8660 円の支払義務が確

定した。

しかしながら，申請書や基本協定書において定められた納付金額は，あくまでも想定，計画であり，1 年間指定管理者として業務を行うことを前提としているとも考えることが可能であり，その前提が異なる場合において，実際に業務委託契約では半額しか定められなかったことも踏まえると，基本協定書に定められた納付金債権が全額発生するか否かは見解の分かれるところかと思われる。たしかに，訴訟において債務者が支払うべき納付金額が確定しているが，これは債務者が請求を認諾したからであり，もし仮に債務者が請求の内容を争っていた場合の裁判所の判断が大阪府の請求どおりになることが保証されているわけではない。

そこで，今後，指定管理者が支払うべき納付金の円滑な回収のために，基本協定書等に，仮に年度途中で指定管理者の指定が取り消されたとしても，1 年間分の納付金の支払義務がある旨定める等，納付金債権の有無及びその範囲について疑義が生じないように明確に定めておくべきである。なお，現在の基本協定書のひな型にもそのような定めは見当たらない。

【意見 8】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化

大阪府は，履行遅滞が生じている青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

（理由）

本債権に関し，元本と遅延損害金のいずれを優先的に回収するかについて，大阪府からは，支払の都度に遅延損害金を回収するとした場合に，支払の都度，遅延損害金の額を計算して調定し，納入通知書を発行しなければならず（地方自治法 231 条，同法施行令 154 条），納入通知書発行に係る事務工数や郵送に係る費用（管理コスト）等を考えると，元本を優先させる方が合理的であるとの考えから，まずは元本を全額回収してから，遅延損害金を計算して回収する予定である旨の回答があった。実際の処理も，債務承認及び分納誓約書が提出されて債務者から分割納付があった場合でも遅延損害金は発生するが，まずは元本から優先的に回収している。

しかし，第 1 の 2【意見 4】で述べたとおりであるから，大阪府は，履行遅滞が生じている本債権について，債権回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">統計調査において，不適切な方法により調査を行った調査員に対し，債務不履行による損害賠償を請求するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">改正前民法 415 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">総務部統計課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>－</td><td>357</td><td>207</td><td>0</td><td>150</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>－</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

小売物価統計調査において，店舗を訪問せず価格を報告するなど不適切な方法により調査を行った調査員（地方公務員法 3 条 3 項 3 号に基づく特別職非常勤の地方公務員）に対し，一部の期間でも不適切な調査をした品目については，品目の価格を適正に毎月，通年で収集するという債務を履行しなかったことになることから，改正前民法 415 条に基づき，既に支払った報酬のうち当該品目に係る部分に相当する額を債務不履行による損害賠償として請求するものである。損害額は，各月の全調査価格数に占める不適切な調査であった価格数の割合を当該月の報酬額に乗ずることで算出された。

なお，令和元年 6 月 1 日時点で収入未済額が該当無しとなっているのは，不適切な方法による調査が発覚後，損害額を計算して確定させ，収入調定をしたのが令和元年度途中であったからである。また，同じ理由で，令和元年度の債権回収・整理計画は作成されていない。

債務承認及び分納誓約書によれば，令和元年 10 月から令和 2 年 11 月までの分割払となっており，滞りなく完納された。その後，遅延損害金を算定の上，同月 20 日付で調定し債務者に納付を求めたところ，同年 12 月 15 日付で納付された。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 9】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化

大阪府は，履行遅滞が生じている小売物価統計調査　不適切な調査に係る返還金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

（理由）

本債権に関し，元本と遅延損害金のいずれを優先的に回収するかについて，大阪府からは，1回の分割納付についての遅延損害金が少額であり，分割納付の都度遅延損害金を算定し納入を通知するための事務コストがそれにより得られる経過利息をはるかに上回ること，分割納付の都度遅延損害金の納付を求めることによる債務者の心理的・経済的な負担を排除し，損害賠償金（元金）をより確実に回収することを優先すべきことから，まずは元本を全額回収してから，遅延損害金を計算して回収する予定である旨の回答があった。実際の処理も，債務承認及び分納誓約書が提出されて債務者から分割納付があった場合でも遅延損害金は発生するが，まずは元本から優先的に回収している。

しかし，第1の2【意見4】で述べたとおりであるから，大阪府は，履行遅滞が生じている本債権について，債権回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。

2　委託物品契約の解除に係る違約金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">事務用品の売買契約につき一部履行後に履行が不能となったため，当該契約を解除し，違約金を請求するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">単価契約書</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">総務部契約局総務委託物品課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td>回収対象</td><td>24</td><td>整理対象</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>債権</td><td>0</td><td>債権</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>87</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>87</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">43,552（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府が2種類の事務用品を購入する2つの単価契約（1単位あたりの価格を契約で定めておき，発注数に当該価格を掛け合わせて代金を決定する契約）を債務者と締結したところ，債務者の都合により当該契約の履行がいずれも不能となったため，大阪府が当該契約の解除に関する規定に基づき当該契約をいずれも解除し，各々について，当該契約の違約金に関する規定に基づき違約金を請求するものである。

なお，本債権について債務者の取締役等が連帯保証等をしているといった事情はない。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 2】遅延損害金の発生につき誤解が生じないような債務承認及び分納誓約書の取得

大阪府は，委託物品契約の解除に係る違約金債権について，債務承認及び分納誓約書を徴取する場合には，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底し，遅延損害金が発生することを明確にし，債務者に誤解が生じないようにすべきである。

（理由）

本債権につき債務者から債務承認及び分納誓約書が提出された平成 25 年 6 月 27 日当時に適用されていた大阪府債権回収・整理マニュアルによれば，「分割納付を認めた場合は，債務承認及び分納誓約書（様式第 20 号）を提出してもらいます」と定められ，「債務承認及び分納誓約書」（様式第 20 号）には，「分割納付の履行中も元金に対して遅延損害金・延滞金が発生します」と記載されている。

しかし，実際に債務者から提出された債務承認及び分納誓約書には，納付計画に沿った分割納付中も遅延損害金や延滞金が発生する旨の記載がない。

これでは，債務者が，分割納付中は遅延損害金や延滞金が発生しないものと勘違いしてしまうおそれがあり，遅延損害金や延滞金の請求時に納付義務の存否について債務者から疑義が差し挟まれかねず，円滑な債権回収に悪影響が出てしまう。債権管理簿によれば，現に，債務者から，遅延損害金の発生について疑義が呈され，その支払について難色を示されていることから，円滑な債権回収に悪影響が出た。

したがって，大阪府は，本債権について，債務承認及び分納誓約書を徴取する場合には，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底し，遅延損害金が発生することを明確にし，債務者に誤解が生じないようにすべきである。

【意見 10】債権回収・整理計画における適切な債権の分類

大阪府は，債権回収・整理計画において，委託物品契約の解除に係る違約金債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類すべきである。

（理由）

本債権に係る単価契約は平成 22 年 4 月 30 日に解除され，収入調定，納入通知，督促及び約 3 年間の納付交渉を経て，平成 25 年 6 月 27 日，債務者から債務承認及び分納誓約書が提出された。分納額は，当該誓約書上，同月末日から令和 3 年 5 月末日まで，月あたり 2000 円（最終月のみ 1103 円）であった。

平成 25 年 6 月から平成 30 年 2 月までの 57 か月間において，債務者は合計 10 万 4000 円（52 か月分）を支払ったものの，翌月以降，一切の分納を怠っている。

分納が滞って以降，平成 30 年 5 月までは債務者に連絡をとっていたが，遅延損害金に関する認識の相違があることを理由にして支払が再開されるには至らなかった。その後，令和元年 6 月になって督促状及び納付書が送付された。債権管理簿によれば，平成 30 年 5 月から令和元年 6 月の間において大阪府が本債権に関し対応した記録はない。

令和元年 6 月 21 日，大阪府が債務者の登記情報を確認したところ，債務者が平成 29 年 12 月 13 日付で休眠会社のみなし解散（会社法 472 条 1 項）の状態となっていることが判明した。また，令和 2 年 3 月 25 日には，債務者との電話で，債務者に営業実態はなく，経営者が 80 歳を超え高齢で営業を再開する予定もなく，また，支払意思もないことが判明した。債権管理簿によれば，令和元年 6 月から令和 2 年 3 月の間において大阪府が本債権に関し対応した記録はない。

このことを踏まえ，大阪府は，本債権が回収不能となる可能性が高いと見込み，債権回収・整理計画において，本債権の令和 2 年度の目標処理率を 0%とした。なお，令和 2 年度は債務者の財産調査を行っているところであり，その結果を踏まえ徴収停止（地方自治法 240 条 3 項，同法施行令 171 条の 5）を含め，本債権の整理について検討されている。

それにもかかわらず，令和 2 年度においても，債権回収・整理計画において本債権が回収対象債権に分類されている。

この点について，大阪府は，今後，財産調査により債務者の財産の保有が判明する可能性があり，また，みなし解散の状態となってから 3 年間（会社法 473 条参照）は法人を継続し営業を再開することもあり得ることから，令和 2 年 6 月 1 日段階では回収に向けて催告を継続すべき債権として回収対象債権に分類したということであった。

しかし，①債務者がみなし解散の状態となっていること，②債権額は 8 万 7103 円と大きくはないこと，③経営者が，高齢であり，法人に営業実態がなく，営業再開の予定もないと明言しているところ，8 万 7103 円という大きくない金額の債務の弁済を免れるだけのために営業実態がないと見せかけることはないであろうこと，④複数回の催告にもかかわらず一切の支払が無いことを踏まえると，これ以上，回収に向けて催告を継続しても回収できる見込みはなく，費用対効果の観点から法的手続等の措置に移行することもためらわれることから，みなし解散の状態となってから 3 年間の経過を待たずに「債権を消滅」させる方向で処理することが適切である。そうすると，「債権の整理」が「債権の内容を変更し，又は債権を消滅させること」と定義付けられている（大阪府債権の回収及び整理に関する条例 1 条）ことから，本債権を整理対象債権に分類するべきである。なお，このことは，上記のとおり，大阪府が，本債権が回収不能となる可能性が高いと見込み，債権回収・整理計画において本債権の令和 2 年度の目標処理率を 0%としていることとも整合する。

整理対象債権に分類すべき時期であるが，上記のとおり，平成 30 年 2 月以降一切支払がないにもかかわらず，平成 30 年度においては対応を殆どしておらず，平成 29 年 12 月にみなし解散の状態となっていることを知ったのは令和元年 6 月になってからであり，令和元年度においても対応が殆どみられない。もし，分納が滞ってから遅滞なく対応をしていれば，遅くとも令和 2 年度の債権回収・整理計画策定時においては，債務者の状況等を把握することができたと考えられる。したがって，遅くとも令和 2 年度の債権回収・整理計画策定時において，分類を変更すべきであったと考えられる。

3　退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">退職手当の返納が遅滞したことにより発生した延滞金及び延納利息</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">職員の退職手当に関する条例，改正前民法 404 条及び同 419 条</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="6">総務部人事局企画厚生課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="6">個人（退職者 A 相続人）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td colspan="2">0</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td>－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>20,715</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>20,715</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">10,357（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府を退職した A に対して退職手当が支給されたところ，その後，A につき在職期間中の行為に係る刑事事件に関し懲役刑が確定したことから，大阪府は，職員の退職手当に関する条例に基づき，A に対し，既に支給された退職手当全額の返納を命じた。

大阪府の決裁資料によれば，当該退職手当返納金の元本については，履行延期の特約により分割して支払われることとなった。

その後，分割支払期間中に A が死去し，相続人である配偶者が債務を承継した。

最終的に相続人が元本を完済したが，完済するまでに発生した延滞金及び延納利息が債権として残存している。

なお，上記表の収入未済額は，延滞金と延納利息の合計である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 11】退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の法的性質の整理

大阪府は，退職手当返納金債権の遅滞により発生する債権の有無及び内容に関する法的根拠を整理し，その検討結果を踏まえた対応を実施すべきである。

（理由）

大阪府の説明では，A に係る退職手当返納金債権（元本）は公債権に分類されるとしている。その上で，大阪府は，地方自治法や職員の退職手当に関する条例において，退職手当返納金債権の遅滞の場合に関する規定がなく，返納命令（平成 12 年）の当時，大阪府税外収入延滞金徴収条例（平成 23 年施行）が施行されていなかったことから，改正前民法 404 条及び同 419 条の規定を準用し，当該債権の遅滞により年 5%の遅延損害金が発生

するという理解の下で調定している。

ところで，退職手当返納金債権については，退職手当返納命令が当初の退職手当支給の根拠を失わせることを決定するものであると考えれば，支給された退職手当は不当利得となり，私債権の性質を帯びると考えることが可能である（ただし，公法上の不当利得という概念もあるため一概にはいえない。）。他方，退職手当返納命令が，当初の退職手当支給とは別個の新たな命令（行政処分）であると捉えれば，行政処分によって生じた債権となり，公債権の性質を帯びると考えることが可能である。このように，退職手当返納金債権の法的性質については，様々な考え方があり得るところであり，大阪府の職員の退職手当に関する条例等に照らして分類されるものである。

仮にこの点を措いて，退職手当返納金債権（元本）が公債権であるという立場を採用した場合，「条例の定めるところにより」延滞金を徴収することができるとの定め（地方自治法 231 条の 3 第 2 項）に関して，これに該当する条例がない場合，①そもそも公債権について遅滞が発生したときに延滞金ないし遅延損害金を徴収することができるのか（条例の制定をもってはじめて延滞金等の債権が発生するのか，条例を制定せずとも延滞金等の債権が発生するのか），②徴収することができるのであれば，その法律上の原因は何か（公法上の原因か私法上の原因か）という問題が生じうる。

そこで，大阪府は，A の退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の有無及びその内容に関する法的根拠を整理し，その検討結果を踏まえた対応を実施すべきである。

【意見 12】未収債権の回収可能性についての調査及び対応

大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息について，債務者の財産や収支の状況について不断に調査し，可能な限り回収可能性を把握した上で，回収可能性の有無等に応じ，法的措置等の具体的措置をとるべきである。

（理由）

債権管理簿によれば，大阪府は，平成 24 年以降，催告書を債務者の代理人あてに 1 年に 2 回送付するのみであり，その他の行動を起こしておらず，また，催告書に対して代理人から反応があったとの記録はない。

しかし，上記の対応は，支払を怠る債務者に対する対応としては不十分である。債務者の収支や財産の調査は，債権回収に係る具体的対応を検討する際の不可欠な考慮要素であるところ，代理人から反応が無ければ，大阪府から電話を掛ける等して現在の債務者の収支や財産の状況を聴取したり，独自に調査可能なものについては調査をしたりして，回収可能性の有無や程度を可能な限り把握すべきである。

回収可能性に関する調査の結果，回収可能性が無いと判断される場合には，債権の整理に向けた措置を検討すべきであるし，回収可能性が無いとはいえないと判断される場合には，債権額の大きさに鑑み，法的措置を含めた具体的回収措置を検討すべきである。

【意見 13】債権回収・整理計画の適切な作成

大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息に係る債権回収・整理計画を，当該債権に関する実態を踏まえ，適切な内容とすべきである。

（理由）

本債権について，大阪府は，債権回収・整理計画において，一方では，令和元年 5 月 31 日時点で全額を回収対象債権と位置付け，「催告の継続」を予定しており，今後の取組みとして「引き続き，催告を行う」とした。他方では，令和元年 6 月 1 日からの目標処理額が「0 円」とされている。目標処理額の設定については，税政課とも相談し，実態に即した数値にすべきとの指摘があったことから，本債権が一切回収できていない実態を踏まえ，「0 円」とした旨回答があった。

しかしながら，そもそも，前記【意見 12】のとおり，回収可能性の調査が適切になされているとはいえない状況であり，債権回収・整理計画が実態に即して作成されるべきことを踏まえると，まずは回収可能性を十分調査した上で，債権回収・整理計画の内容を検討すべきである。

回収可能性が無いと判断される場合には，整理対象債権に分類した上で，整理に向けた対応を検討すべきであるし，回収可能性が無いとはいえないと判断される場合には，回収対象債権と分類した上で，回収可能性の程度を検討し，適切な目標を定めるべきである。

4　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府が所有する建物（咲洲庁舎）の賃料債権等</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">府有財産貸付契約等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">総務部庁舎室庁舎管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人及び個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">408</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>15,732</td><td>0</td><td>20</td><td>0</td><td>15,712</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>50</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

本債権は，大阪府が所有する建物（咲洲庁舎）の貸室を債務者に貸し付けていたところ，債務者が賃料，共益費及び光熱費，また，それらに対する延納利息，さらには，契約解除による違約金の支払を遅延しているため，それらの各債権を内容とするものである。

本債権は，異なる 2 つの貸付契約に係るものが含まれ，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，

平成 27 年 4 月 30 日に解約された契約では A（法人）が，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 23 年 6 月 14 日に解除された契約では B（個人）が，それぞれの債務者である。なお，B との貸付契約では B 個人だけでなく有限会社（ただし，代表者は B ではない。）も賃借人となっていたが，当該会社は既に破産しており，配当無しで手続廃止となり終結している。

令和元年度の収入 2 万円は，B が賃料元本に 1 万円，共益費元本に 1 万円を支払ったものである。

上記表の収入未済の内訳は以下のとおりである（令和 2 年 5 月 31 日時点）。

＜収入未済内訳＞

A	賃料		共益費		光熱費		違約金
	元本	延納利息	元本	延納利息	元本	延納利息	
金額	0	2,783	0	0	509,747	2,132	0
件数	0	2	0	0	3	2	0

B	賃料		共益費		光熱費		違約金
	元本	延納利息	元本	延納利息	元本	延納利息	
金額	3,833,298	46,335	5,609,714	64,287	145,644	0	5,498,844
件数	11	4	11	4	12	0	1

（いずれも大阪府提供資料等に基づき作成。金額欄の単位：円）

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 3】評価性引当金報告書における適切な債権の分類

大阪府は，評価性引当金報告書における，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 27 年 4 月 30 日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権の分類を，一般債権ではなく破産・更生債権とすべきである。

（理由）

債務者は，債務整理手続を申し立ててはいないものの，平成 30 年 9 月 25 日付で債務者の代理人弁護士から支払不能及び再建可能性の検討を行なうとの報告書が発出された（なお，大阪府が当該報告書を入手したのは令和元年 5 月 10 日である。）上に，令和元年 5 月 20 日には代理人弁護士から債務整理の予納金さえも捻出できない状況であるとの報告を受けており，その後，当該状況が変わったとの情報もない。そうすると，債権回収はもはや困難（債務整理手続における配当や分割弁済も期待できない）といわざるを得ないことから，破産又は経営破綻等に陥っている債務者に対する債権に該当するため，評価性引当金報告書においては，破産・更生債権に分類し，適切な引当金を計上すべきである。

なお，代理人弁護士から支払不能等の報告書が発出されてから，現時点で既に 2 年以上が経過しているところ，代理人弁護士に対して，破産等の債務整理手続に踏み切るか否

かについて早急に判断するよう強く求めていくべきである。

【監査の結果 4】より多額の回収の機会を失わないための措置

大阪府は，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 23 年 6 月 14 日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権について，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底するとともに，債務者からできる限り多くの金額を回収する機会を失わないよう，債務者の資力の調査，履行約束の書面化及び遅滞時の対応を怠らないようにすべきである。

（理由）

大阪府が定めた債権回収・整理マニュアルに定められている分割納付を認める場合の取扱いの概要は以下のとおりである。

＜債権回収・整理マニュアルにおける分割納付に関するルール（一部）＞

判断材料	資力又は資産の状況が分かる資料の提出を求め，入手する。この資料は，分割納付の不履行や倒産の対応，あるいは増額交渉に当たって重要な資料となる。必要な資料は，源泉徴収票，給与明細書，税申告書，決算資料，課税証明書，借入金，不動産，預金，所有自動車資料等である。
書面	債務承認及び分納誓約書を提出してもらう。分割納付が不履行（運用としては 2 回の不履行）になった場合は，強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる文面とし，債務額とともに債務者に承認を求める。
履行管理	納付が滞った場合は，直ちに催告等を行う。納付が不履行となった場合，運用としては 2 回の不履行があった時点で，将来の納付予定分も含めた未納分を一括納付することを求める書面を送付する。 その場合，事前に提出された証拠資料を踏まえ，支払督促の申立て等の法的措置を行うかどうかなども踏まえ対応を検討する。

（大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき作成）

債権管理簿によれば，平成 25 年 7 月 31 日に，債務の分納について 1 万円の納付書を送付することになったこと，平成 25 年 8 月頃から，毎月ではないが賃料と共益費について各々1 万円ずつの支払がされていることなどから，平成 25 年 7 月頃に，債務者から，賃料と共益費について各々月 1 万円（合計月 2 万円）を支払うとの誓約があったものと思われ，これに対して同月 31 日に大阪府が承認している。

まず，債権回収・整理マニュアルとの関係で，この際に，少なくとも，①分割納付を認めるか否かの判断材料を収集していないこと，②債務承認及び分納誓約書を提出してもらっていないこと，及び③2 回の不履行があったにもかかわらず一括納付を求めていないことが指摘できる。この点，①債権回収・整理マニュアルが資力又は資産の状況が分かる資料の提出を求めているのは，債務者の資力等の支払能力を適切に把握して，債務者の支

払能力に比して過大又は過少な分割納付とならないようにして，可能な限り債権の回収を図るという利益のためと解することができるところ，本債権については，分割納付を承認するに際して資力等の資料を確認すればより多額の分割納付ができた可能性もあったにもかかわらず，資料を一切収集しておらず，回収の機会を逃した恐れがあり，その後の分割納付が滞った際にも，債務者の資力等に関する資料が乏しいため，法的手続等の手段に踏み切るか否かの判断をすることができない。そして，債務者の資力等の資料が収集できない特段の事情も見出すことができない。②債権回収・整理マニュアルが債務者から債務承認及び分納誓約書を提出させるよう求める趣旨は，消滅時効の更新という法的効果のみならず，分割納付中の遅延損害金の発生について疑義が生じないようにし，また，債務者に分割納付の義務があることを自覚させ，履行を促進するという事実上の効果を得るためであると解することができるところ，本債権について債務承認及び分納誓約を書面化していないため，これらの効果を明確に得ることができない。そして，書面化ができない特段の事情も見出すことができない。③債権回収・整理マニュアルが分割納付の 2 回の不履行により一括弁済を求めるべきであるとした趣旨は，分割納付を誓約したにもかかわらず，（1 回の不履行なら失念等も考えられるが,）不履行が 2 回となると，債務者の分割納付における不誠実性が明らかになると評価できることから，それ以上分割納付を容認することはできないと考えられるところにあると解することができる。本債権について，仮に 2 回の不履行の際に一括弁済を求めていれば，債務者から全額又は一部の納付があったかもしれないのにその機会を逃してしまった。そして，一括弁済を求めることができない特段の事情も見出すことができない。これらをみると，本債権について，債権回収・整理マニュアルが求める債権回収の対応ができておらず，同マニュアルが得ようとする利益を得ることができていないといわざるを得ない。

次に，平成 29 年 12 月 6 日には破産する前の有限会社から債務承認及び分納誓約書が差し入れられているところ，この際に，B からは債務承認及び分納誓約書を提出してもらっていない。貸付契約においては両者とも賃借人であったのであるから，できる限り多くの金額を回収するという観点からは，有限会社のみから債務承認及び分納誓約書を取得する対応は不合理であり，この時に B からこれを取得できなかった特段の事情を見出すこともできない。

したがって，本債権について，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底するとともに，債務者からできる限り多くの金額を回収する機会を失わないよう，債務者の資力の調査，履行約束の書面化及び遅滞時の対応を怠らないようにすべきである。

【意見 14】債権回収・整理計画における適切な債権の分類

大阪府は，債権回収・整理計画において，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 27 年 4 月 30 日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類することを検討すべきである。

（理由）

大阪府によれば，本債権について，債務者が債務整理を検討しているとはいえ，現に破産等をしたわけではないこと，債務を承認していることから，あくまでも回収を図っていくとのことである。

しかし，【監査の結果 3】で摘示したとおりであるから，本債権を回収することは困難であると考えられる。

したがって，本債権については，整理対象債権に分類することを検討すべきである。

【意見 15】債務者の収支，財産状況の適切な把握及び分割納付額の適切な設定

大阪府は，平成 22 年 6 月 1 日付で締結し，平成 23 年 6 月 14 日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権に関し，債務者の収支や財産の状況を，不断に，資料をもって適切に把握し，適切な分割納付額を設定すべきである。

（理由）

本債権に関しては，平成 23 年頃に，債務者の財産調査がなされた形跡があるが，それ以降，債務者の収支や財産については，資料をもって定期的に確認された形跡がない。令和元年度においても，収支や財産状況を口頭で確認しているものの，資料を収集した形跡がない。

分割納付額については，前述のとおり，賃料と共益費について各々月 1 万円（合計月 2 万円）を支払うとの誓約があり，大阪府がこれを承認しているが，それに先立ち，債務者の収支や財産状況を，資料をもって把握した形跡がない。

もっとも，令和元 6 月 21 日に債務者と面談した際には，収支に余裕があり，預貯金もまとまったものがあるように見受けられるが，口頭で確認されているに留まる。

そうすると，大阪府としては，債務者の収支や財産の状況を裏付ける資料の提示を求める等して資料を収集し，債務者に対し，適切な分割納付額の納付を求めるべきである。

第４　財務部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　土地貸付料

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">府有地の貸付により発生した貸付料の収入未済額</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">財務部財産活用課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>845</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td>2,149</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>5,978</td><td>215</td><td>2,149</td><td>0</td><td>4,045</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>97</td><td>4</td><td>32</td><td>0</td><td>69</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">4,045（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府が保有し財務部が所管する府有地について，その一部を住宅用地として貸し付けている。これによる貸付料の一部が収入未済となり，令和元年度末時点で，個人3名に対し，総額404万5000円の債権を有している。なお，大阪府は債務者が生活困窮かつ高齢等であることから，貸倒等懸念債権に分類した上で，その債権の全額に対して評価性引当金を計上している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 16】評価性引当金の算定方法の見直し

大阪府は，財務部所管の土地貸付料に係る収入未済額ついて，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

（理由）

本債権について，債務者が生活困窮かつ高齢等であることを理由に100％の評価性引当金を計上している。この点，評価性引当金取扱要領第5条（要引当金額の算定）によると，貸倒等懸念債権に分類した債権については，第1項において，「債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。」とされている。

確かに，生活困窮の状態にある高齢の債務者については，財政状態を勘案し，その全額が回収できないと判断し100％の評価性引当金を計上する場合も想定されるものの，本債権の債務者には，分割納付承認通知書を取り交わし，現に分納中の債務者も含まれている。少なくとも分割納付を継続中である債務者については，全額が回収できないと判断し，100％の評価性引当金を計上する方法は適切ではない。完済が見込まれない場合にお

いても，例えば，分納により回収が見込まれる金額を見積り，その残額を要引当額として算定する方法も考えられる。

大阪府は，本債権について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

2　違約金及び延納利息

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">「１土地貸付料」に記載した債権に対する遅延損害金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">財務部財産活用課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">443</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2" rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>5,292</td><td>258</td><td>1,537</td><td>0</td><td>4,014</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>236</td><td>5</td><td>50</td><td>0</td><td>191</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">3,647（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

「１．土地貸付料」に記載の債権を滞納した者に対して，遅延損害金が発生する。当該遅延損害金は，対象となった土地貸付料の完納後回収する方針とされており，令和元年度末において，個人9名に対し，総額4,014千円の債権を有している。なお，大阪府は，分納誓約により完済が見込まれている2名に対する債権を一般債権に分類し，残りの7名については，債務者が生活困窮かつ高齢等であることから，貸倒等懸念債権に分類した上で，その債権の全額に対して評価性引当金を計上している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 17】評価性引当金の算定方法の見直し

大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

（理由）

本債権について，債務者が生活困窮かつ高齢等であることを理由に100％の評価性引当金を計上している。この点，評価性引当金取扱要領第5条（要引当金額の算定）によると，

貸倒等懸念債権に分類した債権については，第1項において，「債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。」とされている。

確かに，生活困窮の状態にある高齢の債務者については，財政状態を勘案し，その全額が回収できないと判断し100％の評価性引当金を計上する場合も想定されるものの，本債権の債務者には，分割納付承認通知書を取り交わし，現に分納中の債務者も含まれている。少なくとも分割納付を継続中である債務者については，全額が回収できないと判断し，100％の評価性引当金を計上する方法は適切ではない。完済が見込まれない場合においても，例えば，分納により回収が見込まれる金額を見積り，その残額を要引当額として算定する方法も考えられる。

大阪府は，本債権について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

【意見 18】生活困窮者に対する遅延損害金回収の再検証

大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。

（理由）

本債権について，大阪府は，令和元年度に生活保護受給中の債務者から合計163千円を回収した実績があった。

もちろん，債務者との交渉の結果少額ずつでも回収可能であれば，債務者が負担すべき遅延損害金を回収することは当然であるが，その債務者が生活保護受給中である場合に，生活保護費を原資として遅延損害金の支払いを受けるときは，慎重な判断が必要である。

すなわち，生活保護費は，日本国憲法第25条の理念にもとづき制定された生活保護法により，国民の生存権を保障する国の制度であり，世帯の事情に合わせ，最低限度の生活を維持するために必要な費用について支給されるのであって，本来，生活保護費を生活費以外の債務の返済に充てることは想定されていない。

したがって，大阪府は，現状の確認や資力の状況を考慮して履行延期及び分割納付承認通知書を取り交わすことの検討，定期的に債務者と接点を持ち続けるといった取り組みを進め，債務者と交渉をして慎重に回収を進めているが，生活保護受給中の者に対し債権回収を行うことについては，生活保護制度の趣旨目的に照らして慎重な判断が求められるといえ，債務者が支払うその原資が生活保護費でないか，また，そうである場合にはその回収が妥当であるか慎重な判断が必要である。

3　民事執行費用等

(1)　概要

債権の内容・発生原因	民事執行に要した費用や府有地上に残置された家屋を債

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="5">務者と合意の上，大阪府が撤去した際の撤去費用が収入未済となった債権</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="5">財務部財産活用課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>0</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td>※　0</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>2,200</td><td>1,692</td><td>34</td><td>0</td><td>3,858</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>7</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">3,858（令和元年度末）</td></tr>
</table>

※　令和元年度に 34 千円の収入があるが，令和元年度調定額の収入であり，令和元年度期初に作成された債権回収整理計画に対する実績処理額はゼロである。

(2)　私債権の内容の説明

土地貸付料の滞納者に対し，民事執行を申し立て，実行された際に発生した費用や，府有地上に残置された家屋を債務者と合意の上，大阪府が撤去した際の撤去費用が収入未済となっており，債務者は個人5名，総額3,858千円（令和元年度末）である。なお，大阪府は，債務者が生活困窮かつ高齢等であることから，貸倒等懸念債権に分類した上で，その債権の全額に対して評価性引当金を計上している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 19】評価性引当金の算定方法の見直し

大阪府は，民事執行費用等について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

（理由）

本債権について，債務者が生活困窮かつ高齢等であることを理由に100％の評価性引当金を計上している。この点，評価性引当金取扱要領第5条（要引当金額の算定）によると，貸倒等懸念債権に分類した債権については，第1項において，「債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。」とされている。

確かに，生活困窮の状態にある高齢の債務者については，財政状態を勘案し，その全額が回収できないと判断し100％の評価性引当金を計上する場合も想定されるものの，本債権の債務者には，分割納付承認通知書を取り交わし，現に分納中の債務者も含まれている。少なくとも分割納付を継続中である債務者については，全額が回収できないと判断し，100％の評価性引当金を計上する方法は適切ではない。完済が見込まれない場合にお

いても，例えば，分納により回収が見込まれる金額を見積り，その残額を要引当額として算定する方法も考えられる。

大阪府は，本債権について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。

【意見 20】生活困窮者に対する債権回収の再検証

大阪府は，民事執行費用等について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。

（理由）

本債権について，大阪府は，令和元年度に生活保護受給中の債務者から合計18千円を回収した実績があった。

もちろん，債務者との交渉の結果少額ずつでも回収可能であれば，債務者が負担すべき民事執行費用等を回収することは当然であるが，その債務者が生活保護受給中である場合に，生活保護費を原資として債務の支払いを受けるときは，慎重な判断が必要である。

すなわち，生活保護費は，日本国憲法第25条の理念にもとづき制定された生活保護法により，国民の生存権を保障する国の制度であり，世帯の事情に合わせ，最低限度の生活を維持するために必要な費用について支給されるのであって，本来，生活保護費を生活費以外の債務の返済に充てることは想定されていない。

したがって，大阪府は，現状の確認や資力の状況を考慮して履行延期及び分割納付承認通知書を取り交わすことの検討，定期的に債務者と接点を持ち続けるといった取り組みを進め，債務者と交渉をして慎重に回収を進めているが，生活保護受給中の者に対し債権回収を行うことについては，生活保護制度の趣旨目的に照らして慎重な判断が求められるといえ，債務者が支払うその原資が生活保護費でないか，また，そうである場合にはその回収が妥当であるか慎重な判断が必要である。

第５　公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見

１　元職員に対する損害賠償債権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="4">大阪観光局（前身含む。以下同じ。）の元職員である債務者が，大阪観光局の預貯金を横領したことによる損害賠償請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="4">民法709条</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人（所管部署）</td><td colspan="4">大阪観光局（府民文化部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="4">元職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標回収額(円)</td><td colspan="4">-</td></tr>
<tr><td>実績回収額(千円)</td><td colspan="4">600</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">債権の状況</td><td rowspan="2">債権残高
H31.4.1</td><td colspan="2">令和元年度</td><td rowspan="2">債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>回収</td><td>損失処理</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>19,332</td><td>600</td><td>0</td><td>18,732</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸倒引当金計上額(千円)</td><td colspan="4">18,732（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪観光局の元職員Aが大阪観光局の預貯金を横領したため，損害賠償請求権としてAに対して賠償を請求するものである。

本債権については，横領発覚後，平成18年9月1日に公正証書にて，大要，以下の内容の債務承認履行契約を締結された。

・Aが，業務上横領により，大阪観光局（当時：財団法人大阪観光コンベンション協会）に対して3000万円の損害賠償債務を負担することを承認すること（1条）

・月々5万円ずつ分割して支払うこと（2条1項）

・合計1654万5406円を遅滞なく支払った場合は残りの債務を免除すること(2条3項)

この1654万5406円という金額は，本来2000万円であるが，Aの弁護人が供託した311万2661円及びAが受領するはずであった給与等57万9594円をそれぞれ相殺して算出された。

なお，債務者に対して承認を求める債務の全体額や残債務免除の要件等，主要な合意内容の決定過程については，過去の記録が残存しておらず不明である。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果5】債務者の支払能力の把握

大阪観光局は，平成18年9月1日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも1年に1回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。

（理由）

公正証書による債務承認履行契約 2 条 1 項で分割支払額を定めるとともに，同条 2 項では，「前項の分割支払額は，現在の乙（債務者）の支払能力を考慮したものであるから，乙は，甲（大阪観光局）に対し，1 年毎にその資産の状況を報告し，支払額の増額が可能なときは，これを増額しなければならない」（括弧書き内は監査人が追加）と規定されている。

しかし，大阪観光局は，これまで，債務者の資産の状況の報告を受けていない。また，そうである以上，支払額の増額が可能か否かの検討もできておらず，約定どおりの対応がなされていない。

少しでも早期の債権回収を目指すべきであるから，債務者との間で約定した以上は，少なくとも 1 年に 1 回，債務者の資産の状況を把握し，増額が可能であれば増額を求めるべきである。

【意見 21】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化

大阪観光局は，平成 18 年 9 月 1 日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。

（理由）

公正証書による債務承認履行契約 3 条では，「乙（債務者）が前条第 1 項の分割金の支払を怠り，その額が金 15 万円也に達したときは，乙は，当然に期限の利益を失い，甲（大阪観光局）に対し，第 1 条の債務額から既払額を控除した残債務全額を直ちに支払う」（括弧書き内は監査人が追加）と規定されている。

債務者は，平成 22 年 9 月から同年 11 月までの 3 か月分の支払を怠っており，滞納額が 15 万円に達したことから，この時点で，契約上，債務者は当然に期限の利益を喪失した。それにもかかわらず，大阪観光局が債務者に対して残債務の一括弁済を求めていない。

大阪観光局は，その直後である平成 22 年 12 月に滞納分を含めた 4 か月分が弁済されていることから，一括弁済を求めるよりも，継続して弁済させることを選択したのではないかと思われる旨，回答した。一括弁済を求めず，継続して弁済されている状況を善解すれば，大阪観光局が債務者に対して期限の利益を再付与したものと評価することも不可能とはいえない。

しかし，契約で定められている以上は，期限の利益を喪失した段階で契約どおり一括弁済を求めることを検討し，契約上の取扱いとは異なり一括弁済を求めずに期限の利益を再付与したのであれば，その検討過程や決定事項を記録しておかなければ，その後の債権管理において混乱を招きかねない。

したがって，大阪観光局は，債務者に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事

項を記録すべきである。

【意見 22】貸倒引当金額の適切な算定

大阪観光局は，平成 18 年 9 月 1 日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権に係る貸倒引当金について，債権の回収可能性を検討して適切に算定すべきである。

（理由）

公益財団法人大阪観光局会計処理規程 71 条 2 号には「貸倒引当金は，債権の回収可能性を検討して計上する」と定められている。

債務者については，公正証書により約定した当初，回収可能額を 600 万円とし，債権総額である 3000 万円から差し引いた 2400 万円を回収不能額として貸倒引当金を計上していた。その後，ほぼ順調に回収がなされており，当初の回収可能額を上回る回収が実現したため，残債務額と同額になるように貸倒引当額を減額処理しており，令和元年度末時点の貸倒引当金は，同時点の残債務額である 1873 万 2582 円である。

しかし，前述のとおり，貸倒引当金は債権の回収可能性に鑑みて計上すべきであるところ，債務者は，これまで，分割支払をほぼ滞りなく続けていることから，今後，全額が回収不能と判断することは適切ではなく，残債務全額を貸倒引当金とすることは妥当ではない。

したがって，大阪観光局は，本債権の貸倒引当金を残債務額と同額計上するのではなく，債務者からの回収可能性を検討し，適切な貸倒引当金を算定して計上すべきである。

2　元職員に対する損害賠償債権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="4">大阪観光局の元職員である債務者が，大阪観光局の預貯金を横領したことによる損害賠償請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="4">民法709条</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人（所管部署）</td><td colspan="4">大阪観光局（府民文化部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="4">元職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標回収額(円)</td><td colspan="4">-</td></tr>
<tr><td>実績回収額(円)</td><td colspan="4">0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">債権の状況</td><td rowspan="2">債権残高
H31.4.1</td><td colspan="2">令和元年度</td><td rowspan="2">債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>回収</td><td>損失処理</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>49,280</td><td>0</td><td>0</td><td>49,280</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸倒引当金計上額(千円)</td><td colspan="4">49,280（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2) 私債権の内容の説明

大阪観光局の元職員Bが大阪観光局の預貯金を横領したため，損害賠償請求権としてBに対して賠償を請求するものである。

本債権については，横領発覚後，平成20年8月29日に公正証書にて，大要，以下の内容の債務承認履行契約を締結された。

・Bが，業務上横領により，大阪観光局（当時：財団法人大阪観光コンベンション協会）に対して3000万円の損害賠償債務を負担することを承認すること（1条）

・月々3万円ずつ分割して支払うこと（2条1項）

・合計1700万円を遅滞なく支払った場合は残りの債務を免除すること（2条3項）

なお，債務者に対して承認を求める債務の全体額や残債務免除の要件等，主要な合意内容の決定過程については，過去の記録が残存しておらず不明である。また，収入未済額等が4928万円と，債務承認額である3000万円を上回っているのは，当初の債権額が5048万円であったからであるが，この債権額の算出根拠や決定の経緯も不明である。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果6】債務者の支払能力の把握

大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも1年に1回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。

（理由）

公正証書による債務承認履行契約2条1項で分割支払額を定めるとともに，同条2項では，「前項の分割支払額は，現在の乙（債務者）の支払能力を考慮したものであるから，乙は，甲（大阪観光局）に対し1年毎にその資産の状況を報告し，支払額の増額が可能なときは，これを増額しなければならない」（括弧書き内は監査人が追加）と規定されている。

しかし，大阪観光局は，これまで，債務者の資産の状況の報告を受けていない。また，そうである以上，支払額の増額が可能か否かの検討もできておらず，約定どおりの対応がなされていない。

少しでも早期の債権回収を目指すべきであるから，債務者との間で約定した以上は，少なくとも1年に1回，債務者の資産の状況を把握し，増額が可能であれば増額を求めるべきである。

【意見23】支払が滞っている債務者に対する速やかな対応

大阪観光局は，平成20年8月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について支払が滞っているところ，債務者に対し，督促や財産調査等，債権回収に係る措置を速やかに講じるべきである。

（理由）

債務者は，平成 24 年 1 月 4 日を最後に，分割支払を全くしていない。

その後，債務者は，同年 4 月 28 日付「損害賠償金支払いの一時停止について（お願い）」と題する書面を大阪観光局に提出し，分割払の一時停止及び収入が安定次第支払を再開することを申し出た。また，平成 25 年 3 月 14 日にも，同内容の書面を大阪観光局に提出した（以下，この書面を「H25 書面」という。）。

さらにその後，令和 2 年 10 月 17 日に大阪観光局の担当者と債務者が面談した記録があり，債務者から「返済したいが，支払える状況にない」等の反応があったとの記載がある。

H25 書面の提出と令和 2 年の面談との間に，大阪観光局と債務者がやり取りをしたという記録は一切ない。

すなわち，支払が滞ってから約 7 年もの間，債務者に対する督促や財産調査等の措置を講じていないことになり，債権回収に係る対応としては不適切である。

したがって，大阪観光局は，本債権の債務者に対し，督促や財産調査等，債権回収に係る措置を速やかに講じるべきである。

【意見 24】消滅時効期間についての慎重な取扱い

大阪観光局は，平成 20 年 8 月 29 日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権をはじめ，その有する債権の消滅時効期間を，慎重に検討すべきである。

（理由）

大阪観光局は，弁護士に相談の上，消滅時効期間が 3 年ではなく 10 年となるよう，債務承認履行契約公正証書において準消費貸借契約を締結したと回答した。そこで，弁護士に相談した際の弁護士の見解が記載された文書やメモの提出を求めたところ，大阪観光局から提出されたのは，公正証書作成から 10 年以上も経過した令和 2 年 12 月 1 日に弁護士に相談した際の相談記録のみであった。

本債権の消滅時効期間が仮に 10 年であるとしても，可能性としては，「大阪観光局と債務者との間で締結された債務承認履行契約公正証書では，債務者が，業務上横領により，大阪観光局に対して 3000 万円の損害賠償債務を負担することを承認しているに留まり，準消費貸借契約であるとの文言がないことから，本債権は不法行為に基づく損害賠償請求権の性質を有しており，消滅時効期間は損害及び加害者を知った時から 3 年である（民法 724 条）」旨の反対意見もあり得るところであり，債務者から消滅時効期間について疑義が差し挟まれることも十分に予想し得る。

このような事態に対処するため，本債権の消滅時効期間については，慎重に取り扱う必要があり，例えば，上記のような反対意見が出たとしても対処できるよう，債務承認を取得する等の対応が考えられるところである。

今後は，本債権をはじめとする大阪観光局が有することとなった債権の消滅時効期間

について，慎重に対応すべきである。

【意見 25】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化

大阪観光局は，平成 20 年 8 月 29 日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。

（理由）

公正証書による債務承認履行契約 3 条では，「乙（債務者）が前条第 1 項の分割金の支払を怠り，その額が金 6 万円に達したときは，乙は，当然に期限の利益を失い，甲（大阪観光局）に対し第 1 条の債務額から既払額を控除した残債務全額を直ちに支払う」（括弧書き内は監査人が追加）と規定されている。

債務者は，平成 23 年 1 月及び同年 3 月の 2 か月分の支払を怠っており，滞納額が 6 万円に達したことから，この時点で，契約上，債務者は当然に期限の利益を喪失した。それにもかかわらず，大阪観光局が債務者に対して残債務の一括弁済を求めていない。

その後，分割弁済が再開，継続したことから，滞納は解消されていないものの，一括弁済を求めていないことを善解すれば，大阪観光局が債務者に対して期限の利益を再付与したものと評価することも不可能とはいえない。

しかし，本債権に関して期限の利益の再付与という対応の当否は別として，契約で定められている以上は，期限の利益を喪失した段階で契約どおり一括弁済を求めることを検討し，契約上の取扱いとは異なり一括弁済を求めずに期限の利益を再付与したのであれば，その検討過程や決定事項を記録しておかなければ，その後の債権管理において混乱を招きかねない。

したがって，大阪観光局は，債務者に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。

第６　公立大学法人大阪の私債権に係る監査の結果及び意見

１　獣医臨床センター診療報酬債権

(1)　概要

債権の内容・発生原因		大阪府立大学が運営する獣医臨床センターの診療報酬債権			
根拠となる要綱等		診療契約			
法人（所管部署）		公立大学法人大阪（府民文化部）			
債務者		個人			
令和元年度	目標回収額(円)	-			
	実績回収額(円)	0			
債権の状況		債権残高 H31.4.1	令和元年度		債権残高 R2.3.31
			回収	損失処理	
	金額(千円)	888	0	0	2,475
	件数(件)	17	0	0	27
貸倒引当金計上額(円)		739,000（令和元年度末）			

※　数値は，現金やクレジットカード等で遅滞なく回収したもの等を除いたものである。

(2)　私債権の内容の説明

大阪府立大学生命環境科学域附属の獣医臨床センターの診療報酬債権である。同センターは平成 21 年度に開設されたところ，本債権の中には，最も古いもので平成 22 年度の診療に係るものも含まれている。

収入未済額の発生年度別内訳は以下の表のとおりである（令和 2 年 3 月 31 日時点)。

＜発生年度別収入未済額＞

H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
184,050 円	58,390 円	127,870 円	147,890 円	65,560 円
2 件	1 件	2 件	2 件	3 件

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31/R1 年度
7,770 円	6,390 円	161,920 円	128,310 円	1,587,476 円
1 件	1 件	2 件	3 件	10 件

※　平成 31 年／令和元年度については，令和 2 年 3 月 31 日時点の集計とした関係で，クレジットカード会社が回収を代行し令和 2 年 4 月 15 日に入金されたもの等遅滞なく回収できたものや，令和 2 年 3 月 31 日まで診療が続いたものを除いている。

（大学法人提供資料に基づき作成）

本債権は，窓口で現金又はクレジットカードで支払われることがほとんどであり，未収

が生じてしまう理由としては，現金の持ち合わせが無い，診療内容に不満がある等である。なお，獣医師法上，原則的に診療義務があるため，持ち合わせの現金がないという理由で診療を断ることは困難である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 26】債権の状況に応じた適切かつ速やかな処理

大学法人は，獣医臨床センターの診療報酬債権について，債権の状況に鑑み，郵便督促以外の具体的請求措置や債権放棄を検討し，速やかに処理すべきである。

（理由）

「公立大学法人大阪府立大学債権管理及び引当金取扱事務処理要領」には，本債権について，郵便督促を実施することが定められており，診療月に応じて督促のタイミングが定められている（2 条 2 項 3 号①）。また，理事長の承認により債権放棄ができる類型として，「消滅時効が 5 年より短いときは，消滅時効の年数を経過し，かつ，債務者の住所又は居所が不明であるとき」が挙げられており，これに該当する例として，「獣医臨床センター診療報酬債権（消滅時効 3 年）で債務履行期限が平成 22 年 4 月 1 日である場合は，平成 25 年 4 月 1 日以降に郵便を発送し返戻されたとき」が挙げられている（3 条 2 号）。この他，「強制執行その他債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき」（3 条 3 号）や，「その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき」（3 条 5 号）も挙げられている。

大学法人によれば，本債権について，消滅時効期間である 3 年（民法改正前）が経過しても，郵便が届く限りは 3 条 2 号が適用できないことから郵便督促を継続しているとのことであった。しかし，郵便督促を何度も実施しても支払がなされないにもかかわらず，郵便督促を継続する意義は乏しいといわざるを得ない。

本債権の金額は，数千円という小さなものから，数十万円という比較的大きなものまであり，債権の取立てに要する費用との比較において回収のための対応を長期間継続することに躊躇を覚える債権もあれば，直ちに訴訟を提起するほどではなくとも，単に大学法人から郵便督促を継続するのではなく，簡易的な法的措置を含む対応を検討すべき債権もある。

そこで，少なくとも消滅時効が完成した長期未収債権については，3 条 3 号または 3 条 5 号を適用して債権放棄することを検討すべきである。また，消滅時効が完成していない債権であっても，債権額と回収費用との比較を踏まえ，3 条 3 号の適用，弁護士名での内容証明郵便による請求書の送付，支払督促手続の申立て等，適切な処理を検討すべきである。

なお，本債権の消滅時効期間について，民法改正前は 3 年であったが，改正後は 5 年となるため，本債権の管理にあたって留意すべきであり，要領の改定が必要である。

2　光熱水費の未収債権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="4">大阪府立大学植物工場研究センター実証研究事業のうち「コケ実証栽培研究」の実施に係る債務者が負担すべき光熱水費の債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="4">大阪府立大学植物工場研究センター実証研究事業実施契約書</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人（所管部署）</td><td colspan="4">公立大学法人大阪（府民文化部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="4">株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和元年度</td><td>目標回収額(円)</td><td colspan="4">-</td></tr>
<tr><td>実績回収額(円)</td><td colspan="4">0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">債権の状況</td><td rowspan="2">債権残高
H31.4.1</td><td colspan="2">令和元年度</td><td rowspan="2">債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>回収</td><td>損失処理</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>4,528</td><td>0</td><td>0</td><td>4,528</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸倒引当金計上額(千円)</td><td colspan="4">4,528（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府立大学植物工場研究センター実証研究事業のうち「コケ実証栽培研究」につき，大学法人（当時：公立大学法人大阪府立大学）と債務者らとの間で，大学の施設を利用して，債務者が中心となって研究を行なう契約を締結した。契約上，事業に利用した電気料金及び水道料金（以下，「光熱水費」という。）は債務者の負担とされ，大学法人に支払うことになっている（7 条）。

当初契約では，契約期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日であったが，2 回，1 年ずつ更新され，結局，平成 26 年 3 月 31 日までの契約となった。

本債権は，光熱水費のうち，未収となっている平成 24 年度分と平成 25 年度分の合計額である。

なお，平成 24 年 6 月 30 日，大阪府立大学の教授であった者が債務者の代表取締役に就任している。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 7】債権回収に向けた具体的対応及び消滅時効完成の阻止

大学法人は，消滅時効が完成する前に，債務者の収支や財産等を調査して回収可能性を把握し，かつ，回収すべき債権であると判断した場合には消滅時効の完成を阻止すべきである。

（理由）

説明資料によれば，平成 24 年度分の請求書は平成 26 年 1 月 14 日に，平成 25 年度分

の請求書は平成 26 年 1 月 16 日（4 月分～12 月分），同年 2 月 19 日（1 月分）及び同年 3 月 11 日（2 月分）にそれぞれ送付されており，また，これまでの未収入金の一括請求書が同年 10 月 14 日，同月 17 日，平成 27 年 3 月 31 日及び同年 4 月 30 日にそれぞれ送付されている。これらの対応以外に，債権回収について対応をした形跡がない。

また，大学法人の説明等によれば，最後の請求書を簡易書留で送付したところ，郵便物受取人不在のため郵便局で保管され，保管期間経過後に再配達を試みたが受け取らなかったため返送されたこと，債務者の代表取締役が自宅を売却しており，行方も不明であることから，大学法人としては，債務者からの債権回収が困難であると判断した。

そして，本債権の消滅時効期間は 5 年（改正前商法 522 条）であるところ，令和 2 年度においては既に消滅時効が完成している。

大学法人は，公立大学法人大阪府立大学債権管理要綱 8 条 1 項 2 号（履行期限から 5 年経過，かつ，債務者の住居所不明）に基づき，本債権の放棄を申請し，令和 2 年 9 月 4 日，理事長の承認を得た。

しかしながら，債権額を踏まえると，単に請求書を複数回送付するだけという上記対応は債権回収に向けた対応としては不十分である。また，請求書が上記理由で返送されたこと，また自宅が売却されたことをもって，債務者の代表取締役の住居所（所在地）が直ちに不明というわけではない。例えば，自己の権利の行使のために必要な場合には住民票の写し等を取得することにより，住所が判明することもある。特に債務者の代表取締役が大学教授であって，それなりの著名人であったことからすると，その所在を調査するために採りうる手段は他にもあったと思われ，債務者の代表取締役の自宅の所在が不明であるとの判断は安易であったといわざるを得ない。こうした不十分な対応に留まっている間に，本債権の消滅時効が完成してしまった。

したがって，大学法人としては，保有する債権について消滅時効が完成する前に債務者の収支や財産等を出来る限り調査し，回収可能性を検討し，回収可能性がある場合には，債務者との交渉等を通じて回収を図るべきであり，債権額等に鑑み回収を図るべき債権であって調査に時間を要する場合には時効の更新又は完成猶予措置を講じて，消滅時効の完成を阻止すべきである。

第７　福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">ボランティア活動団体が地域福祉活動を行うための助成金を支給したが（最大20万円），活動実績が助成額に満たないため返還の必要が生じたもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部地域福祉推進室地域福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">団体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">239,750</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(円)</td><td>239,750</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>239,750</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府は，府内で社会福祉活動(障がい者や高齢者，児童などへの支援等，府民福祉の向上に寄与する活動等)を行っている営利を目的としない，下表記載の要件を充たす団体（以下，非営利団体という。ただし，団体の定款等を定めている必要がある。)に対し，福祉基金の運用益等の範囲内において，審査の上，助成金を交付している。

＜交付対象となる団体の要件＞

活動費助成	社会福祉活動の実績のある非営利団体（法人格の有無は問わない。）
地域福祉推進助成	次のいずれかに該当する者 （１）　社会福祉活動の実績のある非営利団体の法人で法人設立後3年を経過している者 （２）　前記（１）に該当する者が代表者となる2者以上の者で組織された共同体

（大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱に基づき作成）

大阪府が平成23年度及び平成25年度に助成金を交付した2団体から提出を受けた完了報告書に基づき内容を精査した結果，平成23年度の助成金については15万1650円（以下，本項において交付先を「A」という。），平成25年度の助成金については8万8100円（以下，本項において交付先を「B」という。）の余剰が生じたと判断されたことから，上記2団体に対して求めた助成金の返還金である

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 8】分割返済の受入れ

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，債務者から返還の申出がなされたときは，たとえその額がわずかであり，また返済計画が大阪府として承認できない内容のものであったとしても，申出に係る額の返還を受け入れるべきである。

（理由）

平成25年に支給した助成金については，相手方との交渉過程において，Bから，平成26年に，翌年4月から毎月5000円ずつ返還するとの申し出がなされている。

これに対し，大阪府は，分割納付は例外の対応であり，かつ，相談に応じることができるのは最長2年である，その場合においても分割納付誓約書と例えば団体の決算書，代表者の課税証明その他の確認資料を提出してもらう必要があるとして，分割納付には応じられないとの回答を行っている。

しかし，債権回収・整理マニュアルによれば，分割納付を認める場合，「分割納付の期間は最長2年間を目安とします。ただし，やむを得ない事情があって2年間で納付を終えることができないときは，再度協議せざるを得ない場合が実務上あります。」とされており，必ずしも2年に限定されているわけではない。

また，同マニュアルによれば，分割納付を認めるかどうかについては資力または資産の状況が分かる資料の提出がされることが必要とされている。

安易に分割納付の申出を了解することが適当でないことは確かであるが，分割納付を認めることは期限の利益を付与するものではなく，また，分納誓約書を提出し，あるいは分割納付を行うことは，わずかであっても債権回収につながることはもちろん，時効の更新（中断）事由ともなるメリットがあることも考慮すれば，仮に資料の提出がなされず，あるいは，分納誓約書の提出がなされないとしても，まずは少額であっても債権回収に努めることが妥当である。

債務者Bとの交渉が容易なものでなかったことは記録上うかがえ，また，Bが実際に平成27年4月以降に分割納付をすることが可能であったかは検証不可能であるが，その後Bからは全く返還がなされていないことに鑑みれば，なお，わずかであっても返還を受け入れるべきであったと考えられる。

したがって，大阪府は，正式に分割納付を承認できないとしても，債務者が返還の意思を示すのであれば，わずかずつでも返還を受け入れるべきであり，債務者との交渉においては2年超の分割納付であるとしても，その一事のみをもってこれを断るべきではないとの方針をとるべきである。

【意見 27】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，回収が見込めないと判断したときは，適時に，当該返還金を整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

（理由）

本返還金については，令和2年度以前の債権回収・整理計画において回収対象債権に分類し，債権回収を目標としていた。

しかし，債務者A・Bいずれに対する債権についても，債権の発生以来全く回収ができておらず，かつ，直近においては団体の活動実態も確認できず，代表者とも返還に向けた協議を実施できていない。

このような状況を踏まえると，本返還金が令和2年度においてもなお引き続き回収対象債権に分類され，その全額が回収目標とされていることは実現性の観点からしても妥当でなく，令和元年度以前又は遅くとも令和2年度当初の時点において整理対象債権に分類すべきであったと考えられる。

したがって，大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，回収が見込めないと判断している以上，適時に，当該返還金を整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

なお，所管課は，令和2年6月，税政課に相談したところ，債務者が権利能力無き社団であることから，地方自治法施行令第171条の5第1号から第3号に該当するとはいいきれないため，地方自治法第96条に基づき，債権放棄について議会で承認を得るようにしてはどうか。仮に徴収停止を行ったとしても回収できる見込みがないため，今の時点でできていない調査や確認等を行い，債権放棄を進めてはどうか。といった旨の助言を受け，今後は整理対象としていくとのことである。

【監査の結果 9】評価性引当金の分類の見直し

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

（理由）

本返還金については，上記のとおり，いずれの債権についても，債権の発生以来全く回収ができておらず，かつ，直近においては団体の活動実態も確認できず，代表者とも返還に向けた協議を実施できていないのであって，回収に懸念が生じているというべきである。

しかし，大阪府は，本返還金について，令和元年度の評価性引当金報告書において，一般債権に分類し，引当金を計上していなかった。

評価性引当金取扱要領によれば，一般債権とは「財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権」，貸倒等懸念債権とは「破産又は経営破綻等の状態には至っていないが，債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権」とされている。

大阪府によれば，令和2年度以降は貸倒等懸念債権に分類する予定であるとのことであるが，債務者との交渉状況等に鑑みれば，本返還金は債務の弁済に重大な問題が生じていると言え，令和元年度以前においても貸倒等懸念債権に分類し，引当金を計上すべきであ

った。

したがって，大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

【意見 28】助成金支出の相手方の審査

大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金に関し，助成金を支出する相手方が交付要綱に定める団体の要件を満たし，制度を十分に理解しているか慎重に判断すべきである。また，法人格のない団体に対し助成金を支給する場合，どのような要件を備えた場合に助成金を支給するのかあらかじめ十分に検討すべきである。

（理由）

本助成金は，社会福祉活動の実績のある非営利団体（法人格の有無は問わない。），社会福祉活動の実績のある非営利団体の法人で法人設立後3年を経過している者，あるいは，社会活動の実績のある者が代表者となる2者以上の者で組織された共同体を支給対象とするものであるため，その相手方は法人に限られない。

しかし，あくまでも支給対象は団体であり，団体性の有無の確認は，交付申請書に記載された活動実績を確認するだけでは十分とはいえず，団体の規則，議事録等を確認するとともに，ヒアリング等を通じて実態を確認することも検討されるべきである。

本返還金のように大阪府が支給の相手方に対し権利を行使する必要が生じた場合，上記のような実態確認をしていなければ，その相手方が，いわゆる権利能力なき社団であるのか，あるいは，組合や全く権利帰属の主体たりえない任意団体であるのか判断することは困難である。

大阪府は，各債務者の代表者に対し，文書，電話および現地訪問等による催告を試みているが，Aについては平成24年以降直接連絡を取ることができておらず，団体の活動実態はうかがえない。Bについては，そもそも本助成金の制度自体について十分な理解をしていたか不明である発言があったほか，長期の分割納付の申し出がなされたこともあったが，現在は団体の活動実態も不明であり，また面談の申入れについても拒絶している。

このため，各債務者については，いずれも現状団体として存続しているのか，またその代表者が誰であるのかすら判断することが不可能であり，法的請求を行うことにも相応の困難を生じている。

したがって，大阪府は，法人格のない団体に対し助成金を支給する場合，どのような要件を備えた場合に助成金を支給するのか，あらかじめ十分に検討し，実際に助成金を支出するにあたっては，その相手方が交付要綱に定める団体の要件を満たし，制度を十分に理解しているか慎重に判断すべきである。

2　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金

(1)　概要

債権の内容・発生原因	質の高い介護福祉士等の養成確保を図るため，介護福祉

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="6">士・社会福祉士の資格取得を目指し，養成施設等に在学している学生への貸付を実施するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱（国）
大阪府介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="6">福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td>回収対象
債権</td><td>249,035</td><td>整理対象
債権</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td></td><td>191,235</td><td></td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>1,528,685</td><td>0</td><td>191,235</td><td>0</td><td>1,337,450</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>115</td><td>0</td><td>17</td><td>0</td><td>98</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">503,265（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府介護福祉士等修学資金等貸付制度は，介護福祉士・社会福祉士を養成する施設に在学する者に対し，大阪府が修学資金を無利子で貸し付ける制度である。

同制度に基づく貸付金は，養成施設を卒業後，1年以内に介護福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で継続して7年間従事する等の要件を満たした場合は返還が免除されるところ，令和2年3月末日現在，本制度に基づく貸付金残高は1540万9730円であり，そのうち延滞が生じた貸付金の内容が上記の表に記載されたもの(債務者数5名，調定済債権数106件)である。

本制度は平成21年度で終了し，その後，平成21年度以降は，大阪府社会福祉協議会が実施している。本貸付金は平成20年度以降新規の融資はないため，大阪府社会福祉協議会が実施する以前に行った貸付金の返還が未了のものである。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 29】債権回収・整理計画における目標処理額の設定

大阪府は，大阪府介護福祉士等修学資金貸付金に関する債権回収・整理計画における回収目標処理額を定めるにあたっては，各債権の個別具体的な検討内容を踏まえて算出すべきである。

（理由）

本制度に基づく新規貸付は平成20年度に終了しており，大阪府が新たに債権を取得することはない。多くは貸付期間の終了を待って返済を受け又は免除等を行うことになるが，免除等の要件を満たさず返済義務が生じたにもかかわらず既に延滞が生じている債務者が複数ある。

大阪府によれば，本貸付金に関する回収対象債権の令和2年度の目標額は，完済となる

債務者を除き，令和元年度における返還実績にそれぞれ1件の調定額及び調定件数を増やした額により算出したとのことである。

しかし，債権回収の目標を定めるにあたっては，各債権の内容を踏まえ個別に決定すべきところ，各債務者の内容を個別に検討することなく，一律に前年の実績をもとに目標件数を定めることが妥当とは考えられない。

大阪府は，債権回収・整理計画において，連絡が取れない債務者と接触し，回収に取り組み，また，連絡が取れるが回収率が低い債務者についても粘り強く返還交渉を行うとしているところ，回収目標の設定にあたっても，一律に前年の実績をもとに算出するのではなく，個別具体的な回収目標を検討して算出すべきである。

3　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的とした高齢者の住環境の改善に要する資金を貸し付けるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則
大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則実施要領</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部高齢介護室介護支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>500,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">741,452</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>513,436</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>14,514</td><td>0</td><td>513</td><td>0</td><td>14,001</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>24</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>23</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">4,200,803（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

60歳以上の親族と同居し又は同居しようとする者で，60歳以上の者の専用居室，浴室及び便所等を整備するための家屋の増築，改築又は改造しようとする者に対し，府が直接資金を貸し付けるものである（償還期限は最大10年）。

昭和48年度から平成9年度末をもって新規貸付を停止し，平成11年度末に規則を廃止した。

令和元年度債権回収・整理計画によれば，令和元年6月1日現在の未収債権の額は，1451万4804円（24件）であるが，このうち1316万6038円が回収対象債権に，134万8766円が整理対象債権に分類されている。また，その内訳は，当初債務者の相続発生により債務者数64名，調定済み債務数は956件（いずれも令和2年6月1日現在）である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 30】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

（理由）

本債権について，令和元年度の債権回収・整理計画上，その9割以上である1316万6038円（20件）が回収対象債権に分類されている。

しかし，令和元年度の回収目標額は50万円（2件），回収額は51万3436円（1件）に過ぎず，多くの貸付金は本来の償還期限から10年以上経過してもなお回収に至っていない。

また，上記計画における回収対象債権の額は，前年度の債権回収実績ベースを参考とし，今年度の回収見込みを立てた上で，返済にはつながっていないが連絡が可能な債務者を加えて，回収目標額を設定しているとのことである。

しかし，令和元年度の回収対象債権のうち目標処理額はわずか50万円（2件）に過ぎないのであって，たとえ連絡を取ることができるとしても，現在回収対象債権に分類されている債権にも実際には回収困難な債権が多く含まれていると推認される。

現実に回収困難と考えられる債権については，むしろ整理対象債権に分類した上で早期に不納欠損処理等の整理をすることが，債権額及び回収可能性と回収努力に要する労力及びコストに鑑みれば相当であると考えられる。

したがって，大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金のうち現在回収対象債権に分類されている貸付金についても，個別に再度回収可能性を検討し，回収が見込めないと判断されたものについては，適時に，当該返還金を整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

4 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金

(1) 概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">前記「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金」に関して償還期日までに貸付金を償還しなかった場合等の違約金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部高齢介護室介護支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">100,000</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>9,109</td><td colspan="2">36,088</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td colspan="2">金額(円)</td><td>441,325</td><td>0</td><td>9,109</td><td>36,088</td><td>396,128</td></tr>
</table>

	件数(件)	109	0	2	1	106
評価性引当金計上額(円)		396,128（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

前項の貸付金に係る違約金である。

貸付規則上，違約金は，債務者が償還期日までに貸付金を償還しなかったとき，または，貸付金の一時償還事由に該当し償還の請求を受けた金額を償還しなかったときに，年10%の割合で計算することとされている。ただし，当該違約金の額が500円に満たないとき，貸付金の償還を猶予されたとき，又は知事が災害，疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは違約金の支払いは請求されないものとされている。

本債権に係る債務者数，調定済債権数はそれぞれ106名，106件であり（令和2年6月1日現在），いずれも昭和60年度までに調定されたものである。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 10】違約金の調定・請求

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金について，適時に違約金を調定の上，違約金を請求すべきである。

（理由）

大阪府高齢者住宅整備資金貸付金については，規程上，年 10%の違約金が生じるものとされている。

大阪府は，本貸付金については，昭和60年度までは違約金を課していたが，元利分の償還を優先させる目的から，昭和61年度からは元利分の償還を優先させるべく，完納時までの償還猶予の申出があったものと擬制し，違約金の徴収を行っていない。

しかし，そもそも財務規則は，「履行延期の特約」がなされた場合も延納利息等を徴収するものとしているのであって，本貸付規則にある「償還猶予」の制度が延納利息あるいは遅延損害金までも免除する趣旨か疑問がある。

また，債務者から実際には償還猶予の申出がなされていないにも関わらず，大阪府がその判断において償還猶予の申出があったものと擬制することは妥当ではない。

本来の期限に債務を履行した他の債務者との公平の観点及びルールに従った債権管理を行うべきことからしても，大阪府は，本貸付金について，現実に償還猶予の申出が個々の債務者からなされたのではないにもかかわらず，その旨擬制することは妥当ではなく，本貸付金についても適時に違約金を調定の上，請求すべきである。

その上で，長期間償還が滞っている債務者には，消滅時効が完成した債権や，災害，疾病その他やむを得ない理由があるために償還ができていない者もある可能性があるところ，そのような事情により，債務者の状況により違約金の請求が相当でない場合，個々の債務者の状況に応じ，徴収停止措置を取るなどの対応を取るべきである。

【意見 31】違約金を請求しないとする貸付規則の当否

大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則のように，少額の違約金を請求しないとする規定が現に存し，あるいはこれから定める場合，その規定を設けることの当否を検討すべきである。

（理由）

本貸付金については，貸付規則上，当該違約金の額が 500 円に満たないとき，貸付金の償還を猶予されたとき，又は知事が災害，疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは，違約金の支払を請求しないものとされている。

かかる貸付規則の定めは，違約金の額が低額である場合に回収コストに鑑みその請求を要しないことを定める趣旨であると考えられ，その趣旨は一定理解できるところである。

しかし，上記貸付規則の定めは，実質的には少額債権について債権放棄を認める内容と評価されるべきものである。

本貸付規則は既に廃止されているが，そもそも債権放棄は，地方自治法 96 条 1 項 10 号により議会の議決が必要とされていることに鑑みれば，上記規則の定めの有効性及び妥当性には疑問がある。

したがって，本貸付規則については既に廃止されているとしても，他の貸付金規則等において，少額の違約金を請求しないとする同様の規定が現に存し，あるいはこれから定める場合，大阪府は，かかる定めを設けること自体の当否を検討すべきである。

5　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">特別養護老人ホームの整備にあたり，平成8年度及び平成9年度に補助。その後，不正受給が発覚し，平成15年度の補助金交付決定の一部取消に伴う返還命令によるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（国）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部高齢介護室介護事業者課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">社会福祉法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td>回収対象債権</td><td>1,200</td><td>整理対象債権</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td></td><td>1,200</td><td></td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>100,074</td><td>0</td><td>1,200</td><td>0</td><td>98,874</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府は，大阪府下において特別養護老人ホーム他老人福祉施設等を経営する社会福法人である債務者（以下，本項において「債務者」という。）に対し，平成8年度及び平成9年度にそれぞれ1億5532万1000円及び6億6173万7000円の補助金を交付した。

平成15年3月，補助金申請にあたって提出したのとは別の工事契約書の存在が判明し，二重契約による補助金不正受給が判明したことから，同年6月，大阪府は元理事長及び建設業者等を刑事告訴し（その後元理事長らは逮捕され，実刑判決を受けた），同年9月，債務者に対し，補助金交付決定の一部を取り消すとともに，1億3599万8000円の返還命令（平成8年度分2720万円，平成9年度分1億0879万8000円。いずれも平成15年10月14日期限）を行った。また，債務者は，大阪府補助金交付規則に従い，補助金交付決定の取消しに伴い，返還命令に係る補助金の額に対し，その補助金受領の日から納付日まで及び納付日の翌日から納付の日までそれぞれ年10.95%の加算金及び延滞金を納付する義務を負っている。

その後，大阪府は，債務者，建設業者，元理事長から内入れ返済を受けており，平成27年6月以降は，債務者と大阪府担当者の協議に基づき，毎月10万円（年120万円）の返済が継続している。この結果，平成8年度に交付した補助金に関する返還命令金については平成25年12月までに完済され，現在は平成9年度分の補助金に関する返還命令金の分割納付を受け入れている。また，この間，大阪府は債務者所有の不動産（債務者が運営する特別養護老人ホーム施設不動産）に対し仮差押えを行っている。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 11】加算金及び延滞金の徴収及び債権管理

大阪府は，補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金に関する加算金及び延滞金について，速やかに調定の上徴収に務め，適切に債権管理を実施すべきである。

（理由）

本貸付金に関する加算金及び延滞金は，そもそも調定しておらず，かつ，積極的に請求もしていない。

本返還金については，大阪府補助金交付規則により年 10.95%の加算金及び延滞金貸付利息の支払い義務が生じており，令和 2 年 5 月 31 日時点で加算金 2 億 9145 万 1976 円，延滞金 2 億 0782 万 1324 円となっている。

大阪府は，返還命令金の返還が完了した後において，加算金及び延滞金を納付させるものとしている。また，仮差押えにおいては返還命令金に加え，平成26年1月23日までの加算金を加えた額を請求債権に計上している。

しかし，加算金及び延滞金については，令和2年5月31日時点では調定しておらず，かつ債務者に対し請求も行っていない。

現時点で，既に加算金及び延滞金の額は返還命令金の当初元本額を超えている。また，たとえ将来返還命令金の全額の納付を受けることができたとしても，その間加算金や延

滞金について何らの請求をしていない場合，債務者がその存在を争うことも懸念される。

特に，平成8年度に交付した補助金に関する返還命令金は既に平成25年度には完済となっており，加算金及び延滞金の額は確定しているのであって，返還命令金の返還が完了した後において，加算金及び延滞金を納付させるルールからすればこれを調定しないことは正当ではない。

また，債務者が毎月10万円の返済をしているとしても，これのみをもって，当該加算金及び延滞金について消滅時効を更新（中断）できているかは疑問もある。

したがって，大阪府は，本返還命令金について，少なくとも平成8年度に交付した補助金返還金に関する加算金及び延滞金は直ちに調定するなど，適時に延滞金を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

【意見 32】抵当権の設定を含めたさらなる回収努力

大阪府は，補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について，抵当権設定を強く求めるなどの方策を含め，さらなる回収の方策を取るべきである。

（理由）

大阪府は，平成27年6月以降，毎月10万円の分割納付を受け入れており，平成26年2月に債務者所有不動産に対し不動産仮差押を行っており，平成23年6月から平成27年11月までの債権管理自己検査チェックシートによれば，「おおむね適正に管理できている」とされている。また，評価性引当金報告書においても，全額を一般債権に分類し，引当金も計上していない。

その理由について，大阪府は，毎月10万円の返済があり，債務の弁済に重大な問題が生じていないためであると説明する。

しかし，毎月10万円の分割納付については，一方的に債務者が提案したものであり，大阪府は正式に承認し，分割返済契約を締結したものではない。また，大阪府所定の様式による分納誓約書の提出も受けていない。

また，大阪府は，本返還命令金について，債権回収・整理計画において全額回収対象債権に分類し，評価性引当金も計上していないが，抵当権の設定を提案しているものの，債務者がこれを拒否していることから，毎月10万円の納付があることをもってそれ以上に返還額を増やすよう粘り強く交渉したり，あるいは訴訟を提起し，債務名義を取得することはしていない。

その理由について，大阪府は，債務者は数年後には独立行政法人福祉医療機構からの借入金を完済する予定であること，また，特別養護老人ホームには入居者があるなど債務者を利用する府民があることを考慮しているとのことであった。

しかし，債務者は，独立行政法人福祉医療機構の借入について従前は平成28年には完済すると説明していたが，現在もなお完済には至っていない。大阪府は，債務の完済が遅れている理由について明確に確認しておらず，債務者が基本財産以外に不動産等の資産を所有しているか否かについても明確に認識していない。

毎月10万円（年間120万円）の返済がこのまま続くとすれば元本の完済まで80年超の年月を要することとなるし，令和2年5月31日時点の残高をベースに考えると，その返済額は元本の1.2%程度であって，毎年発生する延滞金の1割強にしか過ぎない。このような状態は，大阪府が極めて低金利の融資を行っているに等しいともいえる。

本債務者は，平成26年に，大阪府以外の他の債権者から約1億9000万円の預金等に対する仮差押えを受け，訴訟を提起されている。

同債権者は，既に債権を全額回収しているのに対し，大阪府はかかる法的手続きを取らないためか，到底完済のめどはたっていない。

大阪府が，施設利用者の存在を理由として債務者に対し，強く抵当権の設定を求めることを含めた，強硬な回収方策を取りえないとすれば，極論すると，大阪府は，施設利用者が存在する限り，いわば債務者のいうままの返済をいつまでも受け入れざるを得ないこととなる。

債権保全の観点からは，仮差押えの状態を維持するだけではなく，これに代えて抵当権の設定を受けるのが債権保全上望ましく，また債務者に対し返済を促す趣旨からも債務名義を取得することが検討されるべきである。

したがって，大阪府は，平成27年6月以降債務者から10万円の納付があることに満足するのではなく，早期かつ確実な債権回収を図るべく，返済額の増額交渉を行い，また，抵当権設定に向けて交渉し，あるいは訴訟を提起するなどの方策を取るべきである。

6　大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">ひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（子の進学，親自身の技能習得や転宅等）を貸し付けるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">母子及び父子並びに寡婦福祉法
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
大阪府母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付マニュアル</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部子ども室家庭支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>48,310,956</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">5,657,223</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>58,837,476</td><td colspan="2">6,263,890</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>303,590</td><td>0</td><td>58,837</td><td>6.264</td><td>238,489</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>45,767</td><td>0</td><td>12,125</td><td>570</td><td>33,072</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">107,326,629（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2) 私債権の内容の説明

大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は，ひとり親家庭や寡婦に対し，その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り合わせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることとしている。本貸付金は，あくまでも一時的な貸付であって，必ず償還が必要である。

貸付金交付までの流れは，貸付の事前相談・申請書提出後，大阪府において貸付審査を実施し，貸付を決定した方に貸付決定通知書や借用証書等，借用に必要な書類を交付し，貸付相談窓口へ必要書類が提出された後，書類等に不備がなければ貸付金を交付することとなっている。

償還が期日より遅れた場合，滞納した元利金額に年5分（令和2年4月1日以降は年3分）の割合によって，支払期日の翌日から支払い日までの遅延日数に応じて日数計算した金額の違約金が課され，元利金完済後に調定する運用である。

令和元年度末時点での評価性引当金（不納欠損，貸倒）報告書によれば，債権額（未収金）は2億8626万円であり，不納欠損引当金の額は1億0732万6629円である。また，令和2年10月時点での債権数は928件である。

大阪府は，本貸付金に関し，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付マニュアルを策定し，同マニュアルに基づき貸付・償還等の事務を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 33】回収等業務委託の委託業務の在り方の検討

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，効率的・効果的かつ経済的な回収実施の観点からその業務内容の在り方をさらに検討すべきである。

（理由）

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，令和元年7月1日から令和4年6月30日まで外部の業者であるオリファサービス債権回収株式会社に委託している。

委託業務の内容は，滞納があり督促を行っても応じない，大阪府が指定する債務者，連帯債務者及び連帯保証人に対する債権約317件，滞納金総額約1億2224万円を対象とし（令和元年7月時点），①業務計画書の提出，②受託通知書の送付，③納付の催告，④所在調査，⑤受託債権の収納，⑥収納した回収額の大阪府への納付，⑦大阪府への業務報告，⑧委託を中止した債権に関する情報の大阪府への返還，⑨業務完了の届出及び検査である。

本貸付金の回収業務は，債権回収の経験・知識のある非常勤嘱託員4名を雇用して直営で行っているが，債務者が遠隔地に居住している場合やコンビニ等での入金の希望がある場合を抽出し，委託業務の対象としている。委託対象となる債権は，年に一度見直しを行っている。

違約金の告知及び督促については対象となる債権が現在ないことから，また債務者等に対する法的措置はその費用が高くなることから，いずれも委託の範囲外とされている。

また，所在調査については，訪問等による催告で所在が確認できない場合，委託業者は，大阪府に調査依頼し，判明した場合には判明した所在地の債務者等に対し催告を継続することとされている。委託業者に所在調査も委託することは費用が高くなることから，住民票の取得等の方法による所在調査は含まれていない（平成31年度は35件について大阪府が調査を行っている。）。

この点，例えば，大阪府住宅まちづくり部は，所管の府営住宅退去者等滞納対策に係る債権回収整理業務を民間業者に委託しているところ，その対象債権の範囲には損害金も含めている。更に大阪府住宅まちづくり部は，令和元年10月からは，委託債権に係る業務の遂行に必要となる所在不明者・相続人に係る調査業務を業務委託の対象に追加し，さらに，令和2年10月からは，債権回収の成果をより高めるため，支払督促の申立等の諸手続き並びに債務名義取得後の強制執行に係る業務を対象業務として追加している。

業務委託の範囲をどのように設計すべきかについては，対象となりうる業務の数，費用対効果の検討や，委託業者がどのような業務に対応できるのか，外部委託することにより大阪府の業務量・コストがどの程度減少するのか，また業務委託を行うにあたってシステム改修が必要となる場合にどの程度のコストが必要となるのか，といった様々な要素の検討が必要であるが，債権回収をより効率的・効果的かつ経済的に行うために，債権の状況や債権管理システムの更新のタイミング等も検討しつつ，どのような業務を委託するか常に検討を行うことが必要である。

したがって，大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，その業務内容に，違約金の回収や債務者等の所在調査，法的手続きを含めること等をさらに検討すべきである。

【意見 34】回収等業務委託の委託業務の業者選定方法の検討

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，業者選定の方法として，一般競争入札の方法による以外に，公募型プロポーザル方式や総合評価型一般競争入札等の方式によることを検討すべきである。

（理由）

大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，令和元年7月1日から令和4年6月30日まで外部の業者であるオリファサービス債権回収株式会社に委託している。

本業務委託を行うに際して，大阪府は，一般競争入札の上，入札に応じたオリファサービス債権回収株式会社との間で業務委託契約（単価契約）を締結している。

また，本業務委託は平成24年度から実施されており，いずれもオリファサービス債権回収株式会社が受託しているが，その選定経緯は以下のとおりである。

＜委託業者の選定経緯＞

平成24年度（一般競争入札）	予定価格 9,000,000円・入札業者数2社 落札額　5,700,000円（単価契約　19銭）
平成25年度（随意契約）	単価契約　24銭
平成26年度（随意契約）	単価契約　24銭
平成27年度（一般競争入札）	予定価格 4,368,000円・入札業者数1社 落札額　4,032,000円（単価契約　24銭）
平成28年7月～平成31年3月（一般競争入札）	予定価格12,222,223円・入札業者数1社 落札額　8,322,000円（単価契約　19銭）
平成31年4月～令和元年6月（随意契約）	単価契約　19銭
令和元年7月～令和4年6月（一般競争入札）	予定価格15,840,000円・入札業者数1社 落札額　12,540,000円（単価契約　19銭）

（大阪府提供資料に基づき作成）

本業務委託の対象となる債権は，滞納があり，大阪府が督促を行っても応じない債務者等に対する債権のうち，債務者が遠隔地に居住している場合やコンビニ等での入金の希望がある場合である。

債務者等が返済に応じない理由は，合理的な理由なく支払いを拒む者のみならず，もともと本貸付制度が，ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子どもの修学や就学支度，親自身の技能習得など）のものであり，債務者等には生活に余裕がない者も多く含まれていると考えられるところ，生活困窮等を理由として返済に応じない者など，その事情は様々であると考えられる。

このような様々な事情を抱える債務者に対しては，民間事業者の専門的知識を活用することにより，適切な債権管理を実施し，より一層の滞納債権の効率的・効果的な回収を図ることが期待される。

前記大阪府住宅まちづくり部は，所管の府営住宅退去者等滞納対策に係る債権回収整理業務を民間業者に委託しているところ，その業者選定は公募型プロポーザル方式（令和2年4月1日以降については総合評価一般競争入札に変更）の方法によっている。

また，大阪府育英会も，滞納者に対する債権回収業務を公募型プロポーザル方式の方法により民間業者に委託している。

必ずしもすべての滞納債権の民間事業者の回収委託について，委託業者の選定は公募型プロポーザル方式や総合評価型一般競争入札の方法によらねばならないものではないが，これらの方法によった場合には，報酬額のみならず，業務受託体制，業者独自の回収ノウハウなどを比較検討することが可能となるのであって，民間事業者のノウハウの活用の観点からは，価格競争性以外の観点も考慮されるべきである。

以上の観点からは，大阪府は，委託業者の選定にあたっては，価格競争の観点のみから

一般競争入札を実施するのではなく，公募型プロポーザル方式や総合評価型一般競争入札等の方法を採用し，民間事業者に対し様々な提案を募り，それを評価の上委託業者を決定することも検討すべきである。

7　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">交通事故被災世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付金</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付要綱</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="5">福祉部子ども室家庭支援課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">3,085,000</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="2">4,369,000</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>7,994,000</td><td>0</td><td>0</td><td>4,369,000</td><td>3,625,000</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>66</td><td>0</td><td>0</td><td>34</td><td>32</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">4,002,673（令和元年度末）※</td></tr>
</table>

※　延滞利子を含む。

(2)　私債権の内容の説明

交通事故により被災を受けた者の属する世帯が，その災害により生活が著しく困窮する場合に，急場の暮らしをしのぐために必要な生活つなぎ資金を貸し付けることにより，被災世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とする制度である。

本制度は，昭和44年4月1日以降に発生した事故から適用され，平成元年3月31日をもって事業を終了している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 35】速やかな整理

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。

（理由）

大阪府は，本貸付金について全件整理対象債権に位置づけ，戸籍調査を定期的に行い，判明した相続人へ最終催告文書の送付や所在調査を実施し，令和2年度に全件について，債権整理を進めることとしているとのことである。

大阪府によれば，本貸付金制度は，事業が終了して既に30年以上が経過し，既に全件消滅時効が完成しているとのことである。これは，現時点では書面での決裁文書は残ってい

ないが，大阪府によれば，本貸付制度の対象は，数カ月の入院・通院加療が必要な身体損傷を受けた者に対するものであり，休業補償や加害者からの保証がない上に，その他の収入がないため，継続して生活困窮状態であった債務者に対しては福祉行政の立場から支払督促等の措置をとることが妥当でないと判断したとのことである。

本債権に関し，監査人が確認した債権管理簿によれば，昭和46年に貸付けを行い，償還期限の延長を繰り返した後，昭和51年に期限が到来し，その後昭和52年，54年及び60年に催告書を発行し，本人が昭和53年に死亡していたことを確認したが，その後は平成17年まで何ら回収に向けた手続きが取られていない債権があった。

これは単に一例に過ぎないが，本債権について今後回収を図ることはほぼあり得ない状況といえ，そもそも消滅時効を完成させた時点において回収措置をとることが妥当でないとの判断がなされていたことや，上記の所在調査等の対応を行うのに要するコスト等に鑑みれば，調査をできる限り簡略化して速やかに整理を完了すべきことが望ましいと考える。

【意見 36】貸付金と延滞利息を分けた評価性引当金報告書の作成

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，貸付金元本と延滞利子のそれぞれについて評価性引当金報告書を作成すべきである。

（理由）

大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金については，元金と延滞利子双方が未済となっている債権が多いことから一括して管理しており，貸付金元本と延滞利子の合計額について評価性引当金報告書が作成され，評価性引当金が計上されている。

しかし，貸付金はまさに元本であり，その回収が不能となったときは大阪府の資産が直接減少することとなるのであって，府民に対し大阪府の資産状況を明らかにするためには，延滞利子と分けて管理されるべきである。

本監査において確認できた範囲においてではあるが，他の私債権においては，貸付金と延滞利息・延滞金・違約金等は区別して評価性引当金報告書が作成されていた。

したがって，大阪府は，本貸付金についても，貸付金及び延滞利子それぞれについて，評価性引当金報告書を作成し，評価性引当金を計上すべきである。

8　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子

(1)　概要

債権の内容・発生原因		交通事故被災世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付金に関する延滞利子			
根拠となる要綱等		大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付要綱			
所管部署		福祉部子ども室家庭支援課			
債務者		個人			
令和	目標処理額(円)	回収対象	－	整理対象	1,590

元年度	実績処理額(円)	債権	－	債権	103,058

収入未済等の状況		収入未済 R1.6.1	令和元年度			収入未済 R2.5.31
			調定	収入	不納欠損	
	金額(円)	480,731	0	0	103,058	377,673
	件数(件)	31	0	0	12	19
評価性引当金計上額(円)		4,002,673（令和元年度末）※				

※　貸付金元本を含む。

(2)　私債権の内容の説明

大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する延滞利子(年10.75%)である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 37】速やかな整理

大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。

（理由）

大阪府は，本貸付金延滞利子について全件整理対象債権に位置づけ，相続人調査や所在調査を実施し，確認できた債権者に対して電話や文書等による催告を行い，また，反応がない場合には最終催告文書を送付し，債権整理をするとのことである。

しかし，【意見35】で述べたのと同様，本債権について今後回収を図ることは困難であるといわざるを得ないこと，また，上記の所在調査等の対応を行うのに要するコストや公平性等に鑑みれば，調定済みの本延滞利子については，調査をできる限り簡略化して速やかに整理を完了すべきである。

9　健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分

(1)　概要

債権の内容・発生原因	退職した非常勤職員の健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，最終月分が未納となっているもの（国に立替払い済）。
根拠となる要綱等	－
所管部署	福祉部子ども室子育て支援課
債務者	個人

令和元年度	目標処理額(円)	回収対象債権	36,429	整理対象債権	－
	実績処理額(円)		0		－

収入未済等の状況		収入未済 R1.6.1	令和元年度			収入未済 R2.5.31
			調定	収入	不納欠損	
	金額(円)	36,429	0	0	0	36,429

	件数(件)	1	0	0	0	1
評価性引当金計上額(円)		0（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

平成24年に退職した非常勤職員の健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，最終月分が未納となっているものである。

当該職員は平成27年6月に死亡し，第1順位の親族（存続）は平成27年に相続放棄を行い，第2順位の親族（兄弟）のうち1名は平成28年に相続放棄の申述を行ったことから，残る1名が債務を承継している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 38】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定

大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権であると判断されたときは適時に整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

（理由）

本債権は，債権回収・整理計画上，全額が回収対象債権に分類されている。

しかし，監査人において債権管理簿を閲覧したところ，本人の債務を承継した唯一の相続人は，平成30年度に督促状等を送付した際には到着したものの，令和元年度に２度送付した催告書はいずれも「あて所に尋ねあたりません」の事由により返戻された。

大阪府によれば，所在を把握しており，かつ債権額が少額であることから回収対象債権に分類しているとのことであるが，これまで当該相続人とは全く連絡が取れておらず，債権回収・整理計画が作成された令和2年6月1日時点では，長期間債務者の住所も不明であったことからすれば，令和元年度において回収を期待することは現実的に望めない債権と評価すべきであった。

なお，本債権については，令和2年11月に調査した結果，転居先が東北地方であることが判明し，同住所地に催告書を送付したものの，本報告書作成時点（令和2年12月18日現在）では，債務者から何らの応答もなかったのであって，回収可能性に大きな変更はない。

また，本債権について，債権発生及びこれまでの督促の経緯等に鑑みれば大阪府が引き続き回収に努めること自体が否定されるものではないが，このままであれば令和4年度に消滅時効が完成するところ，債権額も比較的少額であり，回収コストも踏まえて対応すべきである。

したがって，本債権についてはいつまでも回収対象債権に分類し続けることは実現性の観点から妥当でなく，今後の回収に向けた努力の中で回収が見込めないと判断されたときは，漫然と回収対象債権に分類するのではなく，むしろ整理対象債権に分類した上で適時に徴収停止とすること等の不納欠損処理に向けた整理を行うことが，債権額及び回収可能性と回収努力に要する労力及びコストに鑑みれば相当であると考えられる。

【監査の結果 12】評価性引当金報告書における分類の見直し

大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権について，平成元年度の評価性引当金報告書において，一般債権に分類し，引当金を計上していなかった。

しかし，前項のとおり，本債権について将来において回収を期待することは現実的に望めないと思われる。

したがって，大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。

１０　重度障がい者特例支援給付金返還金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">重度障がい者特例支援給付金を支給後に，受給資格が無かったことが判明し，返還を求めているもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府重度障害者特例支援給付金の支給に関する規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部障がい福祉室地域生活支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">276,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">-</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>6,389,000</td><td>0</td><td>226,000</td><td>0</td><td>6,163,000</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>14</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>13</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

国民年金法の改正（昭和57年1月1日施行）により国籍条項が撤廃されたが，経過措置をとらなかったため，施行日前に外国人登録をしており同日以前に満20歳に達していた者は，障害基礎年金を受給できない。そこで，大阪府は，当該在日外国人等の自立生活を支援するため，要件に該当する者から申請がなされた場合，月2万円の給付金を支給している。

しかし，要件を満たし，給付金の支給を受けることとなった場合においても，その後，生活保護を受給したり本人の前年所得が一定の額を超えたときは，受給資格が消滅することとなる。その時点までに支給済みの給付金がある場合，受給者はこれを返還する義務があるところ，その義務が履行されなかったものが本返還金である。

本債権に係る債務者数及び調定済み債権数は，10名に対し14件の債権である。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 13】遅延損害金の調定・請求

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金について，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

（理由）

重度障がい者特例支援給付金について，返還請求権が生じた場合，債務者が負う遅延損害金については要綱上明文の規定がない。

大阪府は，債務者には就労が困難な場合が多く，年金も受給していない者であるため，一律な遅延損害金の徴求は生活への影響が見込まれることを理由として，本返還金について遅延損害金を調定しない扱いとしている。

しかし，かかる扱いは遅延損害金を議会の議決を経ることなく放棄しているのと実質的に同様である。

本債権についても，民法419条，404条に基づき遅滞の責任が生じた時点における法定利率による遅延損害金（履行延期の特約をする場合は財務規則第93条2項による延納利息）を請求するべきところ，公平の観点からも，議会の議決等の適正な手続きを経ることなく，一律に遅延損害金を課さないとの扱いは妥当とはいえず，大阪府は，本返還金についても適時に遅延損害金を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，遅延損害金を徴収することが相当でない債務者に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

【意見 39】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，具体的に回収を目指す債権を回収対象債権に区分した上，回収目標額を定めるとともに，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

（理由）

本返還金は，債権回収・整理計画上，全額が回収対象債権に分類されている。

しかし，監査人において債権管理簿を閲覧したところ，債務者は死亡し，外国籍であるため相続人調査もできない者や，収入が乏しいことが相応に推認される者などが含まれており，将来において回収を期待することは現実的に望めないと思われる案件が複数含まれていた。かかる実態に鑑みると，本返還金の全てを回収対象債権に分類することは実現性の観点から妥当でない。

また，回収対象債権のうち目標処理額は，相手方と交渉等した結果分割納付により回収が見込まれる額の合計を記載しており，それ以外のものは含まれていない。大阪府において回収可能な債権と判断したものについては，仮に分割納付の合意ができていないとしても，目標額を算定し，その回収に努めるべきである。

したがって，重度障がい者特例支援給付金返還金について，重度障がい者特例支援給付

金返還金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，具体的に回収を目指す債権について回収対象債権に区分すべきであり，かつ，その回収目標額は単に回収が見込まれる額の合計を記載するのではなく，大阪府として回収に努めるべき額を記載するべきである。他方で，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

【監査の結果 14】評価性引当金の適切な計上

大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する評価性引当金報告書において，漫然とその全額を一般債権に計上するのではなく，回収が困難と見込まれる債権については貸倒等懸念債権に分類の上，引当金を計上すべきである。

（理由）

本返還金については，評価性引当金報告書においては，全額が一般債権に計上されており，引当金は計上されていない。

大阪府によれば，評価性引当金取扱要領によれば，「貸倒等懸念債権」は「破産又は経営破綻等の状態には至っていないが，債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権」となっているため，実際に破産している債務者かそうなる可能性のある債務者であると認識しているところ，これに該当する債務者がいないためとのことである。

また，引当金は，過去3年間において不納欠損あるいは償還免除の処理を行った実績がないことから計算上導かれるものであるところ，該当の処理を行った実績がないことにより0円となったとのことであった。

しかし，評価性引当金取扱要領によれば「一般債権」は「債権財政状態または経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権」であるところ，【意見39】のとおり，本債権については，その全額を回収できるとは考えられないことから，「一般債権」ではなく，債務の弁済に重大な問題が生じ，または少なくとも問題が生じる可能性が高い債務者に対する債権」（貸倒等懸念債権）にあたるというべきである。

したがって，本債権については，債務者が破産又は破産する可能性の高い債務者にあたらないとしても，全額を一般債権に計上するのは妥当ではなく，回収を見込むことができない債権については貸倒等懸念債権に計上すべきである。

また，本債権については過年度において不納欠損あるいは償還免除をすべきであった債権が含まれるのであって，過年度からそのような処理をしていれば，貸倒等懸念債権の額として記載すべき額も異なる結果となったと考えられる。

以上により，大阪府は，府民への情報開示の観点からも，大阪府の財政状態を適切に表わすことが望まれ，本返還金について適切に引当金を計上すべきである。

１１　大阪府民生安定資金貸付金（身体障がい者生業資金貸付金）

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">生活困窮者に対して独立の生計を営むために貸し付けた資金の償還金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府民生安定資金貸付規程</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">福祉部障がい福祉室地域生活支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">123,375</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>85,510</td><td colspan="2">199,762</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>4,612,707</td><td>0</td><td>85,510</td><td>199,762</td><td>4,327,435</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>366</td><td>0</td><td>14</td><td>19</td><td>333</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">29,859（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府民生安定資金貸付金は，大阪府民生安定資金貸付規程に基づき，昭和27年から昭和38年にかけて，生活困窮者に対し独立の生計を営ましめるよう必要な生業資金（1世帯当たり最大5万円）を貸し付けたものである。なお，現在，3万円を超える額の債務を負担する者があるが，資料が残されていないことから，その経緯，根拠は不明である。

身体障がい者生業資金貸付金は，大阪府民生安定資金貸付規程に基づき，生活困窮者のうち身体障がい者に対し貸し付けた融資の残金であり，大阪府民生安定資金貸付金と同一である。

上記規程に基づく貸付は，昭和38年をもって終了しているが，本債権はその後も借受人の生活困窮，死亡等により償還されず未払いとなっているものである。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 40】時効の管理

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金などの債権について，安易に消滅時効を完成させないよう債権管理を徹底すべきである。

（理由）

大阪府民生安定資金貸付金は，貸付規程によれば，6か月の範囲内において据え置き期間を設けることができ，据え置き期間を含めて3年以内に分割払い又は一時払いをするものとされている。

本制度に基づく新規貸付は昭和38年に終了しており，遅くとも昭和41年までに弁済期が到来している。

にもかかわらず，現在もなお100名を超える債務者に対し債権が残っているが，大阪府

によれば，すべての債権について消滅時効が完成しているとのことである。

大阪府によれば，事業が昭和38年に廃止され，昭和58年まで催告等を継続していたが，その後は債権の処理を進めていなかったとのことである。

仮に直ちに全額回収ができないとしても債務承認を得，あるいは法的手続きをとるなどは可能であり，回収が困難であったからといって安易に消滅時効を完成させることは妥当でないことはいうまでもない。

本貸付金についてはすべて既に消滅時効が完成していることから，現時点で特別の対応をとることは困難であるが，本貸付金について消滅時効の援用権が放棄されたものを含め，安易に消滅時効を完成させることがないよう適切に債権管理を行うべきであったし，かかる指摘は他の債権についても同様に当てはまるというべきである。

【監査の結果 15】延滞利息の調定

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金について，適時に延滞利息を調定の上，延滞利息を請求すべきである。

（理由）

大阪府民生安定資金貸付金については，規程上，年 2%の貸付利息及び年 18.25%（日歩 5 銭）の延滞利息が生じるものとされている。

しかし，大阪府は，本貸付金についてそもそも延滞利息については調定していない。その理由は，昭和59年以降，大阪府からの請求ができておらず，消滅時効期間も経過していることから，既に調定している金額の納付のみを求め，延滞利息の請求を行わない方針としているとのことである。

確かに，本債権について消滅時効が援用された場合，延滞利息は発生しないこととなる。

また，20年以上の長期間にわたって何ら請求していなかった債権について延滞利息を請求することが妥当であるか疑問もある。

しかし，かかる扱いは延滞利息を議会の議決を経ることなく放棄しているのと実質的に同様である。

また，20年以上何ら請求しておらず，消滅時効が完成した債権について，その返済を求めること自体疑問があるとすれば，延滞利息だけではなく，元本についても同様に考えられる。むしろ，延滞利息を請求しないというのであれば，元本について債権放棄を検討すべきといえる。

元本についてただちに債権放棄を行うものではない以上，大阪府は，本返還金についても適時に延滞利息を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，延滞利息を徴収することが相当でない債務者に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

【意見 41】速やかな整理

大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金について，速やかに債権放棄及び不納欠損処理を完了すべきである。

（理由）

本制度に基づく新規貸付は昭和38年に終了しており，遅くとも昭和41年までに弁済期が到来している。

にもかかわらず，現在もなお100名を超える債務者に対し債権が残っている。

本貸付金については，昭和59年度から平成25年度までの間，一切の回収または不納欠損処理が行われていない。

これが一因となってであると考えられるが，当初の債務者は既に死亡して相続が開始していることも多く，本貸付金の処理に多くの時間と労力を必要とする現状となっている。

大阪府は，本貸付金について，引き続き債務者の所在確認や相続人の特定調査等を行い，債権放棄や消滅時効の援用による不納欠損処理を進めるとしているが，時間が経過すれば，さらに転居や相続が発生するなどして，なお債務者の特定に時間を要する可能性が高くなる。

各債権については，既に消滅時効が完成していること，また各債権の元本は比較的少額といえることに鑑み，回収可能性および債権管理のコストの観点からして，速やかにそのすべての債権について整理を完了させるべきである。

１２　障がい者扶養共済制度掛金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">障がい者を扶養している保護者が，毎月一定の掛金を納め，保護者の死亡時に障がい者に終身の年金を支給する共済制度</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府障害者扶養共済制度条例
大阪府障害者扶養共済制度条例施行規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">福祉部障がい福祉室地域生活支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">500,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">4,000,000</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>97,597</td><td>0</td><td>282</td><td>5,979</td><td>91,335</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>20,732</td><td>0</td><td>23</td><td>1,695</td><td>19,014</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">79,557,091（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2) 私債権の内容の説明

大阪府が，大阪府障害者扶養共済制度条例に基づき実施する制度であり，障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより，加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度である。年金額は1口あたり月額2万円で，1人につき2口まで加入できる。

大阪府は，大阪府が加入者に対して負う責任について，独立行政法人福祉医療機構との間で扶養保険契約を締結している。このため，大阪府は，加入者との間で本扶養共済契約を締結したときは，当該加入者に係る掛金を保険料として独立行政法人福祉医療機構に納付することとなるが，大阪府は，加入者が脱退又は地位喪失しない限り，加入者が掛金を納付しない場合であっても，保険料を納付する義務を負うこととなる。

このため，大阪府は，加入者に対し，加入者が脱退又は地位喪失するまでは，掛金の納付を求めることとなるが，納付をしない加入者がある結果，本債権の滞納が生じている。

大阪府においては，掛金の納付がなされない場合においても，本制度の性格に鑑み，加入者の納入を待つ等の配慮を行ってきたが，結果として払われないままとなり債権額が増える事態が生じており，令和2年6月1日現在の債権は，債務者395名に対し20,872件となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 16】遅延損害金の調定・請求

大阪府は，障がい者扶養共済制度掛金について，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

（理由）

障がい者扶養共済制度掛金については，条例及び規則上遅延損害金に関する定めはなく，遅延損害金を調定していない。

大阪府は，遅延損害金を調定しない理由について，扶養共済制度の加入者は，万一のことがあったときに障がいのある子どもが少しでも困らないように年金を残したいという観点から加入していること，障がいのある方を扶養している保護者には，非課税世帯，所得割非課税世帯など生活困窮者が非常に多く，本来，掛金を払うこと自体，厳しい状況であることから，一律な遅延損害金の徴収は生活への影響が見込まれるため，遅延損害金を課していないとのことでる。

しかし，かかる扱いは，遅延損害金を議会の議決を経ることなく放棄しているのと実質的に同様である。また，本来の期限に債務を履行した他の債務者との公平の観点からして，大阪府は，本掛金についても適時に遅延損害金を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，遅延損害金を徴収することが相当でない加入者に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

【意見 42】掛金滞納者に対する適切な対応の実施

大阪府は，障がい者扶養共済制度掛金を滞納した加入者に対しては，漫然と督促を繰り返すだけでなく，事案に応じて適時に，加入者の地位の喪失や法的手続きによる掛金の請求等の方策を実施すべきである。

（理由）

監査人が閲覧した限りであるが，掛金の滞納額が100万円を超える加入者が複数見られた。その原因は，生活に困窮していることを理由に掛金の納付が困難であるとする者がほとんどであった。また，大阪府からの連絡に対し口頭で脱退の意思を示しながら脱退届を提出せず，かつその後連絡が取れないまま数年が経過している加入者も認められた。さらに，大阪府からの電話連絡や催告書の送付に対し数年間にわたって何ら応対しない加入者も認められた。

条例及び規則上，大阪府は，加入者が掛金を3か月滞納したときは，加入者としての地位を失わせることができるところ，大阪府は平成26年度以降令和元年度までの間に，長期滞納者の中で所在不明などの加入者48名分について強制脱退を実施し，脱退一時金を債権に充当している。他方で，所在不明などになっていない加入者については，ほとんど強制脱退手続きによる対応はなされていない。

制度の性質上，加入継続の意思を示す加入者に対し大阪府において地位喪失の手続きを取ることが直ちに妥当であるかは慎重に検討を要するところであるが，長期間かつ多額の掛金の納付を怠った加入者に対しても引き続き加入継続を認めることは，適切に掛金を支払っている加入者との公平の観点からして妥当でない。

また，掛金の減免は，条例上，①生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合，②市町村民税を課されている者がいない世帯に属する場合，③市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する場合に限られており，生活に困窮している場合であってもこれらの要件に該当しない限り，減免対象とはならない。

本制度の性格に照らしてこのような減免制度の在り方が適切であるかは議論されるべきところであるが，現行条例上，減免対象とならない加入者が掛金を支払わない場合において，大阪府からの連絡に誠実に対応しない者については，民法改正により5年で消滅時効が完成することになったことも踏まえ，時効管理の観点からしても，漫然と同様の対応を繰り返すだけの対応を取ることは適切でない。もちろん事案によって個別具体的な事情を考慮し，直ちに強硬措置を取るべきでないケースがあることはもちろんであるが，そうでない場合には，加入者の地位を喪失させてさらなる滞納債権の発生を生じさせないようにし，また滞納掛金については支払督促等の法的手続きによる掛金の請求等の方策を実施すべきである。

１３　障がい者扶養共済制度年金過払金返還金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府障がい者扶養共済制度に基づき，障がい者に終身の年金を支給していたが，年金受給者の死亡の届出遅れにより過払いが発生したもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府障害者扶養共済制度条例
大阪府障害者扶養共済制度条例施行規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">福祉部障がい福祉室地域生活支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2" rowspan="2">60,000</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>380,000</td><td>0</td><td>0</td><td>60,000</td><td>320,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">34,464（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府障がい者扶養共済制度に基づき，障がい者に終身の年金を支給していたが，年金受給者の死亡の届出遅れにより過払いが発生した。

現在存在する債権の内容およびその管理状況は以下のとおりである。

年金受給者	債権額	過払いとなった年金の支給期間	死亡の届け出を受けた日	消滅時効起算日
A	20,000円	平成22年3月～9月	H22.2.22	H23.4.4
B	140,000円	平成22年9月～平成23年5月	H22.8.29	H23.8.9
C	160,000円	平成26年8月～平成27年8月	H28.2.28	H28.4.11

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 17】利息の調定・請求

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，受益者が過払いの事実を認識していた場合（悪意の場合）には，適時に利息を調定の上，利息を請求すべきである。

（理由）

障がい者扶養共済制度年金過払金については，条例及び規則上利息や遅延損害金に関する定めはなく，また大阪府はその請求を行っていない。

その理由は，扶養共済制度の年金は，年金受給者は就労が困難等により収入が希薄である等により年金受給者世帯として低所得であることも多いことから，一律な利息や遅延損害金の徴収は遺族の生活への影響が見込まれるため，利息や遅延損害金を課していないとのことである。

しかし，本過払金は不当利得の性質を有するものであり，悪意の受益者は利息を付して返還する必要がある（民法704条）。

かかる場合にも利息を請求しないとすれば，大阪府の現在の扱いは，利息（遅延利息）を議会の議決を経ることなく放棄しているのと実質的に同様である。また，過払いが生じたときに速やかに返還に応じた他の遺族との公平の観点からして，大阪府は，本返還金についても適時に利息（遅延利息）を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，経済状況に鑑み利息（遅延利息）を徴収することが相当でない年金受給者の遺族に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

大阪府は，本過払金について，受益者が悪意であるときは，適時に利息を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

【監査の結果 18】消滅時効の起算日の管理

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，各過払金の時効の起算点を適切に管理すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権について，まず死亡の届け出を行った者に対し納入期限を定めて納付書を送付し，その後納付が確認できないときは督促状を発送する運用としている。

その上で，死亡の届出を行った者に対し督促状を送付した日を各債権の消滅時効起算日として管理している。

しかし，各過払金返還請求権は不当利得返還請求権の性質を有するものであり，その消滅時効の起算日は，本来，不当利得が生じた日，すなわち，死亡した年金受給者に対し年金を支給した日であると考えられる。

納入通知や督促により消滅時効を更新（中断）させる場合（地方自治法 236 条 4 項）においても，納入通知等は債務者に到達できることが必要である。

しかし，大阪府が送付した納入通知等は相続調査を行った上ですべての相続人に対し送付したものではなく，届出を行った者に対し送付したに留まることから，その者が相続を承認したか，また他に相続人が存在するか不明であり，全ての債務者に納入通知等が送付されているとは限らず，実際には，大阪府が予定する時期より前に消滅時効が完成している可能性がある。

その結果，本債権のうち債務者 A 及び B に対する債権については，大阪府の管理とは異なり，その全部または一部について既に消滅時効が完成している可能性がある。

したがって，大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，各過払金の時効の

起算日を適切に管理すべきである。

【監査の結果 19】過払金回収に向けた適切な対応の実施

大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，相続人の調査による相手方の特定を行った上，時効管理を適切に行うことにより安易に消滅時効を完成させることのないよう，過払金回収に向けて具体的な取り組みを実施すべきである。

（理由）

本過払金については，債権管理簿によれば，年金受給者 A については，平成 23 年 2 月 22 日に年金受給者が死亡したことの届出を受理し，過払金の納付書を届出を行った相続人宛同月 25 日送付した，同 B については，平成 22 年 8 月 29 日に年金受給者が死亡したことの届出を受理し，平成 23 年 7 月 1 日に過払い金の納付書を送付し，同年 8 月 9 日に督促状を発送した，同 C については平成 28 年 2 月 28 日に年金受給者が死亡したことの届出を受理し，同年 3 月 2 日に過払金の納付書を送付した，との記載がある。

しかし，これら記載によれば，過払金の返還を求める相手方は本来年金受給者の相続人であると考えられるが，その調査は行われておらず，また納付書あるいは督促状を送付した以外には具体的な回収に向けた取り組みは行われていないことがうかがわれる。

大阪府は，各債権について，債権回収・整理計画において，債務者への文書・電話等により督促を実施し，必要に応じて分割納付による納付を行うなど，債権の回収に努めるとしているが，かかる努力が十分になされたとは言い難い。

また，債務者A及びBに対する過払金は，平成22年度に発生したものであり，既にその全部又は一部について消滅時効が完成している可能性がある。

したがって，大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，相続人の調査による相手方の特定を行った上，安易に消滅時効を完成させることのないよう，過払金回収に向けて具体的な取り組みを実施すべきである。

１４　障がい者自立センター支援費自己負担金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">障がい者自立センターの利用に係る介護給付費及び訓練等給付費の自己負担金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">福祉部障がい者自立センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td>回収対象</td><td>75,020</td><td>整理対象</td><td colspan="2">149,206</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>債権</td><td>37,171</td><td>債権</td><td colspan="2">149,206</td></tr>
<tr><td colspan="2">収入未済等の状況</td><td>収入未済</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済</td></tr>
</table>

		R1.6.1	調定	収入	不納欠損	R2.5.31
	金額(円)	356,845	0	37,171	149,206	170,468
	件数(件)	20	0	2	8	10
評価性引当金計上額(円)		114,577（令和元年度末）				

(2) 私債権の内容の説明

大阪府立障がい者自立センターは，平成19年4月に開設した，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）に基づく障がい者支援施設であり，脳血管障がいや脊髄損傷の方などに対する支援プログラムを実施し，利用者が円滑に地域生活へ移行できるよう，「施設入所支援」，「自立訓練（機能訓練）」及び「自立訓練（生活訓練）」の3つのサービスを提供している。

現在，利用者の自己負担額は，月額0円から約8万5000円（食費・光熱水費含む）までの範囲で，前年の世帯収入状況により変動する。

本債権はその利用者の自己負担金が未払いとなっているものである。

令和元年6月1日時点では，債務者は5名（調定済債権20件）であり，令和2年5月末までに，債務者2名（調定済債権2件）合計3万7171円を回収し，債務者1名(調定済債権8件)合計14万9206円を全額不納欠損処理を行った結果，令和2年6月1日現在，債務者3名に対し合計17万0468円（調定済債権10件）の回収対象債権が残っている。

このうち2名については既に破産・免責が確定しており，令和2年度中に不納欠損処理することが見込まれている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 43】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定

大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

（理由）

本自己負担金については，利用契約において遅延損害金に関する規定は設けられておらず，また，大阪府は，遅延損害金を調定し，これを請求していない。

大阪府によれば，その理由は，障がい者自立センターは，脳卒中その他で障がい者となった方が地域生活に戻るための自立訓練施設であり，本債権は施設利用契約に基づく利用料であって，支払い遅延に陥る原因のほとんどは，利用者が心身の障がいや長期の入院による所得の激減によるものであり，遅延損害金を課すことは困難であることから，利用契約においても遅延損害金の定めは設けていないとのことである。

しかし，適切に自己負担金を支払う利用者との公平の観点からして，支払いを怠った場合に遅延損害金の負担が全くないとすることは妥当でない。

また，遅延損害金を請求しないとの扱いは，延滞金を議会の議決を経ることなく放棄し

ているのと実質的に同様である。

したがって，本負担金について，利用契約等において遅延損害金に関する規定を整備した上，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，遅延損害金を徴収することが相当でない利用者に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

【意見 44】回収困難な債権の整理

大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，回収困難であると判断されるときは，債権回収・整理計画において回収対象債権に位置付けることなく，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

（理由）

令和2年6月1日時点で残っている債務者1名（2件合計3万1266円）については，大阪府は，文書または電話による督促を行っているが，債務者からは生活保護受給中であること及び消滅時効の援用の主張がなされている。

消滅時効については，債務者が時効期間を誤解しているものと思われ，その主張に理由はない。ただし，債務者は生活保護受給中であることからすれば，現状において回収を見込むことはできず，また，平成23年の債権発生以来全く回収が進んでいないことからすれば回収のめどはたっていないと判断せざるを得ない。

しかるに，かかる回収困難と思われ，かつ額も僅少である債権について回収対象債権に分類し，回収目標を掲げて，回収努力を継続することは，回収コストの観点から妥当ではなく，大阪府は，同債権について速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきであると考えられる。

１５　障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入）

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">障がい者自立センターの利用に係る光熱水費等の自己負担金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">福祉部障がい者自立センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>171,120</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">423,300</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>93,190</td><td colspan="2">423,300</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
</table>

	金額(円)	1,007,270	0	93,190	423,300	490,780
	件数(件)	24	0	5	8	11
評価性引当金計上額(円)		290,116（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

障がい者自立センターの利用者が負担する光熱水費等の自己負担金が未払いとなっているものである。

令和元年6月1日時点では，債務者は7名（調定済債権24件）であり，令和2年5月末までに，債務者4名（調定済債権5件）合計9万3190円を回収し，債務者1名(調定済債権8件)合計42万3300円を全額不納欠損処理を行った結果，令和2年6月1日現在債務者3名に対し合計49万0780円（調定済債権11件）の回収対象債権が残っている。

このうち2名(9件)については既に破産・免責が確定しており，令和2年度中に不納欠損処理することが見込まれている。

残る1名（2件合計8万4690円）については，大阪府は，文書または電話による督促を行っている（前項の自己負担金の債務者と同一人物である）。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 45】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定

大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。

（理由）

本自己負担金については，利用契約において遅延損害金に関する規定は設けられておらず，また，大阪府は，遅延損害金を調定し，請求していない。

【意見43】と同様，本負担金についても，利用契約等において遅延損害金に関する規定を整備した上，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定し，適切に債権管理を行うべきである。

その上で，遅延損害金を徴収することが相当でない利用者に対する請求や少額の債権については，徴収停止や債権放棄などの方策により対応することが相当である。

【意見 46】債権回収の妥当性の検証

大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用者が生活保護を受給しているときは，債権回収の原資が生活保護費ではないか確認し，そうである場合にはその回収が妥当であるか慎重に検証すべきである。

（理由）

本自己負担金について，大阪府は，令和元年度に生活保護受給中の利用者から合計2万

3746円を回収した実績があった。

大阪府は，生活保護受給中の場合資力がないと思料されることから通常は法的措置を留保しているが，本人から納付の意思が示された場合には，その意思に基づき収納しているとのことである。

もちろん，回収可能であれば，利用者が負担すべき自己負担金を回収することは本来当然であるが，その相手方が生活保護受給中である場合に，生活保護費を原資として自己負担金を支払うときは，慎重な判断が必要である。

すなわち，生活保護費は，日本国憲法第25条の理念にもとづき制定された生活保護法により，国民の生存権を保障する国の制度であり，世帯の事情に合わせ，最低限度の生活を維持するために必要な費用について支給されるものであって，本来，その生活保護費を生活費以外の債務の返済に充てることは想定されていない。

もっとも，本負担金は光熱水費等であり，その性質上生活保護費からの支出が相当である，また生活に欠くべからざる費用であるとも考えられ，仮に，返済原資が生活保護費である場合であっても直ちにその回収が妥当でないとも言い切れない。

したがって，正当な権利行使の結果とはいえ，生活保護受給中の者から債権回収を行うことについては，生活保護制度の趣旨目的に照らして慎重な判断が求められるといえ，債務者が支払うその原資が生活保護費でないか，また，そうである場合にはその回収が妥当であるか，返済の申出に至った経緯の検討を含め，慎重な判断が必要である。

第８　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の私債権に係る監査の結果及び意見

１　生活福祉資金貸付金

(1)　概要

債権の内容・発生原因		低所得者，障がい者又は高齢者に対し，資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより，その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り，安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付金。				
根拠となる要綱等		「生活福祉資金の貸付について」（国・平成2年8月14日付厚生省社第398号厚生事務次官通知）ほか				
法人（所管部署）		大阪府社会福祉協議会（福祉部地域福祉推進室地域福祉課）				
債務者		個人				
令和元年度	目標処理額(円)	8,610,688,375				
	実績回収額(円)	1,387,849,558				
債権の状況		債権残高 H31.4.1	令和元年度			債権残高 R2.3.31
			貸付	回収	損失処理	
	金額(百万円)	22,662	1,006	1,387	92	22,188
	件数(件)	44,111	3,329	2,117	151	45,172
貸倒引当金計上額(円)		6,309,738,079（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

大阪府社会福祉協議会では，低所得者，障がい者又は高齢者の世帯に対し，資金の貸付と必要な相談支援を行うことで，経済的自立および在宅福祉，社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度として，本事業を実施している。

貸付資金には，その目的に応じ，総合支援資金，福祉資金，教育支援資金及び不動産担保型生活資金があり，貸付の原資は国の補助金を原資とする大阪府の補助金である（国の補助率100%）。令和2年度の補助金交付額は，581億4800万円（R2.10.29時点）であり，コロナ対応による特例貸付の為，国庫負担割合は10/10である。

■原資残高：　80億4556万6282円（9月末日時点）

令和元年度の貸付残高は以下のとおりである。

	年度末貸付件数	年度末貸付残高
福祉資金	6,616件	2,557,381,009円
教育支援資金	24,575件	9,081,444,287円
不動産担保型生活支援資金	376件	2,284,132,524円
総合支援資金	11,480件	6,928,241,510円

（大阪府提供資料に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 47】延滞利子の利率に関するホームページ情報の更新

大阪府社会福祉協議会は，生活福祉資金貸付金に関し，ホームページに掲載された延滞利子の利率に関する記載（年 5%）を速やかに民法改正に即した記載（年 3%）に改定すべきである。

（理由）

生活福祉資金の延滞利子は，民法改正に合わせ，従前年 5%であったものが令和 2 年 4 月 1 日からは年 3%に変更されている。

しかし，令和 2 年 12 月 22 日現在，大阪府社会福祉協議会のホームページにおいては，例えば，以下の記載がある。

「大阪府生活福祉資金 福祉資金貸付のごあんない」（http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/pdf/seifuku_2019.pdf）	「最終償還期限までに償還金を完済できない場合は，延滞元金につき年 5%の延滞利子がつきますので，期限内に遅れないよう返済をお願いいたします。」
「大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付のごあんない」（https://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/pdf/kyoiku_2017.pdf）	「なお，最終償還期限までに償還金を完済できない場合は，延滞元金につき年 5%の延滞利子がつきますので，期限内に遅れないよう返済をお願いいたします。償還完了後に「借用書」をお返しします。」
「大阪府生活福祉資金 総合支援資金貸付制度のごあんない」（https://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/pdf/sougou_2018.pdf）	「延滞利子 償還期限までに償還されなかったときは，延滞金として年 5%の延滞利子を徴収します。」
「生活福祉資金（緊急小口資金）貸付のごあんない」（http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/pdf/koguchi_2017.pdf）	「⑤延滞利子 年 5%（償還期限の翌日から支払日までの日数により計算します）」

ホームページは，府民に対する重要な情報提供ツールであり，延滞利子の利率は，貸付条件の重要な事項であるところ，その改正がなされた場合には，速やかにホームページ上の記載を改め，最新の条件を公表すべきである。

2 介護福祉士修学資金等貸付金

(1) 概要

債権の内容・発生原因	福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とした貸付事業
根拠となる要綱等	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金

		貸付要綱			
法人（所管部署）		社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 （福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課）			
債務者		個人			
令和 元年度	目標処理額(円)	4,603,218			
	実績回収額(円)	1,077,720			
債権の状況		収入未済 H31.4.1	令和元年度		収入未済 R2.3.31
			回収	損失処理	
	金額(千円)	8,214	1,077	0	7,137
	件数(件)	9	0	0	9
貸倒引当金計上額(円)		0（令和元年度末）			

(2)　私債権の内容の説明

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金（以下,「修学資金」という。）は,国及び大阪府の補助金を原資として,大阪府内における指定介護福祉士養成施設に在学し，介護福祉士の資格取得をめざす学生に対し修学資金を貸し付ける制度を実施している。令和2年度の補助金交付額は0円（令和2年10月末時点）であり，貸付金の原資残高は14億9314万7053円である。

令和元年度末における貸付金残高は20億3700万円である。

本貸付金は，修学生が養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い，大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事し，かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日以降，引き続き5年間従事する等所定の要件に該当したときは返還債務が免除される制度である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 48】引当金の計上

大阪府社会福祉協議会は,介護福祉士修学資金等貸付金について,引当金を計上することを検討すべきである。

（理由）

大阪府社会福祉協議会は,本貸付金について,貸付金の大部分が返還免除となる見込みの制度であり，国の実施要綱等において徴収不能の取扱いについて示されていないことから，引当金は計上しないこととしている。

しかし，すべての債務者が返還債務を免除されるわけではなく，かつ，現に，回収対象となる債権が発生している。

大阪府事業として実施していた，大阪府介護福祉士等修学資金貸付金（前記第７．２）については，評価性引当金報告書において引当金を計上していることとの比較からしても，一律に引当金を計上しないとのルールは妥当とは考えられない。

したがって，大阪府社会福祉協議会は，介護福祉士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。

3　保育士修学資金貸付等事業

(1)　概要

債権の内容・発生原因		保育人材の確保を図ることを目的とした貸付事業			
根拠となる要綱等		保育士修学資金貸付等制度実施要綱（国）			
法人（所管部署）		社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 （福祉部子ども室子育て支援課）			
債務者		個人			
令和 元年度	目標処理額(円)	324,996			
	実績回収額(円)	27,083			
債権の状況		収入未済 H31.4.1	令和元年度		収入未済 R2.3.31
			回収	損失処理	
	金額(円)	595,834	27,083	0	568,751
	件数(件)	1	0	0	1
貸倒引当金計上額(円)		0（令和元年度末）			

(2)　私債権の内容の説明

大阪府社会福祉協議会は，国及び大阪府の補助金を原資として，保育人材の確保を図るため，指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す方への修学資金や，保育所等に就職する方への就職準備金，未就学児を預ける保育料の一部，施設の方への保育補助者の雇上げ費用，保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを行っている。

令和2年度の補助金交付額は0円（令和2年10月末時点）であり，原資残高は20億9563万6902円（令和元年度末時点：原資は全額国費）である。

保育士修学資金貸付は，修学生が養成施設を卒業した日から1年以内に，保育士登録を行い，大阪府内において，保育士として返還免除対象業務に従事し，かつ，引き続き5年間従事した等所定の要件に該当したときは返還債務が免除される制度である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 49】引当金の計上

大阪府社会福祉協議会は，保育士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。

（理由）

大阪府社会福祉協議会は，上記２の介護福祉士修学資金等貸付金と同様，本貸付金も，貸付金の大部分が返還免除となる見込みの制度であり，国の実施要綱等において徴収不

能の取扱いについて示されていないことから，引当金を計上しないこととしている。

しかし，すべての債務者が返還債務を免除されるわけではなく，かつ，現に，回収対象となる債権が発生している。

したがって，大阪府社会福祉協議会は，保育士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。

4　大阪府身体障害者更生資金特別貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="4">昭和46年から昭和61年にかけて，20歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者が，事業を営むのに必要な資金を貸し付けた資金の償還金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="4">大阪府身体障害者更生資金特別貸付制度要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人（所管部署）</td><td colspan="4">社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
（福祉部障がい福祉室地域生活支援課）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="4">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td colspan="4">60,000</td></tr>
<tr><td>実績回収額(円)</td><td colspan="4">5,000</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">債権の状況</td><td>債権残高
H31.4.1</td><td colspan="2">令和元年度</td><td>債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>47,145</td><td>5</td><td>0</td><td>47,140</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>72</td><td>0</td><td>0</td><td>72</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸倒引当金計上額(円)</td><td colspan="4">47,140,504（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府身体障害者更生資金特別貸付事業は既に制度廃止されている事業である。当事業は，成人の身体障害者に対し，自立の助長促進と生活の安定を図ることを目的として，事業を営むのに必要な資金を貸し付けていたものである。財源は府の借入れであり，貸付限度額は300万円以内（当初は100万円以内）であった。

本特別資金事業の実施主体は大阪府社会福祉協議会であり，大阪府は同協議会に資金を貸し付け，同協議会は市町村の社会福祉協議会に対し貸付の窓口業務を委託する方法により実施されていた。

本事業は昭和61年度に新規貸付を終了しており，平成7年3月に最終償還期限が到来している。

元本が残っている債権は72件であり，うち3件219万0240円については償還免除基準に該当しないため大阪府社会福祉協議会が債権放棄を行った上で大阪府に対し弁済することが確定している。またうち34件は相続人の調査を完了し，または債務者の所在不明により不納欠損処理が可能となっている。また2件については時効未到来，33件は追加調査が

可能な案件である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 50】速やかな債権の整理

大阪府は，大阪府社会福祉協議会に対し，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了するよう指導監督すべきである。

大阪府社会福祉協議会は，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了すべきである。

（理由）

本貸付金は，上記のとおり，昭和 61 年度に新規貸付を終了しており，平成 7 年 3 月に最終償還期限が到来している。

本貸付金については，平成 18 年 12 月に監査事務局監査において「償還指導の実施方法及び債権整理方策について，早期に検討されたい」旨の指摘がなされ，また，平成 24 年に一般監査により，「年度末において回収の可能性を吟味し，徴収不能引当金の計上の要否等について適切に対応されたい」との指摘がなされている。

しかし，大阪府は，大阪府社会福祉協議会に対し平成 21 年度から平成 28 年度までは償還状況を確認し，あるいは，平成 24 年度には債権放棄に向けた取り組みを開始し，打ち合わせは行っているものの，債権の整理に向けた具体的な取り組みは戸籍調査・住民票調査以外実施されていない。

平成 30 年以降になり，債権放棄に向けたスケジュールを策定し，契約書の存在等に関する覚書を締結し，償還免除基準を定めた協定書を締結するなどし，また，令和 2 年 3 月には債務者 33 名に対し督促したほか，整理に向けた取組を進めているが，従前の取組は上記指摘等の経緯を踏まえると十分であるとはいえない。

したがって，大阪府社会福祉協議会は，本貸付金について，大阪府との間で合意したスケジュール等に基づき速やかにその整理を完了すべきであり，大阪府は，大阪府社会福祉協議会に対しかかる整理に向けた指導監督を行うべきである。

第９　環境農林水産部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　柑橘母樹園損害賠償金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">府有地を不法占有していた債務者に対する使用料相当の損害賠償金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">環境農林水産部環境農林水産総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td colspan="2">56,500</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td>－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>5,645,775</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>5,645,775</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">5,645,775（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

木杭及びロープを設置することにより府有地（以下，１において「本件土地」という。）を不法占有していた個人に対して，大阪府が使用料相当の損害賠償金を求めたことによるものである。

大阪府は本件土地を含む一団の土地上を所有しており，この土地を敷地として大阪府は昭和7年にみかん類の技術研究や優良品種等の普及拠点として「柑橘母樹園」という施設を開設した。同施設が昭和59年3月に廃止されたのちも，大阪府は引き続きその敷地を行政財産として管理し，その跡地の再利用のための計画を検討してきた。そうしたところ，平成16年に，債務者が本件土地の周囲に沿って木杭を設置してロープを張り巡らせたことから，同年に大阪府が本件土地の所有権確認，本件土地の明渡し，不法占拠時から明渡済みまでの月額使用料相当額の支払いを求めて提訴し，平成17年に大阪府の請求を全面的に認める内容での判決がなされた。

その後，債務者から任意の支払いがなされず，財産調査等を経て平成29年の強制執行申立てにより6054円を回収したものの，一時債務者との連絡が途絶えた期間もあり，任意の弁済がなされないまま現在に至っている。

(3)　監査の結果及び意見

【意見51】全庁的要領に従った債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄の記載

大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って「対応状況の内訳」欄を記載すべきである。

（理由）

債権回収・整理計画の作成要領を定める「債権回収・整理計画の作成について」の5頁では，回収対象債権について強制執行手続を行ってなお残額があるときは，「対応状況の内訳」欄において，「催告の継続」に分類するものとされている。

本債権については，平成29年2月に，大阪府による債権差押命令の申立てに基づき一部強制執行がなされ，現在もなお残額のある状態である。開示資料及びヒアリングによれば，本債権につき現時点で訴訟手続や強制執行手続に係属している事実はないということであった。

したがって，上記「債権回収・整理計画の作成について」の定めによれば，本債権は，債権回収・整理計画上，その全額を「催告の継続」に分類すべきものと解される。

しかしながら，令和元年度債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄において，本債権の全額が「訴訟手続」に計上されていた。これは，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた分類に従った記載がなされていなかったものといえる。

債権回収・整理計画は，条例に基づき，最終的に府民に対して公表されるものであることから，債権の管理回収状況について正確に反映しておくことが要求されている。その記載方法が統一されていなければ，債権回収・整理計画に現れた各債権の情報を比較して検討を行うことが困難となるから，全庁的に定められた要領に従った記載を徹底する必要がある。そのような記載を徹底するため，債権回収・整理計画の作成の都度，全庁的要領である「債権回収・整理計画の作成について」に定められている記載方法を十分に確認することが重要である。

なお，大阪府は，本年度の監査における指摘を踏まえて，令和2年12月に作成された令和2年度債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄においては，本債権の全額を「催告の継続」に分類し，是正を行った。

【意見52】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討

大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。

（理由）

開示資料及びヒアリングによれば，本債権については，平成19年の調定以来，任意の弁済は一度もなされておらず，平成27年10月以来約5年間にわたり債務者と接触することができていない状況であったところ，令和2年12月に再度債務者との面会が実現したが，その際にも，債務者は本債権の存在自体がないと主張し，納付意思がないことが確認された。また，平成23年から平成27年にかけて財産調査も実施されたが，価値ある財産は見受けられず，平成29年に預金債権の差押えによって6,054円が得られたにとどまっている。

こうした状況である一方で，令和元年度債権回収・整理計画においては，本債権は全額が回収対象債権に分類されており，令和2年度の債権回収・整理計画においても，その分

類は変更されていない。また，目標処理額については未収額全体の1%の金額とされており，ヒアリングによれば，現実には回収は困難と見込まれる状況ではあるが，あくまで目指すべき目標値として設定しているということである。

本債権は，上記のとおり財産調査が一定程度尽くされていることから，今後，整理対象債権への分類に向けた検討を進めていくべきである。

２　柑橘母樹園代執行弁償金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">木杭等の物件の設置により府有地を不法占有していた債務者に対し，民事執行法に基づく代替執行として当該物件の撤去を行ったことによる代替執行費用の支払いを求めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">環境農林水産部環境農林水産総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">39,738</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>39,738</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>39,738</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">39,738（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

上記１の柑橘母樹園損害賠償金と同一の債務者に対する，同一の不法占有を原因として発生した債権である。

大阪府は，平成16年に債務者が設置した木杭及びロープの撤去を求めて提訴し，平成17年に大阪府の請求を全面的に認める内容での判決がなされた。しかし，その後も債務者はこれらを撤去しないままであったため，大阪府は民事執行法第171条に基づく代替執行を申し立て，当該物件の撤去が行われた。大阪府は執行費用額確定処分の申立てを行い，債務者に対し3万9738円の支払いが命じられたが，債務者はその後大阪府からの催告に応じることがなく，上記１の柑橘母樹園損害賠償金について述べたところと同様に一時債務者との連絡が途絶えた期間もあり，一度も弁済や回収のなされないまま現在に至っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見53】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討

大阪府は，柑橘母樹園代執行弁償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。

（理由）

ヒアリングによれば，本債権については，平成21年の調定以来，任意の弁済は一度もなされておらず，平成27年10月以来約5年間にわたり債務者と接触することができていない状況であったところ，令和2年12月に再度債務者との面会が実現したが，その際にも，債務者は本債権の存在自体がないと主張し，納付意思がないことが確認された。また，平成23年から平成27年にかけて財産調査も実施されたが，価値ある財産は見受けられない状況である。

したがって，本債権についても，上記１の債権と同様に，今後，整理対象債権への分類に向けた検討を進めていくべきである。

3 経営改善資金等貸付金

(1) 概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">民営化された卸売市場運営会社に対し，同社の経営安定のため不足資金を貸し付けたもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">環境農林水産部流通対策室</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td colspan="2">19,200,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td colspan="2">17,500,000</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>2,909,292</td><td>69,225</td><td>17,500</td><td>0</td><td>2,891,792</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>53</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>49</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="6">2,965,486（令和元年度末）</td></tr>
</table>

※ 「経営改善資金等貸付金」とは，①食肉安定供給事業運営資金貸付金，②食肉安定供給事業運営資金貸付金に係る質入債権の第三債務者に対する債権，③泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金の 3 件の債権の総称として用いられており，これら 3 件の債権に係る金額や件数を合算して 1 件の債権回収・整理計画が作成されている。上記の表中の金額は，債権回収・整理計画に基づき，上記 3 件の債権に係る金額を合算したものを記載した。

(2)　食肉安定供給事業運営資金貸付金

ア　私債権の内容の説明

平成元年度に設立された松原食肉市場公社（資本金１億円，府出資率44.5%のいわゆる第三セクターであった。）は，平成3年4月からの牛肉輸入の自由化を背景とした出荷頭数の減少により赤字経営が続き，平成12年度末には累積債務が約30億円に達した。これを受けて大阪府は，同公社を廃止し，同じく経営が悪化していた羽曳野市の食肉卸売市場と統合して完全に民営化することとし，市場開設業務・荷受業務・と畜解体業務を一元的に担う新会社として，平成14年に南大阪食肉市場株式会社が設立された。

そして，大阪府が，南大阪食肉市場株式会社の経営安定を図ることにより府内における食肉の安定供給を確保することを目的として，以後同社の経営に関与せず，追加的な財政支出は行わないことを条件に，事業運営資金の初期支援として，平成14年から平成16年にかけて3回にわたり，合計25億3900万円を貸し付けた（以下，⑵において「本貸付」という。）ことによって発生した貸付金債権である。

イ　監査の結果及び意見

【意見54】適切かつ迅速な方法での債権質権の実行による債権回収の実施

大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金のように，担保権の設定として債権質権を設定した場合において，適切かつ迅速な方法で当該債権質権を実行して債権回収を実施すべきである。

（理由）

開示資料及びヒアリングによれば，大阪府は，平成18年8月10日に本債権を被担保債権とする質権設定契約（以下，「本件質権設定契約」という。）を締結し，債務者が第三債務者（以下，３において，同第三債務者を指して単に「第三債務者」という。）に対して有していた金銭消費貸借契約に基づく貸付金返還請求権に質権を設定した（以下，３において，質権の目的とされた貸付金返還請求権を「本件質入債権」という。）。本件質権設定契約においては，債務者が「債務の一部でも履行を遅延したとき」には，大阪府は債務者に通知することなく直ちに質権を実行することができる旨定められていた。

本件質入債権は，当初，弁済期を平成22年7月31日とするものであったが，その後，債務者と第三債務者の間で弁済期が3度にわたり変更され，最終的に，本件質入債権の弁済期は平成28年7月31日に変更された。これによって，本件質権設定契約中で「質入債権の表示」として規定されていた本件質入債権の弁済期を変更する必要が生じたため，本件質権設定契約自体も平成22年7月23日，平成24年7月24日及び平成26年7月31日の3度にわたり変更された。

債務者は，平成25年3月31日の第1回の返済日に係る支払を怠り，任意の弁済がなかったため，大阪府は，平成25年12月4日に，被担保債権たる本債権について訴訟を提起して債務名義を取得した。その後，大阪府は，この債務名義に基づいて平成28年7月27日に本件質入債権について債権差押命令の申立てを行い，平成28年7月28日に債権差押命令を取得した。そして，大阪府は，令和2年3月27日に，第三債務者との間で，第三債務者が大阪府

による取立権の行使を認めることを内容とする債務承認弁済契約を締結した（なお，平成29年2月7日にも同内容の債務承認弁済契約書が締結されていたが，毎月の分割払い金額を30万円から10万円に変更するために平成29年2月7日付けの契約は合意解除された上で，令和2年3月27日付けで再度債務承認弁済契約が締結されている。）。なお，大阪府は，本件質入債権につき，第三債務者に対して任意での支払いを求めるなど，第三債務者との間で直接に交渉を行ったことはないとのことである。

一般に，質権者は自ら直接に第三債務者から質権の目的たる債権を取立てることができ（民法366条1項），質権設定契約書等によって債権質権の存在を証明することにより，第三債務者に対して直接に質入債権の履行を請求することができる。したがって，質権の目的となっている権利を直接取立てることを目的とする場合にはあえて法的実行，すなわち，質権に基づく債権差押命令の申立てを行う必要はなく，法的実行をする利益があるのは，相手方が任意の弁済に応じない場合や，対象債権が一定の条件の成就にかかっているなど，直接の取立てが困難な場合である。

本件では，債務者は，平成25年3月31日の第1回の返済日に係る支払を怠ったため，大阪府は，平成25年4月1日時点で，本件質権設定契約の条項に基づく質権実行の要件を満たし，債権差押命令の取得を経ずとも，質入債権の弁済期が経過した平成28年8月1日時点で，第三債務者に対し直接に私的実行としての取立てを行い，大阪府への直接の弁済を求めることができる状態となった。

しかしながら，本件質入債権については，第三債務者に対し直接に任意での支払いを求めるなど，私的実行としての取立ては行われなかった。

上記のとおり，大阪府は，平成25年4月1日時点で本件質権設定契約の条項に基づく質権実行の要件を満たしており，その時点で，第三債務者に対して，本件質入債権の弁済期が来れば支払うようにとの通知を行うことも考えられた。また，本件質入債権の弁済期が経過した平成28年8月1日時点において，第三債務者に対して直接に取立てを行うことができたのであるから，大阪府としては，あえて本件質入債権の弁済期経過直前に債権差押命令の申立てを経るよりも，当該弁済期が経過した時点で，第三債務者に対し，まず私的実行として直接に支払いを求めることがより適切であったと解される。

以上より，大阪府は，質権を設定した債権につき，合理的かつ迅速に質権を実行して債権回収を実施すべきである。

【意見55】債権管理簿における担保権の現状の適時の反映

大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金の債権管理簿において，担保権の消滅等の現状を適時に反映し，当該時点における担保権の存否に関する状況を正確に把握できる記載をすべきである。

（理由）

平成14年4月5日に，大阪府は，本債権の発生に係る金銭消費貸借契約を締結し，同契約において，併せて本債権を被担保債権として，債務者が所有していた市場建物に抵当権を

設定した。大阪府は債務者に対し，使用貸借契約に基づいて市場建物の敷地を貸していたところ，債務者は平成27年末で経営不振により操業を停止し，市場建物は利用されなくなったため，大阪府は上記使用貸借契約を解除して，平成30年3月30日に，大阪府は債務者に対し建物収去土地明渡等請求訴訟を提起した。同訴訟のなかで平成31年3月19日に成立した和解において，債務者が所有していた市場建物を和解成立の日に大阪府に無償譲渡することが合意され，これによって，市場建物に設定されていた抵当権は，混同（民法179条1項）によって消滅した。

しかしながら，令和2年10月8日のヒアリング時点においても，本債権の債権管理簿の「担保その他」の欄には，「市場建物（抵当権）」という記載が存在していた。この点，ヒアリングの際に大阪府の認識を尋ねたところ，混同によって抵当権は消滅したとの認識はしているが，まだ債権管理簿には反映できていなかったとのことであった。

また，集合物譲渡担保権が設定されていた債務者所有の機械及び装置等についても同様に，上記の和解により大阪府に無償譲渡され，混同により消滅していたが，少なくとも令和2年10月8日のヒアリング時点においては，債権管理簿上，「担保その他」の欄には「機械及び装置等（集合物譲渡担保権）」という記載があり，同担保権が既に消滅したことは明らかではなかった。

さらに，債務者が全国数か所に保管していた肥育牛について集合物譲渡担保権が設定されていたところ，この譲渡担保権は平成27年2月から同年11月までの間に4回にわたって行われた譲渡担保権の実行により全て消滅していた。しかし，令和2年10月8日のヒアリング時点においても，本債権の債権管理簿の「担保その他」の欄には，「肥育牛（集合物譲渡担保権）」という記載が存在しており，実行により消滅したことが明記されていなかった。

なお，上記のいずれの担保権についても，大阪府は，本年度の監査における指摘を踏まえて，既に債権管理簿の「担保その他」欄の記載を修正し，混同により消滅した旨，又は既に担保権を実行済みである旨を追記している。

債権管理簿には当該債権の管理状況に係る情報の索引としての機能を担っている側面があり，当該債権の管理・回収状況を一見して正確に把握できることが望ましいと解される以上，上記のように担保権の存否を一見して把握することの困難な記載がなされていたことは望ましい状態ではなかったと考える。したがって，当該債権を被担保債権とする担保権が消滅する原因となる事実が生じた場合には，速やかにその旨を債権管理簿に明記すべきである。そして，そのような対応の前提として，今後も担保権の消滅事由の発生状況を適時に把握することが不可欠である。

以上より，大阪府は，債権管理簿において，担保権の消滅等の現状を適時に反映し，当該時点における担保権の存否に関する状況を正確に把握できる記載をすべきである。

【意見56】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証

大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。

（理由）

本債権に係る貸付金は当初，平成25年から平成34年まで10回の分割払いにより弁済を受けるという償還計画のもとに貸し付けられた。しかし，債務者は平成25年の最初の履行期限を徒過し，上記のとおり大阪府は同年に債務者に対する訴訟を提起して確定判決を得たが，債務者は弁済を行わないまま平成27年には経営不振により操業を停止して，令和元年に法人を解散し，大阪府が債務者代理人からの連絡によって把握しているところによれば，債務者は現在，特別清算開始の申立てに向けた手続を進めているとのことである。

大阪府は，債務者の第三債務者に対する貸金債権に設定していた質権の実行によって第三債務者との債務承認弁済契約を締結しており，これに基づいて，現在，令和2年3月から令和10年9月まで毎月10万円ずつの分割払いにより第三債務者から弁済を受けている。なお，これについても，当初，第三債務者が毎月30万円の分割払いにより令和2年8月までに完済することを内容とする契約を締結していたが，その約定どおりの弁済が滞ったため，大阪府が第三債務者の財産調査を行った上で，第三債務者の返済能力に見合う償還計画として，毎月10万円ずつの分割払いに変更したものである。

集合物譲渡担保権の実行や質権設定契約における第三債務者からの弁済によって令和元年度末までに回収された金額は約1億2千万円であり，貸付総額の約5%にとどまっている。他に本債権について行使できる担保権等は存在しておらず，今後，令和10年までに第三債務者が滞りなく分割弁済を履行してその債務を完済したとしても，約24億円は未収金として残存することが見込まれる。債務者の清算手続が完了すれば，同24億円分は整理対象債権に分類され，不納欠損処理の対象になるものと解される。

このような本債権の回収状況は，本貸付の実行を判断した時点における返済原資の評価を含む回収可能性の検討や償還計画の立案が合理的かつ妥当であったかについて，疑義を生じさせるものであるといわざるを得ない。開示資料及びヒアリングによれば，民営化前の食肉卸売市場が食肉の安定供給に果たしていた役割は重要であったということであり，府民に対する食肉の安定供給に資する目的で本貸付が行われたということであった。そのような目的自体について，一概に合理性がなかったとまで断言することはできないものの，本貸付に係る貸付金は極めて多額で，かつ，民営化された会社に対する貸付けであるから，貸付行為自体の公平性と回収の確実性については，府民に疑問を生じさせることがないよう，特に厳格に検討されるべきであったと解される。

したがって，大阪府は，本貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証し，判断過程に問題が存在する場合にはこれを明らか

にすることにより，今後実施される貸付において公平性と合理性が確保されるよう努めるべきである。

なお，債務者の再編整備スキームにおいては，本貸付のみならず，債務者に対する土地の無償貸付けや，前身である食肉市場公社から債務者が承継した大阪府に対する債務についての債権放棄もなされており，これらも含めて，その判断過程の合理性につき府民への十分な説明を行うに足る調査・検証を行うべきである。

(3)　泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金

ア　私債権の内容の説明

平成2年11月に開設された大阪泉大津花き卸売市場の運営主体であった第三セクターの大阪泉大津フラワーセンター（府出資率34%）は，花き取扱高の減少により赤字経営が続き，大阪における花きの拠点的市場としての役割を維持するとともに経営改善を図るため，大阪泉大津フラワーセンターを卸売会社と合併させて民営化することとなった。

本債権は，大阪府がこの民営化に際し，経営改善のための支援として，市場施設整備のために大阪泉大津フラワーセンターが農林漁業金融公庫から借り入れた貸付金の残高相当額約20億円を，平成14年に経営改善資金として，民営化会社に貸し付けた（以下，(3)において「本貸付」という。）ものである。

イ　監査の結果及び意見

【意見57】遅延損害金の割合を変更する契約における変更対象の明確化

大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金の発生原因たる金銭消費貸借契約について締結された変更契約のように，遅延損害金の割合を変更する契約を締結する場合においては，その契約の文言において，変更の対象となる遅延損害金の範囲を明確にすべきである。

（理由）

本債権は，平成 14 年 4 月 1 日に締結された金銭消費貸借抵当権設定契約書を発生原因とするものである。弁済の方法については，平成 14 年から平成 23 年まで年に 2 回 6500 万円ずつ，平成 24 年の最終償還のみ 7 億 6500 万円の計 20 回の分割で弁済するものとされたが，その後，平成 19 年に償還計画が変更され，平成 33 年まで年に 2 回 3000 万円ずつ，平成 34 年の最終償還のみ 4 億 8000 万円の分割で弁済するものとされた（なお，この分割での弁済につき，債務者には期限の利益が付与されている。）。

当初の契約書第 1 条第 4 号エでは，遅延損害金の割合について，「乙は，元利金の弁済を遅滞したときは，弁済すべき金額に対し，10.75 パーセントの割合に当たる損害金（ただし，365 日の日割り計算とする。）を甲に支払う。」と規定されていた（乙が債務者，甲が大阪府である。）。

その後，平成 16 年 5 月 12 日に，「第 1 条第 4 号のエ中，『10.75 パーセント』を『年 5.0 パーセント』とする。」，との変更契約が締結され，令和 2 年 4 月 1 日には，「第 1 条第 4 号のエ中，『年 5 パーセント』を『大阪府財務規則において定める履行遅滞による

違約金』とする。」との変更契約（以下，この令和 2 年 4 月 1 日付の変更契約を，「本件変更契約」という。）が締結された。なお，財務規則は令和 2 年 4 月 1 日に改正され，同規則第 71 条第 2 項において定められる履行遅滞による違約金は 3 パーセントとなった。

債務者は平成 23 年に最初に履行を遅滞し，以降，支払期限を徒過することが増加して，遅延損害金が継続的に発生している。

大阪府における本件変更契約の運用としては，本件変更契約を締結した令和 2 年 4 月 1 日以降に遅延損害金を算定する場合には，変更後の割合を適用しているということである（なお，このような運用自体の当否については，下記意見 58 において述べる。）。

しかし，上記の本件変更契約の文言においては，変更の対象となる遅延損害金の範囲が明示されておらず，いずれの時点から発生する遅延損害金について変更後の割合を適用するのかが一義的に明確でない。本件変更契約の文言上，上記の大阪府における現在の運用のように，変更契約締結日以後に遅延損害金を算定する場合には変更後の割合を適用することが定められていると読み取ることも困難である。また，本件変更契約については，財務規則に規定される履行遅滞による違約金の割合が変更された場合には，新たな合意によることなく必然的に財務規則に規定された割合が適用されることになるのか，そうであるとすればそれはどの時点からであるかといった点も明記されていない。

したがって，大阪府は，本債権のように，遅延損害金の割合を変更する契約を締結する場合においては，その契約の文言において，変更の対象となる遅延損害金の範囲を明確にすべきである。

【意見58】財務規則改正後の遅延損害金の割合の適用基準

大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金のように分割して収入する債権につき，財務規則の改正に合わせて遅延損害金の割合を変更する契約を締結した場合には，財務規則の改正日より前に既に履行期が経過していた部分に対する遅延損害金については，新民法附則の考え方に倣い，改正前の財務規則における遅延損害金率の割合を適用すべきである。

（理由）

前述のとおり，大阪府は，債務者との間で令和2年4月1日付にて，損害賠償金の割合を従前の5%から「大阪府財務規則において定める履行遅滞による違約金」，すなわち3%に変更することを内容とする本件変更契約を締結している。

大阪府によれば，遅延損害金の割合を約定する場合，その割合は財務規則に倣って設定してきたことから，令和2年4月1日に財務規則第71条第2項が改正され，履行遅滞による違約金について，「契約金額（履行が可分の契約であるときは，履行遅滞となった部分の契約金額）につき年3%の割合で計算した額とする。」と規定されたことに合わせて，本件変更契約を締結したとのことであった。なお，本債権の債務者は，平成23年以降の各支払期限を徒過しており，本件変更契約が締結された令和2年4月1日時点における遅延損害金額は，2579万円に上っていた。

大阪府は，本件変更契約の運用として，本件変更契約を締結した令和2年4月1日以降，遅延損害金額を算出するに際し，変更後の割合を適用して計算しているとのことであり，債務者は令和2年4月1日時点で平成25年3月償還分を弁済している状況であったところ，令和2年4月1日以降に分割での弁済がなされ，金額が確定した遅延損害金については，年3%の割合で計算しているということであった。

この点につき，債権回収・整理マニュアルにおいては，財務規則第71条第2項に規定される利率が令和2年3月31日までは年5%，令和2年4月1日以降は年3%となったことは記載されているが，令和2年4月1日より前に既に債務者に履行遅滞の責任が生じ，遅延損害金が発生していた債権について，令和2年4月1日以降に計上する遅延損害金の割合を財務規則に従い年3%として計算すべきことは記載されていない。また，このような遅延損害金の算定方法が全庁的に採用されているという事情も見受けられない。

また，新民法附則第17条第3項によれば，新民法の施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については，新民法第419条第1項の規定にかかわらず，なお旧民法の定めるところによるものとされている。すなわち，法定利率に関しては，最初に遅延損害金が発生した時点（遅延損害金を生ずべき債権について債務者が履行遅滞となった最初の時点）での利率が適用され続けるのであり，法定利率が変動したからといって，既に遅延損害金が発生している債権の遅延損害金の率が変動することはない（債権回収・整理マニュアル70頁においてもこの旨が注記されている。）。このように，債務者が遅滞の責任を負った最初の時点が新民法施行日よりも前である債権については，原則として，新民法施行日以降に発生する遅延損害金についてもなお旧民法における法定利率が維持される。

前述のとおり，本件変更契約の締結は，財務規則の定める遅延損害金の割合が変更されたため，これと同様の割合を本債権に適用するために行われたものであるが，本件変更契約では，変更後の遅延損害金の割合をどの時点から発生する遅延損害金に適用するかは明示されていない。そして，財務規則及び財務規則の運用においては，同規則改正後の遅延損害金はどの時点から適用されるかといった経過措置について，上記の新民法附則のような定めは存在しない。

こうした事情を前提とすれば，財務規則の変更に合わせて本債権に係る遅延損害金の割合を変更するのであれば，上記の民法の立場に倣い，財務規則が変更された令和2年4月1日より後に履行期が経過する部分（本債権のうち，令和2年9月以降の償還日に係る部分。下記「泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金償還計画表」を参照。）については変更後の遅延損害金の割合を適用し，令和2年4月1日時点で既に履行期が経過し，遅延損害金が発生していた部分（本債権のうち，令和2年3月までの償還日に係る部分。）については，その金額を算定する時点が令和2年4月1日以降であったとしても，変更前の割合を適用することが適切であると解される。

このように，財務規則の改正日より前の時点で既に発生していた遅延損害金について，あえて改正後のより低い遅延損害金の割合を適用する合理的根拠は見出しがたい。また，

上記のとおり，このような取扱いは全庁的なものではないものと解され，他の債務者との間での公平性を欠く点も問題となり得る。

したがって，大阪府は，本債権のように分割して収入する債権につき，財務規則の改正に合わせて遅延損害金の割合を変更する契約を締結した場合には，財務規則の改正日より前に既に発生していた遅延損害金，すなわち，改正日前に既に履行期が経過していた部分に対する遅延損害金については，新民法附則の考え方に倣い，改正前の財務規則における遅延損害金率の割合を適用すべきであり，財務規則改正日後に履行期が経過し，これにより発生する遅延損害金についてのみ，改正後の遅延損害金の割合を適用するべきである。

＜泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金償還計画表（平成19年に変更後のもの，平成23年以降分）＞

償還日	弁済額（円）		
	元金	利息	元利合計
H23.3.31	30,000,000	8,550,000	38,550,000
H23.9.30	30,000,000	8,325,000	38,325,000
H24.3.31	30,000,000	8,100,000	38,100,000
H24.9.30	30,000,000	7,875,000	37,875,000
H25.3.31	30,000,000	7,650,000	37,650,000
H25.9.30	30,000,000	7,425,000	37,425,000
H26.3.31	30,000,000	7,200,000	37,200,000
H26.9.30	30,000,000	6,975,000	36,975,000
H27.3.31	30,000,000	6,750,000	36,750,000
H27.9.30	30,000,000	6,525,000	36,525,000
H28.3.31	30,000,000	6,300,000	36,300,000
H28.9.30	30,000,000	6,075,000	36,075,000
H29.3.31	30,000,000	5,850,000	35,850,000
H29.9.30	30,000,000	5,625,000	35,625,000
H30.3.31	30,000,000	5,400,000	35,400,000
H30.9.30	30,000,000	5,175,000	35,175,000
H31.3.31	30,000,000	4,950,000	34,950,000
R1.9.30	30,000,000	4,725,000	34,725,000
R2.3.31	30,000,000	4,500,000	34,500,000
R2.9.30	30,000,000	4,275,000	34,275,000
R3.3.31	30,000,000	4,050,000	34,050,000
R3.9.30	30,000,000	3,825,000	33,825,000
R4.3.31	480,000,000	3,600,000	483,600,000

（大阪府提供資料「西日本花き㈱　貸付償還金延滞状況等について」に基づき作成）

【意見 59】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性の検証

大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。

（理由）

本貸付は民営化された会社に対し花き市場の安定の維持のために実施され，その総額は約 20 億円である。前述のとおり，当初の平成 14 年から平成 23 年まで年に 2 回 6500 万円ずつ，平成 24 年の最終償還のみ 7 億 6500 万円の計 20 回の分割で弁済するとの償還計画は平成 19 年に変更され，平成 33 年まで年に 2 回 3000 万円ずつ，平成 34 年の最終償還のみ 4 億 8000 万円を分割で弁済する計画となったが，平成 23 年以降，期限どおりの弁済が滞った。現在は，約定より少ない毎月 150 万円の弁済がなされている状況であり，令和元年度末時点で未調定部分も含めて約 11 億円の未収金（うち調定済みは約 5 億円）が残存している。

大阪府は，定期的な訪問による債務者からの聴き取りや財務諸表の確認を行い，売り上げの前年比などの報告も受けながら，債務者が経営を維持できる範囲内での弁済を受けているということであり，現在の担当者による債権管理は債務者の財務状況を把握しながら適切に行われていると解される。

しかしながら，本貸付についても，民営化会社に対して行われた多額の貸付けという性質を有しており，未だ貸付総額の約 50%（調定済み金額中の割合としては，約 67%）が回収されるにとどまっている状況であることからすれば，本貸付の実行を判断した時点における返済原資の評価を含む回収可能性の検討や償還計画の立案が合理的かつ妥当であったかについては疑問が残る。

したがって，本貸付についても，(2)の貸付金について述べたのと同様に，大阪府は，本貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証し，判断過程に問題が存在する場合にはこれを明らかにすることにより，今後実施される貸付において公平性と合理性が確保されるようにすべきである。

4　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">不法に土砂を堆積した債務者との合意に基づく土壌汚染分析調査費相当額の求償債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">環境農林水産部みどり推進室</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">999,000
1</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－
－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">収入未済等の状況</td><td>収入未済</td><td colspan="2">令和元年度</td><td>収入未済</td></tr>
</table>

		R1.6.1	調定	収入	不納欠損	R2.5.31
	金額(円)	999,000	0	0	0	999,000
	件数(件)	1	0	0	0	1
評価性引当金計上額(円)		999,000（令和元年度末）				

(2) 私債権の内容の説明

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例は，一定規模以上の土砂の埋立て等を行おうとする者はあらかじめ知事の許可を得なければならないことを定めているところ（同条例第7条），土木建設会社である債務者は，同条例に違反して，知事の許可を得ることなく土砂を搬入し，堆積させた。同条例は，土砂の埋立て等を行うことの許可を得た者に対して，当該土砂による汚染のおそれがないことを確認した上，その結果を知事に報告しなければならないと規定しており（同条例第15条），本来，債務者は許可を得た上でこの確認及び報告をする義務があったことから，大阪府は債務者に対し，債務者が現地に搬入し堆積させた土砂について，汚染のおそれのないことを証する書面を提出するよう要請した。これを受けて，債務者は，調査会社に土壌汚染分析調査を発注した。その後，大阪府は，債務者から，債務者が大阪府との間で定めた期限までに土壌汚染分析調査の結果を入手して大阪府に報告できなかった場合には，大阪府が自ら調査結果を入手することに同意し，この調査結果の入手に要した費用は大阪府の請求に従い債務者が支払う旨の申立書の提出を受けた。

しかし，債務者は，調査会社に対して調査費用を支払わず，上記の期限までに調査結果を入手して大阪府に報告することができなかったことから，大阪府は，調査会社と委託契約を締結して，調査費用を支払い，調査結果を入手した。

本債権は，上記申立書による合意に基づき，大阪府が債務者に対して調査費相当額の支払いを求める求償債権である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 60】適切な履行確保措置の検討

大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費のような法人たる債務者との合意に基づく債権につき，債権を発生させる時点において，適切な履行確保措置を多様な観点から検討すべきである。

（理由）

本債権は，債権回収・整理計画上，回収対象債権に分類されており，所管室としては，今後とも債務者に対して架電や訪問による督促などを行い，計画目標額の回収に向けた取り組みを行うということである。

しかしながら，債務者たる法人は，登記自体は存在しているものの，既に法人の実態がない状態であり，財産調査を行った結果，見るべき資産は存在しないことが確認されている。また，債務者の国税や社会保険料についても滞納が生じており，大阪府が税務署や年

金事務所に確認したところ，これらの未納分については，既に不納欠損処理が行われており，又は滞納処分の執行が停止され，若しくは滞納処分の執行停止後直ちに納付義務を消滅させる措置がとられていることが確認されたということである。

また，債務者代表取締役とは平成 30 年 11 月の面談以来接触できておらず，同代表取締役の家族には面会できたこともあるものの債務者代表取締役の所在は不明との回答が得られており，債務者代表取締役本人は，平成 30 年 11 月以降，担当者からの架電に対して何らの反応も見せていない。

大阪府によれば，債務者代表取締役に対する財産調査も検討したものの，債務者は法人であることから，その実施は困難であったということである。

このように，債務者たる法人からの債権回収が極めて困難な状況となっていることに鑑みると，本債権は合意に基づくものであることから，当初，債務者から申立書を徴する時点において，債務者の代表取締役を保証人とする，債務者法人の財産に担保権を設定しておく，又は，代表取締役個人に物上保証人として物的担保を提供させるなど，債務者の履行を確保するための措置をとっておくことが望ましかったと解される。

この点につき，大阪府は，申立書を徴するに際し，債務者代表取締役に対し申立書への連名での署名を求めるなどしたものの，債務者代表取締役からの同意を得られなかったとのことであるが，下記意見61のような法的構成も根拠に，債務者代表取締役個人との交渉を行うことや，申立書を徴する段階で債務者法人が有する財産を一定程度把握して，これに担保権を設定しておくことなども検討されてよい措置であったと解される。

大阪府によれば，当時，債務者が堆積させた土砂を除去する手続を速やかに進めるため，早期に調査結果を把握する必要があったということであり，大阪府として，土砂の崩落等による被害を防ぐため早急に調査費用を支払って対応しようとしたことは十分に理解できる。しかし，他方で，人的・物的担保による履行確保措置をとることなく債務者からの回収を実現することが可能かどうかにつき，債権の発生時点において，債務者の返済能力等を考慮して慎重な検討を行うことが必要であると解される。

したがって，大阪府は，本債権のような債務者との合意に基づく債権につき，債権を発生させる時点において，適切な履行確保措置を多様な観点から検討すべきである。

【意見61】法人たる債務者の代表者個人の法的責任に関する検討

大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費につき，債務者たる法人の代表者個人の法的責任を追及する余地があるかを検討すべきである。

（理由）

前述のとおり，本債権については債務者たる法人に資力がなく，債務者代表取締役との接触も困難な状況となっている。大阪府によれば，土壌汚染分析調査費相当額について責任を負うのはあくまでも債務者たる法人であるとの認識であるとのことである。また，債務者代表取締役は，大阪府が法人と連名での申立書への署名や，個人名義での債務承認書

の作成を求めたのに対しても，「法人としてしか対応せず，個人としての署名には応じない。」旨述べて，これに全く応じなかったということである。

本債権の発生の経緯についてみると，土木建設会社である債務者が，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に違反して土砂を搬入し堆積させ，大阪府に対し当該土砂に係る土壌汚染分析調査費用の負担を約しておきながら，これを支払わなかったのであるから，代表取締役には，債務者法人をして法令違反行為をさせるような業務執行を行ったことにつき債務者の役員としての任務懈怠があり，これにより第三者たる大阪府が土壌汚染分析調査費相当額の損害を被ったとして，会社法429条1項により代表取締役個人に損害賠償責任が成立する余地もあると解される。前述のような本債権の回収状況にも鑑みれば，これらの法的構成によって代表取締役個人に対して土壌汚染分析調査費を求償することが可能かどうかは，本債権の目的を達成するにあたり検討されるべきである。そのような請求が実体法上可能であるかどうかについて直ちに確定的な判断を行うことは容易でないとしても，少なくとも，一度このような法的構成について検討の対象とし，必要に応じて法律専門家の意見も聞きながら，その請求の余地を検討することは，債務者代表取締役個人との交渉をより有利に進める可能性を探求する方策として一定の意義を有すると解される。本件の事実関係の詳細を検討の上で，上記のような法的構成による代表取締役個人に対する請求の余地があると見込まれる場合には，同人個人に責任を負わせるべき法的根拠があることを示しつつ個人としての支払いを求めることなどにより，より有利に交渉を進めることができる可能性がある。

したがって，大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費につき，債務者たる法人の代表者個人の法的責任を追及する余地があるかを検討すべきである。

5　農林漁業振興資金貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">大阪府内同和地区の農林漁業者等を対象に，所得の増大と農林漁業の振興を図ることを目的として創設した貸付制度に基づく貸付金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府同和地区農林漁業振興資金融通要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">環境農林水産部検査指導課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>450,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>305,000</td><td colspan="2">1,089,400</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>8,954,835</td><td>0</td><td>305,000</td><td>1,089,400</td><td>7,560,435</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>49</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>41</td></tr>
</table>

評価性引当金計上額(円)	3,780,218（令和元年度末）

(2)　私債権の内容の説明

大阪府内同和地区の農林漁業者等を対象に，所得の増大と農林漁業の振興を図ることを目的として創設した貸付制度に基づく貸付金である。同貸付制度に基づく貸付は，昭和41年から46年までの間に実施され，一債務者への貸付額は100万円前後，償還方法は10年以内の分割での弁済とされた。貸付総数は，貸付時点における主債務者数を基準とすると計466件，貸付総額は約4億円であった。

債務者の経営改善が進まなかったことなどにより全体の3分の1程度に滞納が生じ，以降，分割納付等による債権回収が図られてきたが，債務者の死亡による相続の発生や債務者の高齢化等により，債権管理が長期化している。

令和元年度末時点において残存している債権は，貸付時点における主債務者数を基準とすると計 23 件存在し，相続人や連帯保証人を含めた債務者数は計 27 名である。このうち，回収対象債権が 5 件，履行延期措置中で整理対象債権となっているものが 19 件存在する（1 件の債権は，2 名の相続人により相続されているところ，一方の相続人には資力があったため回収対象としており，他方の相続人には資力がなかったため履行延期措置をとっている。）。

現在履行延期措置中の債権及び回収対象債権については全て，債務承認などによって時効が中断されており，消滅時効が完成しているものは存在しない。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 62】債権発生から長期間が経過した債権の整理に向けた検討

大阪府は，農林漁業振興資金貸付金のうち回収対象となっている債権について，債権発生から長期間が経過していること等に鑑み，債務者の資力等から完済までにさらに長期間を要すると判断されるものを，速やかに整理対象とすべきである。

（理由）

大阪府は，本債権について，各債務者との粘り強く継続的な交渉を行っており，債務者の生活状況等に慎重に配慮しながら，少額ずつであっても地道な回収を図ってきている。

しかしながら，債権の発生から既に 50 年近くが経過しており，現在は回収対象債権となっているものにつき，貸付時点における主債務者の相続人や連帯保証人の相続人から回収を実施している状況である。

また，現在弁済を行っている債務者のうちには，月に 5,000 円程度の少額ずつの弁済すら継続することが困難な生活状況にある者も存在し，こうした者については，完済までにさらに数年の期間を要することが見込まれる。

債権の性質上，債務者の生活状況等に慎重に配慮した回収業務が行われてきたことが推察され，その点は十分に理解できるところではあるが，約 50 年の長期間にわたり本債権の管理が継続している結果となっていることや，上記のとおり回収中のものも債務者

の生活状況等から回収が容易な状況ではないことからすれば，合理的かつ適正な債権管理を実施するという観点や，整理対象債権となっているものに係る債務者との公平性を維持する観点からも，現在回収対象債権となっているものについて，今後，速やかに履行延期の特約や徴収停止等の措置を行い，整理対象としていくことが検討されるべきである。なお，大阪府としても，実際には，現在回収対象としている債権について，今後，整理対象債権としていく方向で取り組みを進めているということである。

以上より，大阪府は，農林漁業振興資金貸付金のうち回収対象となっている債権について，債権発生から長期間が経過していること等に鑑み，債務者の資力等から完済までにさらに長期間を要すると判断されるものを，速やかに整理対象とすべきである。

第１０　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　道路事業弁償金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">委託契約により生じた損害に対して，損害賠償請求を行ったことにより発生した債権</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="6">都市整備部交通道路室</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>6,189,677</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6,189,677</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">2,808,765（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

都市計画道路大和川線「常磐東開削トンネル工事」において，設計業務を受託した法人の設計ミスにより，立坑に転倒の可能性があることが判明した。立坑を支えるための板状のコンクリート梁や出水防止のための地盤凍結など，安定対策工事が必要となったことから，その追加工事の発生に要した費用（損害）について平成26年2月に請求及び歳入の調定を行った。

平成26年4月，債務者から請求に応じない旨の通知があったことから，平成26年6月に損害賠償請求訴訟を提起した。当初請求時の損害額は5億7214万5000円で，その後，工法の変更を余儀なくされたことから，これによる追加費用56億1753万1000円が損害額に加えられた。

現在，これらの合計61億8967万7000円について，係争中となっている。なお，大阪府が当初請求額の5億7214万5000円について，債務者資産の仮差押えを実行していたことから，債務者はこれを解除するため，同額の仮差押解放金を裁判所に供託している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 63】不納欠損引当金の適切な算定

大阪府は，道路事業弁償金について，供託された仮差押解放金を回収が見込める担保・保証額とみなして不納欠損引当金を計算するのではなく，これを含めた総額の半分を不納欠損引当金とすべきである。

（理由）

大阪府は，本債権について，現在係争中であり，債権額も高額となっていることから債

務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権とし，貸倒等懸念債権に分類している。貸倒等懸念債権に対する不納欠損引当金の計算については，評価性引当金取扱要領第5条4項において，「貸倒等懸念債権の要引当金額について，見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は，債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。」とされていることから，以下の計算により不納欠損引当金を算出している。

＜不納欠損引当金の算出＞
6,189,677千円（債権額）△572,145千円（担保・保証額）＝5,617,531千円（A）
5,617,531千円（A）×50％＝2,808,765千円（不納欠損引当金額）

ここで5億7214万5000円が担保・保証額とされている理由は，被告が仮差押解放金として，裁判所に供託しているためとのことである。しかし，仮差押解放金は勝訴した際には回収可能と判断し得るものの，敗訴した場合に回収が可能なものではない。評価性引当金取扱要領において，担保・保証額を差し引いた残額から要引当額を算出することとされている趣旨は，担保又は保証があることにより，債務者から回収出来る可能性が相当程度高いものを評価性引当金の算定から除くことにある。このため，本件のように，係争中を理由に債務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者と分類している債権について，裁判の結果により回収可能性がゼロとなる可能性があるものを担保・保証額とするべきではない。また，債権額が高額であることも債権分類の理由の一つとされているが，高額であることをもって，財政状態や経営状態を十分に評価することなく貸倒等懸念債権に分類することも適切ではない。

よって，大阪府は供託された仮差押解放金について，回収が見込める担保・保証額とみなすことなく，これを含めた総額の半額として，不納欠損引当金を算出すべきである。

2　土砂崩落対策事務管理費求償権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">事業者が違法に積み上げた土砂により崩落事故が発生した。これにより，事業者に対して，道路法に基づく原因者負担金（公債権）が発生するとともに，その他の復旧等に要した費用を求償したことにより発生した債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">都市整備部池田土木事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">法人及び法人代表者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>600</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">収入未済等の状況</td><td>収入未済</td><td colspan="2">令和元年度</td><td colspan="2">収入未済</td></tr>
</table>

		R1.6.1	調定	収入	不納欠損	R2.5.31
	金額(千円)	1,313,599	0	0	0	1,313,599
	件数(件)	6	0	0	0	6
評価性引当金計上額(千円)		1,313,599（令和元年度末）				

(2) 私債権の内容の説明

平成26年2月，事業者が違法に積み上げた土砂により崩落事故が発生した。この復旧に要する工事費用として，事業者に対し，道路法に基づく原因者負担金（公債権）が総額7377万5000円，当該年度において歳入として調定された。さらに，仮設道路の設置工事費用や地区住民の助成費用，道路防災工事費用等の要した費用を平成26年度から平成30年度にかけて私債権として請求及び歳入の調定を行い，令和元年度末の公債権を含めた収入未済額の総額は13億8728万1000円となっている。その内訳は以下のとおりである。

＜収入未済額の内訳＞　（単位：千円）

No	調定日	調定金額	収入済額	収入未済額	区分
1	H26.4.25	17,509	93	17,416	公債権
2	H26.7.11	1,626	－	1,626	公債権
3	H26.12.22	39,232	－	39,232	公債権
4	H26.12.24	15,406	－	15,406	公債権
公債権小計		73,775	93	73,682	
5	H26.12.22	932,348	－	932,348	私債権
6	H27.3.31	0	0	－	私債権
7	H27.3.31	36,790	－	36,790	私債権
8	H28.3.10	37,719	－	37,719	私債権
9	H29.3.15	77,000	－	77,000	私債権
10	H30.3.28	134,315	－	134,315	私債権
11	H31.3.25	95,424	－	95,424	私債権
私債権小計		1,313,600	0	1,313,599	
合計		1,387,375	93	1,387,281	

（大阪府提供資料に基づき作成）

なお，本債権は，毎月5万円を返済する旨の債務承認及び分納誓約書を徴取し，回収を図っている。しかし，債務者の収入状況等から，納付実績は月2000円～3000円にとどまっている。なお，回収方法は毎月の訪問督促時における現金回収となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 64】回収方法の再検討

大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権について，毎月の訪問督促時の現金回収とい

う回収方法を見直し，債務者の収入状況及びコストや効率性を十分に踏まえた対応を再検討すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権について，分納誓約により月5万円の納付を誓約させていることから，5万円の納付書を送付しているものの，債務者が年金と生活保護費のみで生活を維持していることから，月5万円の納付は難しく，毎月の訪問督促時に現金で支払可能な2000円から3000円を回収している状況である。

このような状況下で，財産調査を進めているものの，近年新たな財産も判明しておらず，今後も現状の回収方法を続けていくことが適切なのか，債務者の収入状況や費用対効果の観点から検討する必要がある。

まず，収入が年金と生活保護費のみの債務者に対して，月5万円の分納を実施させた場合，直ちに生活が困窮することが想定されるが，そのような分納誓約書を提出させることが適切なのかという点で，これに関しては，実際の納付が月2千円から3千円であるのであれば，そのような分納誓約とし，収入状況に変化があれば，分納誓約の金額を変更するという対応も可能である。次に，月2000円から3000円の回収のために複数の担当者が毎月現地訪問し現金を受け取る事が，費用対効果の観点で適切なのかという点で，これについても，分納誓約の金額を変更し，支払可能な額で納付書を送付する方が効率的と考えられる。

以上から，大阪府は，本債権について，毎月の訪問督促による現金回収を見直し，債務者の収入状況及びコストや効率性を十分に踏まえた対応を再検討すべきである。

【意見 65】現金回収による場合の留意事項等の整備

大阪府は，債権の回収方法が現金回収となる場合の留意事項等をマニュアルとして整備すべきである。

（理由）

本債権は，現金による回収が実施されているが，大阪府の定める「大阪府債権回収・整理マニュアル」上は，納付書ではない現金での納付について，何らの記載もされていない。本監査において，私債権の回収方法を複数の部局にヒアリングしたところ，現金での回収を実施していない部局がほとんどであった。一般に自治体の職員が現金を直接預り，納付する方法については，納付書により債務者自らが金融機関で納付する場合と比較し，職員が現金を扱うことに伴う紛失等のリスクがあることや，領収書の確実な発行，複数の担当者が関与し，一人の職員が単独で現金を取り扱うことの無いようにすること等，注意を払うべき事項は多いと考えられる。

しかしながら，これを実施する際の留意事項等がマニュアルに何らの記載もされていない状況である。

債権回収の実務において，やむを得ず現金での回収が必要となるケースがあるのであれば，大阪府として，債権の回収方法が現金回収となる場合の留意事項等をマニュアルと

して整備・運用すべきである。

【意見 66】目標処理額の実態に則した設定

大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権に関し，毎年度策定する債権回収・整理計画における目標処理額を1件10万円といった画一的な設定ではなく，実態に則した目標値として設定すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権（私債権部分）について，令和元年度の目標処理額を60万円，平成30年度は50万円と設定し回収を進めていた。この目標処理額は，債権の件数1件当り10万円を基礎に，令和元年度は上表のNo5及びNo7～11の6件，平成30年度は当初No11が発生していなかったことから5件の件数を乗じて設定している。

目標処理額を1件当り10万円を基礎とした経緯は，分納誓約上，月5万円（年間60万円）の支払いが取り決められており，当初の公債権を含む債権の件数6件で除したところ1件10万円となったことから，現状の目標設定の基礎としたとのことである。

一方で，私債権の回収実績は平成30年度，令和元年度ともにゼロとなっている。これは，分納による回収額は先に公債権に充当されることから，公債権の回収が完了するまで，私債権部分に充当されないためである。このため，公債権7368万2000円が完納されるまで，本債権（私債権部分）が回収されることはないという状況となっている。

債権回収・整理計画における目標処理額は，実態に則して設定することが重要であり，これが形骸化すると目標値として意味をなさないことから，本債権の目標処理額は，1件10万円といった画一的な設定ではなく，実態に則した目標値として設定すべきである。

3　不当利得返還請求債権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">府有地の不法占拠者に対し，当該土地を不法に使用してきた不当利得（使用料及び遅延損害金相当額）を求め提訴したことにより発生した債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">都市整備部富田林土木事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>2,032</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2,032</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2) 私債権の内容の説明

府道堺大和高田線の事業用地として大阪府が買収し所有していた府有地において，建物を建築している不法占拠者が，20年間土地の占有を継続し，土地所有権を時効取得したとして，平成30年10月に当該府有地の所有権確認訴訟を大阪地裁へ提起した。

このため，大阪府は不法占拠者に対し，当該土地の所有権の確認，建物の撤去，土地の明渡しに加え，これまで府有地を不法に使用してきたことによる不当利得（使用料相当額158万9000円及び遅延損害金相当額44万2000円）の返還を求め，反訴状を大阪地裁に提出した。令和2年8月に大阪府が勝訴したものの，原告（反訴被告）が控訴し，現在係争中である。

なお，本債権は係争中であるものの，債務者の財政状態等を特段把握していないことから一般債権に分類している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 67】債権分類の判定方法の再検討

大阪府は，不当利得返還請求債権について，財政状態や経営状態のみでなく，係争中といった要因を踏まえて，債権分類の妥当性を再度検討すべきである。

（理由）

評価性引当金取扱要領第5条（要引当金額の算定）によると，債務者の財政状態又は経営状態等に応じて，下表の債権の分類に区分し，要引当金額を算定するとされている。

＜債権分類の定義＞

債権の分類	分類の定義
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが，債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権

（大阪府提供資料に基づき作成）

しかし，本債権のように，債務者との間で債権債務の認識に相違があり，係争中である場合に，どのような債権分類をおこない，評価性引当金を算定すべきかについては，指針となる規定が存在しない。大阪府は，本債権の債務者について，財政状態や経営状態に関する特段の情報を有していないことから，一般債権に分類している。しかし，本債権は，債務者と係争中であることから，その結果如何により回収可能性が大きく異なる債権で

ある。債権を3つの分類に区分し，評価性引当金を算定することとされている趣旨は，回収可能性の程度により，債権を分類することで，より効率的かつ適切に評価性引当金を算定するためである。この点，回収可能性の程度は一般に財政状態や経営状態に左右されることから，分類の定義に記載されているものの，他の要因を考慮すべきでないということではない。本債権を所管している都市整備部においても，「第１０　１．道路事業弁償金」に記載のように係争中であることを理由に，債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いとして，貸倒等懸念債権に分類する実務も行われている。

このように，部局においても担当課によって，類似の状況で異なる判断となることは，望ましくない。公表用の財務諸表を作成するにあたっては統一的な会計処理方針に基づくことが重要であり，財政状態や経営状態のみでなく，係争中といった要因がある場合の債権区分の判定方法について，大阪府としての全庁的な考え方を明確にすべきであるし，本債権については，債権分類の妥当性を再度検討すべきである。

4　倒壊建物撤去費用立替金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">債務者の所有する建築物が台風により道路区域内に倒壊し，当該建物の撤去費用を府が立替えて支払ったことにより発生した債権である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">都市整備部岸和田土木事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">433</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>433</td><td>0</td><td>100</td><td>0</td><td>333</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">333（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

平成30年9月発生の台風21号の被害により，建物が国道に倒壊した。当該建物所有者から大阪府に倒壊建物の撤去費の支払いに関する同意書の提出があり，大阪府において，道路区域外へ建物の撤去を行った。同年11月に，これに要した費用43万3000円の請求及び歳入の調定を行った。その後，債務者より納付が無かったことから，督促状発送等の手続を経て，令和元年10月において，令和元年10月に10万円，令和2年1月に20万円，令和2年1月以降に13万3000円の分納とする債務承認及び分納誓約書を徴取している。その後，令和元

年10月の納付予定分であった10万円は納付されたが，以降の納付は無く，令和2年6月に財産調査を開始している。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 20】不納欠損引当金の算定誤り

大阪府は，倒壊建物撤去費用立替金に関する評価性引当金報告書を評価性引当金取扱要領及び評価性引当金報告書の記入要領に従い適切に作成し，正確な引当金額を算出すべきである。

（理由）

本債権に関する令和元年度の評価性引当金報告書について，以下の点に誤りがあった。

ア　調定時期

調定は平成30年11月であるため，繰越調定分とすべきところ，繰越調定分以外とされていた。

イ　担保・保証の記載

担保及び保証は無いため，「うち担保・保証」箇所はゼロとすべきところ，債権額である33万3000円が記載されていた。

ウ　要引当金額の計算

貸倒等懸念債権に分類し，特段の見積り方法がないことから，評価性引当金取扱要領第5条4項「貸倒等懸念債権の要引当金額について，見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は，債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。」を適用し，要引当金額を16万6000円とすべきところ，要引当金額が債権全額の33万3000円とされていた。

評価性引当金報告書は財務諸表に直結する重要な資料であることから，評価性引当金取扱要領及び評価性引当金報告書の記入要領に従い適切に作成し，正確な引当金額を算出すべきである。

5　都市整備費雑入

(1) 概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム利用者の登録更新に係る費用のうち，口座振替の際に引き落し不能となった債権である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">都市整備部都市計画室</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(千円)</td><td>回収対象</td><td>2</td><td>整理対象</td><td colspan="2">20</td></tr>
<tr><td>実績処理額(千円)</td><td>債権</td><td>1</td><td>債権</td><td colspan="2">20</td></tr>
<tr><td colspan="2">収入未済等の状況</td><td>収入未済</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済</td></tr>
</table>

		R1.6.1	調定	収入	不納欠損	R2.5.31
	金額(千円)	86	3	1	20	67
	件数(件)	246	7	3	68	182
評価性引当金計上額(千円)		333（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

オーパスの利用者の登録又は更新に係る費用（登録料500円，登録更新料300円）は口座振替による徴収とされている。この口座振替による徴収の際，納入義務者の預金口座の残高不足・閉鎖・金融機関の事務処理上の都合により引き落としができなかったものが，収入未済となっている。

令和元年度において，平成20年度以前に発生し消滅時効が経過した債権68件2万円について債権放棄を行った。今後も消滅時効が経過した債権から債権放棄を行っていく予定である。

なお，平成24年度から利用者登録を自動更新から窓口での更新に切り替えたことで，令和2年7月31日時点でのオーパスの利用登録者は24千人となっているものの，近年の収入未済の発生件数は年間10件未満で推移している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 68】少額債権に関する柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討

大阪府は，オーパスの登録又は更新費用のように，極めて少額な債権につき，個別に債権放棄の方針・手続を検討するのではなく，全庁的に柔軟な取扱いを可能とするルールの策定を検討すべきであり，オーパスの登録又は更新費用についても，全庁的な取扱いに基づき処理すべきである。

（理由）

本債権は，1件500円又は300円といった極めて少額な債権であり，督促や催告といった債権管理に可能な限りコストをかけないよう事務が行われている。

具体的な債権の管理フローは以下のとおりである。

＜債権の管理フロー＞

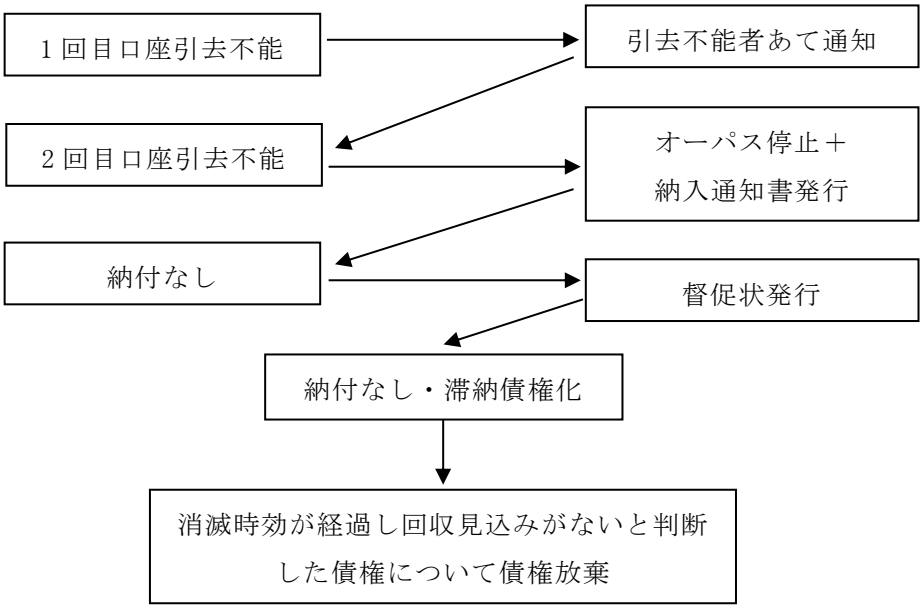

（大阪府提供資料に基づき作成）

大阪府はこのフローにそって債務者に対し，3度納付を促した後は，滞納額が少額であることから，郵送料等のコストをかけない方法として，債務者からのオーパス利用再開希望の機会をとらえて納付を求めている状況である。

債権回収・整理マニュアルにおいては，1万円以下の債権についても，公平性等の観点からも，定期的な催告や消滅時効が経過する概ね2カ月前に「差押えを検討する」ことを記載した最終催告文書の送付，債権放棄する概ね2カ月前までに文書による「最終納付意思の確認」といった手続を実施するとされている。しかし，本債権は既述のとおり極めて少額であることから，このような一連の手続はコストや効率性を勘案して省略されている。

本債権について，コストや効率性を勘案して柔軟な事務を行うことは理解できるが，大阪府としては，他にも極めて少額の債権を有しているなかで，その検討・判断を個別の債権毎に行うことは効率的ではなく，また，類似の状況にあっても異なる対応が取られる要因ともなっている。

このような債権回収・整理マニュアルに沿わない運用が採用されることのないよう，大阪府は，極めて少額な債権につき，個別に債権放棄の方針・手続を検討するのではなく，全庁的に柔軟な取扱いを可能とするルールの策定を検討すべきであり，オーパスの登録又は更新費用についても，全庁的な取扱いに基づき処理すべきである。

第１１　公益財団法人大阪府都市整備推進センターの私債権に係る監査の結果及び意見

１　霊園管理料未収入金

(1)　概要

債権の内容・発生原因		大阪北摂霊園の墓所使用者は霊園の清掃その他維持管理に要する経費（管理料）を納付しなければならないとされており，当該管理料の収入未済額が公益財団法人大阪府都市整備推進センターの未収入金及び長期未収入金として計上されている。			
根拠となる要綱等		大阪北摂霊園使用規程			
法人（所管部署）		公益財団法人大阪府都市整備推進センター（都市整備部）			
債務者		個人			
令和元年度	目標回収額	令和元年度末の債権残高を30,000千円とする。			
	実績回収額	12,079千円（令和元年度末債権残高28,141千円）			
債権の状況		債権残高 H31.4.1	令和元年度		債権残高 R2.3.31
			回収	損失処理	
	金額(千円)	33,634	12,079	175	28,141
	件数(件)	546	241	2	499
貸倒引当金計上額(千円)		8,279（令和元年度末）			

(2)　私債権の内容の説明

都市整備推進センターは，大阪北摂霊園において，24,623区画の墓所を整備し，管理・運営を行っている。大阪北摂霊園の墓所使用者は，「大阪北摂霊園使用規程（昭和48年8月1日制定）」に基づき，以下の管理料を負担している。

＜管理料＞

使用墓域	単位	金額
一般墓域 階段墓域	墓所１㎡につき１年あたり	2,860円（消費税込）
芝生墓域		4,070円（消費税込）

（都市整備推進センター提供資料に基づき作成）

管理料の納付は，1年分払い，5年分払い又は20年分払いのいずれかを墓所使用者が選択することとされており，いずれも前納となっている。墓所使用者はこの他，墓所の使用許可を受けるにあたり，永代使用料を負担するとともに，使用墓所によって，巻石料やカロート料を負担している。

都市整備推進センターにおいて，管理料が滞納となった場合，経過年分について，決算

上，未収入金又は長期未収入金として計上するとともに，滞納債権の管理上，未経過分（例えば，5年前納の場合の初年度滞納があった際の，2年目から5年目分）も滞納債権として管理している。これらの推移は以下のとおりである。

＜滞納債権の推移＞　（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未収入金	485	522	477	543	913
長期未収入金	13,887	13,165	13,464	13,694	13,626
会計上の合計額	14,373	13,687	13,942	14,237	14,539
滞納債権の総額	29,095	28,797	26,247	33,634	28,141

（都市整備推進センター提供資料に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 69】長期滞納者への対応の強化

都市整備推進センターは，一定の基準を設けた上で，管理料の長期滞納者への訴訟等の対応の検討を進めるべきである。また，使用許可の取消しや使用権消滅の規定に該当する場合においては，当該規定の積極的な適用の検討を一層進めるべきである。

（理由）

都市整備推進センターは，「大阪北摂霊園管理料滞納対策実施要綱」を整備し，これに則り管理料の滞納者に対して，督促，催告，所在調査等の対応を実施している。

具体的な滞納者への対応の流れは以下のとおりである。

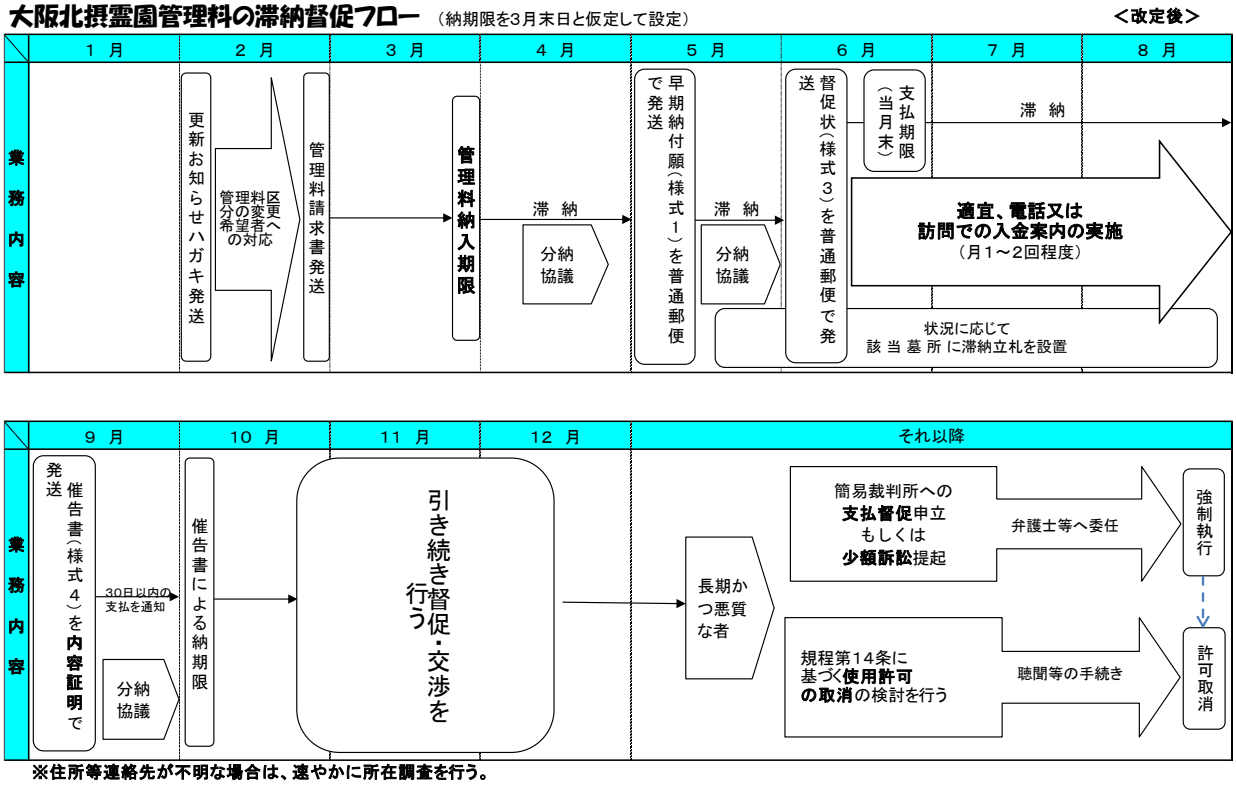

（都市整備推進センター提供資料）

都市整備推進センターは，新規貸付数の減少や返還墓所の増加，資金運用環境の悪化等の理由から，継続的に赤字決算となっていたことから，平成29年3月に概ね5年間に取り組むべき経営計画を示した「大阪北摂霊園経営改善計画」を策定し，この実施を進めている。しかし，令和元年度の決算（旧タウン管理財団）においても，当期経常増減差額は2億5782万1000円の赤字と，依然として厳しい経営環境となっている。この大阪北摂霊園経営改善計画においても，管理料の適切な徴収を進めると謳われており，具体的には以下の施策が記載されている。

・1年単位の口座振替制度の導入により，使用者の負担軽減・利便性向上を図る
・管理料の滞納につき，納付時期までに納めている方との公平性の観点から一層の納付強化策を実施
・長期滞納者について，永代使用契約の取り消しも含めた対応について検討を進める

これらの諸施策のうち，1点目は既に導入済みで，2点目は既述のフロー図に則り対応を進めている。3点目の使用規程第17条（墓所の使用許可の取消し）については，使用許可の取消後に墓石の撤去ならびに遺骨の改葬が必要となり，それぞれの所有権を使用者が有している関係上，即時に使用許可を取り消す方法よりも，墓所を返還させることにより生じる還付金から，滞納管理料を差し引くことの方が得策と考えて交渉しているのが現状である。このため，第17条の規定を適用した事例は現時点ではない。また，使用規程第18条（墓所使用権の消滅）は過去に1件適用した実績がある。

＜大阪北摂霊園使用規程（一部抜粋）＞

（墓所の使用許可の取消し）
第17条 墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，理事長は，使用許可を取り消すことができる。
(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
(2) 許可を受けた日から3年以内に正当な理由なく理事長が定めた設備工事を施工しないとき。
(3) 2年間管理料を納めないとき。
(4) 墓所使用者が墓所使用権を第三者に譲渡し，又は転貸したとき。
(5) その他法令又はこの規程に違反したとき。
2 墓所使用者は，前項の規定により使用許可を取り消されたときは，その墓所を原状に復し，返還しなければならない。
3 墓所使用者が前項の措置を行わなかったときは，理事長においてこれを行い，その費用は，当該墓所使用者又はそれに代わる者が負担するものとする。ただし，理事長がやむを得ない事情があると認めたときは，この限りでない。
（墓所使用権の消滅）
第18条 墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，墓所使用権は消滅する。
(1) 第15条の規定により，墓所使用者が墓所を返還したとき。
(2) 墓所使用者が死亡した日から起算し5年を経過しても祭祀を主宰する者がないとき。
(3) 墓所使用者が住所不明となり7年を経過しても祭祀を主宰する者がないとき。
(4) 墓所使用者である法人が解散したとき。

（都市整備推進センター提供資料）

また，滞納が長期，多額となっている墓所使用者については，訴訟等の対応がとられているとのことであるが，滞納額と訴訟費用等の費用対効果を勘案し，実績としては，令和元年度は1件に留まるとともに，具体的にどのような状況が長期，多額に該当するかの基準は定められていない。

管理料の長期の滞納者に対し訴訟等の対応を実施するにあたっては，当初に使用者が負担した永代使用料等の返還債務との関係等も考慮する必要がある。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下においては，滞納者との直接のやり取りが厳しいケースがあると想定されるものの，都市整備推進センターにおいては，一定の基準を設けた上で，長期滞納者への訴訟等の対応を進めるべきである。また，使用許可の取消しや使用権消滅の規定に該当する場合においては，当該規定の積極的な適用の検討を一層進めるべきである。

第１２　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">府営住宅の入居者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>531,650,221</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">406,760,217</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>389,665,946</td><td colspan="2">314,032,469</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(十万円)</td><td>46,574</td><td>347,862</td><td>339,156</td><td>3,140</td><td>52,064</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>22,346</td><td>－</td><td>－</td><td>707</td><td>20,660</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">1,025,004,274（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

府営住宅の入居者が滞納した家賃等及び賃貸借契約の解除後，明渡しまでの間に発生した家賃等相当損害金，並びに府営住宅駐車場の利用者が滞納した使用料に係る請求権である。

府営住宅の入居に際しては，家賃の3か月分の敷金の支払に加え，原則として保証人による保証の提供が必要とされている。大阪府は，府営住宅の家賃等の滞納が4か月に及んだ入居者については，当該入居者との賃貸借契約を解除した上で，任意の明渡しを行わない入居者に対しては，明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟を提起している。

退去済みの入居者に対する家賃等及び家賃等相当損害金請求権，並びに府営住宅駐車場使用料請求権の回収については，法律事務所へ委託がなされ，一定の成果が上がっている。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 21】遅延損害金の請求の検討

大阪府は，今後完済される府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

（理由）

現在，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料については，遅延損害金の調定及び請求が行われていない。しかしながら，少なくとも完済された

滞納家賃等については，遅延損害金の具体的な金額を確定することが可能であり，滞納されている家賃等は多数に及ぶ一方で，1件あたりの家賃等の金額は低額であることを考慮したとしても，遅延損害金を請求しないことを正当化する特段の事情も認められない。

そのため，大阪府は，完済された府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

【監査の結果 22】不納欠損引当金の適切な計上

大阪府は，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

（理由）

大阪府の評価性引当金取扱要領第5条2項は，「債務の弁済が概ね1年以上延滞している」債権を貸倒等懸念債権として例示しているところ，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料については，各債務者に対する個別の債権額が比較的少額であることを理由として，1年以上の滞納が生じている債権についても，原則として，貸倒等懸念債権には分類せず，当該債権のうち消滅時効が完成しているもの，及び債務者が死亡しているものについてのみ，貸倒等懸念債権に分類されている。

しかしながら，各債務者に対する個別の債権額は比較的少額ではあるものの，これらの債権の実際の回収率は低い数字にとどまっているため，このような分類の仕方には合理的な理由があるとは認め難い。

そのため，大阪府は，評価性引当金取扱要領第5条2項に沿って，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

【意見 70】保証人に対する請求の強化の検討

大阪府は，今後も府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権の収入未済額の増加が続く場合，府営住宅に係る賃貸借契約の解除前の段階においても，保証人に対して滞納家賃の請求を行うことを検討するべきである。

（理由）

大阪府は，府営住宅の入居者の家賃の滞納が2か月及び3か月に及んだそれぞれの時点において，保証人に対し，入居者が家賃を滞納している事実，保証人において入居者に対する支払の指導を行うことを求める旨，今後も滞納が解消されない場合には賃貸借契約を解除する旨，及びその場合には保証人に対する請求も行う旨を記載した書面を送付している。しかしながら，保証人に対して滞納家賃を実際に請求する書面は，入居者との賃

貸借契約の解除がなされた時点（すなわち，滞納が4か月に及んだ時点）で初めて送付される運用となっている（なお，令和元年9月以前は，このような書面の送付もなされていなかった。）。

過去数年間，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権の収入未済額は増加傾向にあり，大阪府は，上記のとおり，令和元年10月からは保証人に対して滞納家賃を実際に請求する書面の送付を開始するとともに，令和2年4月からは入居者との賃貸借契約を解除する時期の前倒し（滞納が6か月に及んだ時点から滞納が4か月に及んだ時点へ）を行うなど，収入未済額の増加を抑えるための各種の方策を講じている。

もっとも，これらの方策にもかかわらず，今後も府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権の収入未済額の増加が続く場合，大阪府は，収入未済額の増加を抑えるための新たな方策の一つとして，府営住宅に係る賃貸借契約の解除前の段階においても，保証人に対して滞納家賃の請求を行うことを検討するべきである。

2　府営住宅退去時補修個人負担金請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">府営住宅の退去時に発生する補修費用の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">府営住宅の退去者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">500,000</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>84,779</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>84,773</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>1,319</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>1,317</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

府営住宅の退去時に発生する補修費用の請求権である。

府営住宅については，条例上，入居者が，障子，ふすまの張替え，畳の修繕等のいわゆる通常損耗の補修費用を負担することとされている。もっとも，指定管理者制度の下においては，指定管理者が当該補修費用請求権の債権者となり，未収金の発生するリスクを負うこととされているため，指定管理者制度が大阪府内の全ての府営住宅において採用されている現時点では，もはや本債権が発生する可能性はない。

しかしながら，かつて指定管理者制度を採用していなかった府営住宅については，大阪府が当該補修費用請求権の債権者となっており，その未収分が本債権として現在も存在している。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 23】不納欠損引当金の適切な計上

大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

（理由）

大阪府の評価性引当金取扱要領第5条2項は，「債務の弁済が概ね1年以上延滞している」債権を貸倒等懸念債権として例示しているところ，府営住宅退去時補修個人負担金については，各債務者に対する個別の債権額が比較的少額であることを理由として，1年以上の滞納が生じている債権についても，原則として，貸倒等懸念債権には分類せず，当該債権のうち消滅時効が完成しているもの，及び債務者が死亡しているものについてのみ，貸倒等懸念債権に分類する方針が取られている。

しかしながら，各債務者に対する個別の債権額は比較的少額ではあるものの，これらの債権の実際の回収率は低い数字にとどまっているため，このような方針には合理的な理由があるとは認め難い。

そのため，大阪府は，評価性引当金取扱要領第5条2項に沿って，府営住宅退去時補修個人負担金請求権のうち，1年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。

【意見 71】回収業務の委託

大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権の回収について，回収業務の外部委託を検討するべきである。

（理由）

本債権の収入未済額は約 8500 万円にも上るにもかかわらず，令和元年度中に回収することのできた金額は，わずか 6000 円にとどまっている。本債権には，滞納期間が長期間に及び，消滅時効の完成が近づいているものも多く含まれているため，消滅時効の中断及び回収金額の増加を実現するための方策の一つとして，本債権の回収業務の外部委託を検討するべきである。特に，上記 1 に記載のとおり，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権については一定の成果が上がっており，同一の委託先に外部委託することも含めて検討すべきである。

3 汚水処理施設利用費請求権

(1) 概要

債権の内容・発生原因	大阪府が下水道法第2条8号に規定する処理区域外に位置する府営住宅のために設置した屎尿浄化槽について，当該府営住宅の居住者以外の者が利用したことにより発生した債権

<table>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">府営住宅における特殊浄化施設への放流同意に関する要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">府営住宅の居住者以外の屎尿浄化槽の利用者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td>回収対象
債権</td><td>－</td><td>整理対象
債権</td><td colspan="2">19,097</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>425,770</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>425,770</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>26</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>26</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額</td><td colspan="5">なし（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府は，下水道法第2条8号に規定する処理区域外（すなわち，水洗便所等から発生する排水を終末処理場により処理することのできる区域外。）に位置する府営住宅の水洗便所等から発生する排水を放流するために屎尿浄化槽を設置していたが，当該屎尿浄化槽は民地等に近接した場所に設置されていたため，当該府営住宅の居住者以外の者も水洗便所等から発生する排水を当該屎尿浄化槽に放流し，これを利用していたため発生した汚水処理施設利用費請求権である。そして，その全額について平成31年度内に消滅時効が完成しており，全債権者が令和2年度内に消滅時効を援用する意思表示を行ったため，本債権の全額について，既に不納欠損処理がなされている。

なお，現在，当該府営住宅は下水道法第2条8号に規定する処理区域内であるため，当該屎尿浄化槽に関する汚水処理施設利用費請求権は新たには発生していない。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 72】不納欠損引当金の計上

大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように貸倒等懸念債権に分類した債権については，不納欠損引当金を計上しないことを正当化する特段の事情が存在しない限り，評価性引当金取扱要領第5条4項に従って，当該債権額の半額を不納欠損引当金として計上すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権の全額を貸倒等懸念債権に分類していたが，不納欠損引当金を計上していなかった。しかしながら，不納欠損引当金を計上しないことを正当化する特段の事情は存在しなかったため，大阪府は，評価性引当金取扱要領第5条4項に従って，本債権の半額を不納欠損引当金として計上すべきであった。

今後，貸倒等懸念債権に分類する債権については，原則として不納欠損引当金を計上し，不納欠損引当金を計上しないこととした場合は，それを正当化する事情の存否を十分に検討すべきである。

【意見 73】支払督促制度の活用等による時効の中断の実現

大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように消滅時効の完成が近づいている債権については，支払督促制度を活用する等の方法によって時効の中断を実現し，消滅時効の完成を防止すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権の各債権者に対し，納付書及び催告書を送付するとともに，定期的に住民票を確認し，住民票上の住所地を訪問していたが，納付がなされず，また，債権者との面談が実現しない中で，本債権の全額について，消滅時効が完成するに至っている。債権者ごとの本債権の金額が比較的少額であったことを考慮しても，大阪府は，支払督促制度を活用する等の方法によって時効の中断を実現し，消滅時効の完成を防止すべきであった。

今後，同じように消滅時効完成が迫っている債権を管理するにあたっては，安易に消滅時効を完成させないよう，適切な対応を取られたい。

4　団地内施設使用料請求権（離職者等）

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">いわゆるリーマンショック等の影響により職を失った者に対し，一時的に府営住宅の目的外使用を認めたことにより発生した使用料の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">一時的に府営住宅を使用した者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">1,280</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">117,371</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>118,651</td><td>0</td><td>0</td><td>105,371</td><td>13,280</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>38</td><td>0</td><td>0</td><td>33</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">6,569（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府が「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成20年12月18日付け国住備第85号国土交通省住宅局長通知）に基づき，いわゆるリーマンショック等の影響により職を失った者に対し，一時的に府営住宅の目的外使用を認めたことにより発生した使用料の請求権である。

本債権のうち消滅時効が完成した10万5371円については，令和元年度中に債権放棄がなされ，不納欠損処理がなされている。

また，本債権のうち1280円は，その余の金額に係る本債権とは性質を全く異にする。すなわち，本債権のうち1280円は，府営住宅の敷地内を通過して隣接する宅地へ接続する水道給水管について，行政財産の使用許可を行ったことにより生じた使用料（1年あたり640円）の2年度分であり，住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課が当該債権の管理を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 74】一部金額の切り離し

大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，それ以外の金額に係る債権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

（理由）

上記のとおり，本債権のうち1280円は府営住宅の敷地内を通過して隣接する宅地へ接続する水道給水管の使用料であり，府営住宅に関連する使用料という点においては，大阪府がいわゆるリーマンショック等の影響により職を失った者に対し，一時的に府営住宅の目的外使用を認めたことにより発生した使用料の請求権と共通するものの，その発生原因及びその内容は両者で全く異なり，そのためそれらを管理する担当課も異なっている。

各債権の適正な管理を可能にするため，大阪府は，本債権のうち1280円について，団地内施設使用料請求権（離職者等）とは異なる別個の性質の債権（水道給水管使用料）として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

【意見 75】一部金額の徴収停止及び債権放棄の可能性の検討

大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，その徴収を停止した上で，将来的には債権放棄を行う可能性を検討すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権のうち1280円の回収を実現するため，法人たる債務者の登記の確認や本店所在地の現地確認を行うなど，一定の調査を行っているが，現時点においても，債務者及びその代表者と連絡を取ることができていない。もっとも，債権額が極めて少額であるため，今後もこのような状況の改善が見込めない場合には，債権額を大きく上回る調査費用のみが発生するという事態を避けるため，「債権金額が少額で，取立てに要する費用に満たないと認められるとき」（地方自治法施行令171条の5第3号）に該当するものとして，その徴収を停止した上で，将来的には債権放棄を行う可能性を検討すべきである。

5　仮住居使用料請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">府営住宅の建替えに伴い，一時的に他の府営住宅に入居していた者に対する使用料の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>593,385</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>851,370</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>1,187</td><td>87,072</td><td>87,864</td><td>0</td><td>395</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>42</td><td>4,142</td><td>4,167</td><td>0</td><td>17</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

府営住宅の建替えに伴い，一時的に他の府営住宅に入居していた者に対する使用料の請求権である。本債権については，過去数年間にわたり，回収に向けた重点的な取組みがなされたため，収入未済額は減少傾向にある。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 24】遅延損害金の請求の検討

大阪府は，今後完済される仮住居使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

（理由）

現在，仮住居使用料については，遅延損害金の調定及び請求が行われていない。しかしながら，少なくとも完済された仮住居使用料については，遅延損害金の具体的な金額を確定することが可能であり，これを請求しないことを正当化する特段の事情も認められない。

そのため，大阪府は，完済された仮住居使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

6　仮住居借上費入居者負担金請求権

(1)　概要

債権の内容・発生原因	府営住宅の建替えに伴い，一時的に大阪市の市営住宅に入居していた者が当該入居に関して大阪府に対して支払うべき負担金の請求権

<table>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">1,247,235</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>12,472</td><td>664</td><td>777</td><td>0</td><td>12,359</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>7</td><td>22</td><td>25</td><td>0</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

府営住宅の建替えに伴い，一時的に大阪市の市営住宅に入居していた者が当該入居に関して大阪府に対して支払うべき負担金の請求権である。本債権の債務者は2名であり，うち1名に対する請求権（約25万円）の性質は実質的には賃料請求権である。一方，もう1名に対する請求権（約1225万円）は，同人が平成24年11月に生じさせた失火による居室の損傷の修繕費用の請求権である。

なお，後者の請求権は，失火が生じた平成24年11月以降，しばらくの間は調定されていなかったが，その事実が平成27年9月に判明した後，同年10月に調定されるに至るとともに，債務者から債務承認書の差入れを受けている。しかしながら，債務者への督促，債務者との協議，債務者の財産の調査などを実施しているものの，債務者からの弁済は一切行われていない。

(3)　監査の結果及び意見

【監査の結果 25】遅延損害金の請求の検討

大阪府は，今後完済される仮住居借上費入居者負担金について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

（理由）

現在，仮住居借上費入居者負担金については，遅延損害金の調定及び請求が行われていない。しかしながら，少なくとも完済された仮住居借上費入居者負担金については，遅延損害金の具体的な金額を確定することが可能であり，これを請求しないことを正当化する特段の事情も認められない。

そのため，大阪府は，完済された仮住居借上費入居者負担金について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。

【監査の結果 26】不納欠損引当金の計上

大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）を貸倒等懸念債権に分類した上で，適切な金額の不納欠損引当金を計上すべきである。

（理由）

本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）は，平成27年10月に調定されてから数年が経過しているが，その間の回収は一切進んでいない。むしろ，債務者からは財産がない旨の申告がなされており，実際，財産調査によっても当該債務者の財産の所在は明らかになっていない。そのため，当該請求権については，貸倒等懸念債権に分類した上で，適切な金額の不納欠損引当金を計上すべきである。

【意見 76】一部金額の切り離し

大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）について，仮住居借上費入居者負担金請求権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

（理由）

本債権は，本来，府営住宅の建替えに伴い，一時的に大阪市の市営住宅に入居することとなった者に対する実質的な賃料請求権を対象としている（入居先が別の府営住宅である者に対する請求権は上記5の仮住居使用料請求権の対象とし，その一方，入居先が大阪市営住宅である者に対する請求権は本債権の対象とすることが想定されている。）。

しかしながら，本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）については，本債権が本来の対象として想定している債権とは大きく性質を異にする。

そのため，各債権の適正な管理を可能にするため，大阪府は，本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）について，仮住居借上費入居者負担金請求権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画　目標達成状況（個票）」を作成すべきである。

7　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権

(1)　概要

債権の内容・発生原因	交付決定の一部取消しがなされた補助金の返還及び当該補助金に係る加算金の支払の請求権
根拠となる要綱等	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領，大阪府補助金交付規則
所管部署	住宅まちづくり部都市居住課
債務者	個人

令和元年度	目標処理額(円)	回収対象債権	21,234,414	整理対象債権	-
	実績処理額(円)		0		-

収入未済等の状況		収入未済 R1.6.1	令和元年度			収入未済 R2.5.31
			調定	収入	不納欠損	
	金額(千円)	21,234	0	0	0	21,234
	件数(件)	1	0	0	0	1
評価性引当金計上額(円)		10,617,207（令和元年度末）				

(2)　私債権の内容の説明

大阪府は，平成16年4月，債務者に対し，高齢者向け優良賃貸住宅の整備に対する補助金として約3046万円の補助金の支給決定を行い，平成17年2月，当該補助金を支払った。債務者は，当該補助金に係る住宅の完成後，しばらくの間は補助金の目的に従い，高齢者向け優良賃貸住宅として運営していた。しかしながら，債務者は，その後，高齢者以外の入居者への賃貸を行うようになり，さらには，大阪府に無断で当該住宅を第三者に譲渡した結果，当該住宅は高齢者向け優良賃貸住宅としての実体を失うこととなった。そのため，大阪府は，債務者に対する補助金支給決定の一部を取り消し，債務者に対する補助金の一部及び加算金（約2123万円）の支払請求権を有するに至った。

なお，本債権については，大阪府の請求を全面的に認容する大阪地方裁判所岸和田支部の判決（平成25年6月30日までの延滞金を含む約2216万円，及びうち約1158万円に対する同年7月1日から支払済みまで年10.95％の割合による遅延損害金の支払を命じるもの。）が平成27年1月に確定している。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 77】不納欠損引当金の計上額の増額

大阪府は，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権を破産・更生債権に分類した上で，その全額を不納欠損引当金として計上すべきである。

（理由）

本債権は，現在，貸倒等懸念債権に分類され，その半額が不納欠損引当金として計上されている。

しかしながら，債務者は，複数の金融機関等からの借入れについて返済不能に陥っており，自宅の土地建物を差押さえられ，その所有権は既に第三者に移転している。また，債務者は，年金収入以外には収入がなく資産がない旨を申告しているところ，大阪府は，現在も財産調査を継続し，令和2年度においても，21の金融機関及び41の生命保険会社に対して財産調査，民事執行法に基づく第三者からの情報取得手続の申立てを行うとともに，債務名義に基づく強制執行により約2万4000円の回収を実現したものの，財産調査及び強制執行等に要した印紙代及び郵券代等の合計金額を下回るものであった。

そのため，債務者に対する破産手続開始決定はなされていないものの，債務者は，実質

的には破産状態に陥っているものと評価するべきであるため，大阪府は，本債権を破産・更生債権に分類した上で，その全額を不納欠損引当金として計上すべきである。

8　府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府の所有する財産の賃貸借契約に係る貸付料及び遅延損害金の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">住宅まちづくり部まちづくり戦略室タウン管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>0</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">2,624,100</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>0</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>2,624,100</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2,624,100</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">2,624,100（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

大阪府がサーカス会場及びその駐車場としての利用を目的として，平成22年6月から同年9月までの間，所有する土地（泉南市所在）を債務者（法人）に賃貸したことによる貸付料債権(262万3300円)と，当該期間に先立つ賃貸借期間の貸付料の遅延損害金債権(800円）から構成される（なお，後者の遅延損害金の発生原因となった貸付料自体は，既にその全額が支払われている。）。

債務者（法人）は，既に活動実態が失われており，また，財産調査の結果，強制執行に要する費用を上回る金額の回収が見込まれる財産は発見されなかった。そのため，本債権は，破産・更生債権に分類され，その全額が不納欠損引当金として計上されているとともに，平成29年8月30日付けで地方自治法施行令第171条の5第1号に基づき徴収停止とされている。本債権については，さらなる財産調査を実施した上で，それにもかかわらず強制執行に要する費用を上回る金額の回収が見込まれる財産が発見されなかった場合には，その全額を債権放棄することが検討されている。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 78】敷金の徴収又は賃料の前払い

大阪府は，府有財産の貸付けに関し，相手方の支払能力等を勘案した上で，貸付期間が長期にわたるものについては敷金を徴収すること，貸付期間が短期のものについては賃料を前払いとすることを必要に応じて検討すべきである。

（理由）

本債権については，敷金は徴収されておらず，賃料の前払いもなされていない。また，大阪府公有財産規則においては，これらを禁止する規定は設けられていない一方で，これらを義務付ける規定も設けられていない。貸付期間が長期にわたる貸付けについては，滞納賃料のみならず，原状回復費用も多額に上る可能性があり，貸付期間の終了時点においては，本債権のようにその回収が困難な状況に陥る可能性がある。一方，貸付期間が短期の貸付けについては，賃料の総額は比較的低額となり，賃料の全額の前払いを求めることは，賃借人にとって過度な負担にはならない場合が多いと考えられる。

そのため，大阪府は，府有財産の賃料等の確実な回収の実現を可能とするべく，府有財産の貸付けに関し，相手方の支払能力等を勘案した上で，貸付期間が長期にわたるものについては敷金を徴収すること，貸付期間が短期のものについては賃料を前払いとすることを必要に応じて検討すべきである。

第１３　大阪府住宅供給公社の私債権に係る監査の結果及び意見

１　家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">住宅供給公社が賃貸している住宅の家賃，店舗等の施設使用料及び駐車場の使用料の請求権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署又は法人</td><td colspan="5">大阪府住宅供給公社</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">住宅の入居者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和元年度</td><td>目標回収額(円)</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td>実績回収額(円)</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">債権の状況</td><td rowspan="2">債権残高
H31.3.31</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>計上額</td><td>回収額</td><td>損失処理額</td></tr>
<tr><td>金額(千円)</td><td>360,120</td><td>4,274,221</td><td>4,298,696</td><td>19.520</td><td>316,125</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>3,504</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>3,147</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="5">156,214（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

住宅供給公社が賃貸している住宅の家賃，店舗等の施設使用料及び駐車場の使用料の請求権である。

本債権の回収については，外部委託はなされておらず，住宅供給公社が自ら実施しているところ，過去3年度においては，過年度の未収金額の約半分の回収が実現しているなどの結果，長期間にわたって，未収金額の減少が続いている。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 79】貸倒引当金の適切な計上

住宅供給公社は，家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権について，債務者に対する破産手続開始決定がなされた場合など，債務者が経済的に破綻していると認められる場合，破産手続において予想される配当の有無及びその金額，保証人からの回収可能性など，滞納期間の長短以外の個別具体的な要素をも考慮した上で，適切な金額の引当てを行うべきである。

（理由）

住宅供給公社の貸倒引当金引当基準は，本債権についての貸倒引当金の引当基準を以下のとおり規定している。

＜貸倒引当金の引当基準の第2条＞

債権区分	未収期間	引当率
一般債権	1年以下	実績率
特定債権	1年超5年以下	50%
	5年超	100%

（貸倒引当金引当基準の第2条）

未収期間が長期化した場合には当該債権の回収はより困難になると考えられるため，未収期間の長短と引当率の多寡を関連させる上記の基準には一定の合理性が認められる一方，未収期間が比較的短期間であったとしても，債務者に対する破産手続開始決定がなされた場合など，債務者が経済的に破綻していると認められる場合には，当該債権については，50%以上の回収が実現しない蓋然性が高くなると考えられる。

したがって，このような場合における貸倒れのリスク，可能性の程度を適切に把握することを可能にするため，住宅供給公社は，破産手続において予想される配当の有無及びその金額，保証人からの回収可能性など，滞納期間の長短以外の個別具体的な要素をも考慮した上で，適切な金額の引当てを行うべきである。

第１４　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見

１　独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">学校の設置者が児童生徒等の保護者等の同意を得て締結した災害共済給付契約に基づく共済掛金につき，保護者負担分を徴収する債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">独立行政法人日本スポーツ振興センター法</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">教育庁教育振興室保健体育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">共済に加入した児童生徒等の保護者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">845,548
1,025,838</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">561,483
358,521</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>3,943,675</td><td>0</td><td>1,025,838</td><td>358,521</td><td>2,559,316</td></tr>
<tr><td></td><td>件数(件)</td><td>3,066</td><td>0</td><td>774</td><td>282</td><td>2,010</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">620,261（令和元年度末）</td></tr>
</table>

※　表中の件数については，1年分の掛金を1件としてカウントしている。

(2)　私債権の内容の説明

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下，「センター」という。）法に基づく災害共済給付制度とは，学校の管理下における児童生徒等の災害に対して，医療費，障害見舞金又は死亡見舞金を支給する事業である。この事業は，学校の設置者（大阪府立学校の場合は，教育庁）が，児童生徒等の保護者等の同意を得て（加入は任意である），当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により，災害共済給付を行うこととなっている（センター法16条1項）。そのため，センターに対して共済掛金（以下，「センター掛金」という。）を支払うのは学校の設置者であるが，学校の設置者は，センター掛金の一部を保護者から徴収することとなっている（センター法17条3項及び4項）。本債権は，上記規定に基づき保護者から徴収すべきセンター掛金の債権をいう。

センター掛金の年額は，全日制の高等学校の場合，生徒一人当たり2150円（令和2年度以降の場合）を基本とし，保護者の負担額は，1930円と定められている。共済期間は在籍期間中の1年ごとに更新する契約であり，毎年4月に1年分のセンター掛金債権について調定され，保護者に対し納入の通知がなされる。

センター掛金の調定や収納の状況については，授業料等と同様に，学校納付金システムという庁内のシステムにより管理しており，各学校の端末においても，自校の生徒に関する情報については閲覧でき，一定の情報について更新が可能である。回収業務そのものについては，各学校の職員がこれを担っており，回収業務の指針として，保健体育課作成に係る「災害共済給付に係る共済掛金の債権回収・整理マニュアル【学校用】～独立行政法

人日本スポーツ振興センター～」（以下，「センター掛金マニュアル」という。）が参照されている。

教育庁では，本債権につき直接的に債権管理・回収業務をしているわけではないが，本債権を所管する保健体育課においては，センター掛金マニュアルを策定して各学校に対する債権回収業務等の指導を行い，消滅時効が完成していると思われる発生年度の債権につき，各学校に対してメールで通知し，債権放棄に向けた処理を促すなどの業務を行っている。

令和元年度における回収対象債権2,641件と収入774件について，債権発生年度別の内訳は下表のとおりである。

＜回収対象債権の収入状況（債権発生年度別内訳）＞

（単位：件）

債権発生年度	～H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
回収対象債権	5	399	370	345	321
収入	50	399	19	14	19

債権発生年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度～
回収対象債権	266	223	166	122	424
収入	15	12	10	20	216

（大阪府教育庁提供資料に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 80】各学校におけるセンター掛金債権の早期回収に向けた方策

大阪府は，各学校におけるセンター掛金債権の管理の実態を把握した上で，より早期の回収を実現する方策を提案・監督すべきである。

（理由）

令和元年度中に収入のあった774件のうち，平成21年度に発生した債権が399件を占めており，平成22年度から平成28年度に発生した債権の収入件数が年間10～20件で推移していることと比較すると，明らかに多い。これは，各学校において，時効完成間近の債権に関しては網羅的に督促を行う一方で，他の年度についてはさほど積極的に督促を行っていないことが見て取れる。

かかる数字は，未納が継続しているのは単に督促を受けていないからであり，督促を受ければ納付する債務者が相当数存在することを示している。そうであれば，より早期に督促を行うことで，その分早期に回収できる可能性が高いといえ，債権管理に掛かるコストの削減につながるものと考える。

そこで，大阪府としては，各学校における債権管理の実態，特に督促の時期及び頻度について情報を把握した上で，より早期の回収を実現する方策を提案・指導すべきである。

【意見 81】コストパフォーマンスを踏まえた適正かつ効率的な債権管理のあり方

大阪府は，センター掛金債権が少額であることを踏まえ，コストパフォーマンスを踏まえた回収手法のあり方を見直し，各学校に示すべきである。

（理由）

本債権は，債務者一人あたり数千円程度の少額な債権であることから，どの程度手間暇をかけて回収すべきかというコスト意識を持って債権管理に当たることが肝要である。この点，所管課において各学校向けに作成したセンター掛金マニュアルには，催告の方法の一つとして現地訪問まで挙げているが，前述したコスト意識からすれば，現地訪問を行うべき場合は極めて限定的と考えられる。そこで，催告方法を単に羅列するだけでなく，コストパフォーマンスを踏まえて優先的に採用すべき手法を例示するなど，各学校の回収業務従事者により分かりやすい指針となるよう，マニュアルについても工夫すべきである。

このような債権管理方法の指導にあたっては，まず実態を把握することが先決である。大阪府は，各学校が本債権についてどの程度のコストをかけているのか把握した上で，より適正かつ効率的な債権管理のあり方を検討し，各学校に示すべきである。

2　業者使用光熱水費

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">行政財産の使用許可に基づき府立高校の食堂を運営している事業者が，許可条件上負担すべきとされている光熱水費に係る債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">行政財産使用許可書</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">当該学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">法人，個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">1,185,007</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">0</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td></td><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>1,297,003</td><td>0</td><td>275,641</td><td>0</td><td>1,021,362</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>74</td><td>0</td><td>17</td><td>0</td><td>57</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">85,355（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

府立高校の食堂につき行政財産の使用許可を受けて食堂運営をしている事業者に対し，使用許可の条件上，事業者が負担すべきとされている光熱水費に関する債権である。各学校において支払っている光熱水費のうち，食堂に係る部分については，各メーターの使用量に応じた金額を事業者が学校に対して納入することとされている。

令和元年度において，食堂を運営している事業者が光熱水費を滞納していた府立高校は13校，運営主体ベースでは7事業者であった。そのうち，3事業者は令和2年度中に収納済みとなり，1事業者は破産手続中であり，1社は令和元年度中に債権放棄済みであった。残り2事業者については，令和元年度において催告を継続中であった。

本債権については，各学校が債権回収・管理業務を行っている。上記催告継続中の事業者の運営に係る食堂は，淀川清流高等学校（旧北淀高等学校）及び長野高等学校の食堂である。これらの高校に係る光熱水費の滞納状況は，下記のとおりである。

＜高校別滞納状況＞

	淀川清流	長野
滞納期間	H29.4月分～H30.3月分	H27.4月分～H28.3月分
滞納金額	393,221円	510,293円
収納額	0円	0円

（大阪府教育庁提供資料に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 27】評価性引当金の適切な計上

大阪府は，業者使用光熱水費につき，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類した上で，不納欠損引当金を計上すべきである。

（理由）

令和元年度中に催告を継続していた淀川清流高等学校（旧北淀高等学校）及び長野高等学校の食堂を運営する各事業者に対する債権については，令和元年度評価性引当金報告書上，いずれも一般債権に分類され，不納欠損引当金は一切計上されていない。

もっとも，上記2校に係る事業者については，それぞれ平成29年5月，平成27年6月に滞納し始め，ほぼ毎月の光熱水費を支払わず，行政財産の使用許可が取り消された後も，一切支払いをしていない。

淀川清流高等学校の債権管理簿の記載によれば，滞納が始まった平成29年5月から平成30年3月の間に督促が行われた形跡はなく，平成30年6月以降に催告がなされ始めたものの，債務者側からの反応は特になかった。財産調査については，令和2年度になって初めて行われたものの，めぼしい財産は発見されなかった。

長野高等学校の債権管理簿の記載によれば，滞納当初から積極的な督促がなされているものの，平成29年には一時的に代表者と連絡が取れなくなり，財産調査を実施するもめぼしい財産は発見されなかった。

上記の経緯からすれば，遅くとも令和元年度末時点において，上記2校に係る事業者に対する債権は，貸倒等懸念債権と評価すべきである。評価性引当金取扱要領第5条第2項では，貸倒等懸念債権に該当する例として，「債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合」を挙げており，上記債権はいずれもこの例示に合致する。

大阪府は，上記取扱要領にしたがい，すみやかに不納欠損引当金を計上すべきである。

3　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府内の勤労青少年の高等学校定時制・通信制課程への修学を促進することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">教育庁教育振興室高等学校課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td rowspan="2">1,553,850</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td rowspan="2">546,200</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>5,505,050</td><td>0</td><td>1,453,350</td><td>0</td><td>4,051,700</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>537</td><td>0</td><td>138</td><td>0</td><td>399</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">2,058,398（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

本貸付事業は，府内の公立高校の定時制・通信制課程に在学している勤労青少年を対象に，その修学奨励のため，月額9000円～1万1000円（現在の金額）を貸し付ける制度である。貸付を受けるには一定の所得基準を下回ること等が要件となっている。

貸与を受けた修学生に対しては，高校を卒業した場合等に返還義務を免除することができるとされ（要綱10条），実際に高校を卒業した者に対してはほぼ例外なく免除がなされている。他方で，退学をするなどして貸与要件を満たさなくなった修学生に対しては，大阪府は，貸与を打ち切るともに，奨励費の返還を求める。貸与した月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還を命ずることとされている（要綱12条2項）。

このように，要綱上，月賦又は半年賦により返還することとされていることから，月ごとに調定件数をカウントしている。

なお，収入未済になっていないものも含めた貸付金全体の令和元年度末残高は，評価性引当金報告書によると1822万0591円である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 82】消滅時効が完成している債権の早期放棄

大阪府は，消滅時効が完成している債権について，合理的なプロセスを経た上で早期に

放棄すべきである。

（理由）

令和元年度期初時点で整理対象債権は31件であったところ，これはいずれも消滅時効が完成している債権であった。人ベースでは5名の債務者であり，消滅時効完成日は平成元年，平成13年，平成16年，平成22年，平成29年という内訳であった。

かかる状況に鑑みれば，当該債務者と連絡が取れたところで，消滅時効を援用される蓋然性が高いというべきである。そのような場合，マニュアルによれば，最終催告書を送付した上で，反応がなければ債権放棄の議案上程することとなっているものの，令和元年度中に最終催告書を送付できた債務者は一人もいなかった。

また，所管課の担当者は，主債務者に対する訪問による催告を行った上で債権放棄を検討する意向であった。しかしながら，上記滞納債権の回収可能性を考えれば，放棄にあたって訪問を必ずしも前置すべきとは言えず，訪問するにあたってはその費用対効果・合理性を十分に検討する必要がある。

本債権については，すみやかに主債務者及び連帯保証人に対して最終催告書を送付すべきである。その上で，催告に対して反応がない当該債務者や連帯保証人に対して，費用対効果等の観点から当該債務者等に対して訪問による催告をする必要がないと判断した場合は，すみやかに放棄の議案を上程すべきである。

4　高等学校等修学資金奨励費貸付金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱に基づき，大阪府が，経済的理由により修学が困難な者に対して修学を奨励することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府高等学校等奨学金貸与要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="5">教育庁市町村教育室小中学校課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>92,500</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>202,000</td><td colspan="2">192,000</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(円)</td><td>3,691,000</td><td>0</td><td>202,000</td><td>192,000</td><td>3,297,000</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>190</td><td>0</td><td>18</td><td>6</td><td>166</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">129,974（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

この貸付制度については，国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱（以下，「国の要

綱」という。）に基づき，大阪府が，大阪府高等学校等奨学金貸与要綱（本項に限り，以下単に「府の要綱」という。）を作成し，運用してきた。平成14年に根拠法が失効したため，平成17年3月末をもって，新規の貸付はなされていない。

貸与を受けた者は，一定の要件を満たした場合に返還が免除され，免除要件を満たさない者については要返還者として債権管理の対象となる。本債権は，この要返還者に対する貸付金債権である。

高等学校への進学について，貸与額は国公立が月額2万3000円，私立が月額4万3000円を上限として，年3回に分けて貸与を行ってきた。高等学校を卒業後，6か月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦の方法により返還することとなっている。

免除の仕組みとしては，国の要綱では，死亡，著しい障害又は長期間所在不明の場合に全部の返還免除を認め，経済的理由により返還が著しく困難と認められる場合には，奨学金額の5/20を限度として免除を認め，このような資力審査を，5年に1回，20年間のうちに計4回することとなっている。資力要件は，①市町村民税所得割非課税のとき，②生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の範囲内で，府県又は指定都市が定める額以下のときとされている（国の要綱10条2項）。

これに対し，府の要綱では，国の要綱に定められた免除事由を規定し（ただし，資力要件については，生活保護費の年額のおおむね2.0倍に相当する額以下のときとする。），これに加えて，「社会及び地域に貢献しうる有為な人材であって，人材養成推進事業による補助対象要件に該当すると認められるとき」にも免除が可能とされている（府の要綱第14条3号）。「有為人材」と認められるには，地域のボランティア活動等に従事していることなど，府の要綱第14条第3号の取扱いに関する要領第2条に定める要件を満たす者である必要がある。

このように，本貸付金については，国の免除基準に加えて府の免除基準を設けている。国の免除基準を満たして免除を受ける者の貸付金相当額については，国に国庫補助金を返還する必要はないが，府の免除基準によって免除を受ける者のうち，国庫補助相当額については，大阪府が国に国庫補助金を返還する必要がある。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 28】免除規定適用に関する運用の是正

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の免除規定適用に関する運用を是正するとともに，返還対象者とされている者に対して，資力審査の機会を与え，国の基準による免除の可否をすみやかに検討すべきである。

（理由）

大阪府は，本貸付金の運用として，まず「有為人材」に該当するか否かを審査した上で，該当する者については，資力審査を実施して国の基準で免除可能か判断する。国の基準を満たさない者については，府の基準（府の要綱第14条3号）に基づき免除している。他方で，「有為人材」に該当しない者については，そもそも資力審査を実施しないため，返還

対象者としての扱いが確定するという（下記チャート図のとおり）。

＜免除判定フロー＞

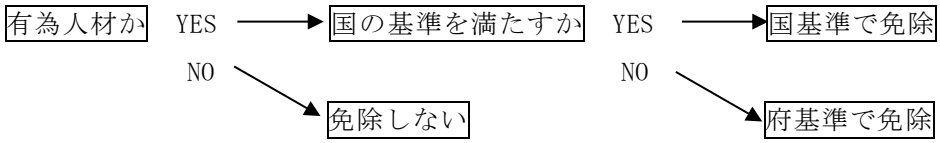

（大阪府提供資料に基づき作成）

しかしながら，本来の制度趣旨からすれば，一定の経済的困窮状態にある者に対しては返還免除を認めるべきであり，大阪府独自の免除基準である「有為人材」に該当するか否かは無関係のはずである。なお，本貸付金と同趣旨の制度で，大学での修学を奨励するための貸付金（大学修学奨学金貸付金）の運用においては，同じ国の要綱に基づき，ほぼ同様の貸与要綱を定めた上で，まず国の基準による免除の可否を審査した上で，免除不可となった者について，府の基準による免除の可否を審査している（後記「５　大学修学奨学金貸付金　(2)私債権の内容の説明」）。

本貸付金に関する大阪府の運用は，国が定めた制度趣旨に反し，本来免除が認められるべき資力状況にある者を免除していない可能性がある。令和元年度末時点において，返還対象者となっている者は22名とのことであるが，これらの者に対し，すみやかに資力審査を受ける機会を付与し，国の基準による免除の可否を検討すべきである。

【監査の結果 29】評価性引当金の適切な計上

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の返還対象者からの実質的な返還見込みを適切に評価し，適切な額の不納欠損引当金を計上すべきである。

（理由）

本債権の要返還者22名のうち，17名は令和元年度末時点で催告に反応がなく回収を見込めない債務者とされている（そのうち9名についてはこれまで一切返還をしていない。）。それにもかかわらず，評価性引当金報告書上は，不納欠損処理を予定している債権額を除き，全額が一般債権に分類され，貸倒等懸念債権は0円とされている。

この点につき，大阪府の説明では，要返還者の経済状況について把握しておらず，弁済資力を有している可能性も否定できないこと，過去にも催告を継続した結果返還につながったケースもあったことを理由に，一般債権に分類したとのことである。

しかしながら，これら催告に反応がない債務者については，既に返還義務が生じてから20年以上経過している者がほとんどであるところ，本債権が年賦又は半年賦で返還することになっている制度設計上，毎年あるいは半年ごとに消滅時効期間が起算される。そのため，特にこれまで一切返還をしていない9名については，既にかなりの部分が消滅時効期間を経過していると考えられ，消滅時効援用の蓋然性は高い。

また，評価性引当金取扱要領第5条第2項では，貸倒等懸念債権に該当する例として，

「債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合」を挙げており，この規定の趣旨からしても，本債権について貸倒等懸念債権を0円と評価することは相当ではない。

大阪府は，すみやかに本債権の評価を見直し，適切な評価性引当金を計上すべきである。

【監査の結果 30】延滞利息の適切な調定・請求

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の要返還者のうち延滞利息が発生している者に対して，延滞利息の金額を告知し，適切な時期に調定して請求すべきである。

（理由）

大阪府は，本債権に関し，延滞利息はこれまで一切調定・請求したことがない。これまで，元金を完済した要返還者の中には，本来延滞利息が発生していた者もいたはずであるが，元金完済時にすら延滞利息を調定・請求せず，事実上延滞利息に係る債権を放棄するのと同視できる運用が定着している。

しかしながら，府の要綱第20条第1項には，年10.75％の延滞利息を支払わなければならないと明記されており，かかる規定は形骸化している状況である。この点，元々経済的に恵まれない状況にある債務者が多いことを理由に，延滞利息まで徴収すべきではないとの見解もあるかもしれないが，そのような事情は免除規定の適用において検討すべきであって，一旦免除すべきでないと判断された債務者に対しては，返還の資力があることを前提に，返還が遅延した者に対しては延滞利息を調定して請求するべきである。

なお，過去の債務者に対して延滞利息を請求してこなかったこととの均衡あるいは公平性の観点から，現在の債務者に対しても延滞利息を請求すべきでないとの考え方は，公平性と言う概念を曲解するものであり，むしろ法の適用上不平等な結果を招いていることを付言しておく。

【監査の結果 31】適正な時効管理

大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金について適時に時効の更新，完成猶予の措置を取るなどして，消滅時効を完成させないよう適切な債権管理をすべきである。

（理由）

既に述べたとおり，令和元年度末の要返還者22名のうち催告に反応がない17名の債務者については，既に返還義務が生じてから20年以上経過している者がほとんどであるところ，本債権が年賦又は半年賦で返還することになっている制度設計上，毎年あるいは半年ごとに消滅時効期間が起算される。そのため，特にこれまで一切返還をしていない9名については，既にかなりの部分が消滅時効期間を経過していると考えられるが，これまで大阪府において支払督促などによって時効中断等の措置を講じた形跡はなく，債権管理のあり方として不適切な対応であったというべきである。

今後は，債権の消滅時効を完成させることのないよう，債権管理の手法を見直すべきである。

5　大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む）

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱に基づき，大阪府が，経済的理由により修学が困難な者に対して修学を奨励することを目的とした，対象者・大阪府間の契約に基づく貸金債権</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">大阪府大学修学奨学金貸与要綱</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="5">教育庁私学課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>1,639,109</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>1,138,400</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(円)</td><td>7,606,109</td><td>0</td><td>1,138,400</td><td>0</td><td>6,467,709</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>92</td><td>0</td><td>16</td><td>0</td><td>76</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">3,298,282（令和元年度末）※</td></tr>
</table>

※　上表の金額及び件数は，いずれも元本及び延滞利息の合算額である。

(2)　私債権の内容の説明

この貸付制度については，国の地対財特法経過措置事業経費実施要綱（以下，「国の要綱」という。）に基づき，大阪府が，大阪府大学修学奨学金貸与要綱（本項に限り，以下単に「府の要綱」という。）を作成し，運用してきた。平成14年に根拠法が失効したため，平成17年3月末をもって，新規の貸付はなされていない。

貸与を受けた者は，一定の要件を満たした場合に返還が免除され，免除要件を満たさない者については要返還者として債権管理の対象となる。本債権は，この要返還者に対する貸付金債権である。

大学・短期大学への進学について，貸与額は国公立が月額4万8000円，私立が月額8万2000円を限度として，年3回に分けて貸与を行っていた。大学・短期大学を卒業後，6か月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦の方法により返還することとなっている。

免除の仕組みとしては，国の要綱では，死亡，著しい障害又は長期間所在不明の場合に全部の返還免除を認め，経済的理由により返還が著しく困難と認められる場合には，奨学金額の5/20を限度として免除を認め，このような資力審査を，5年に1回，20年間のうちに計4回することとなっている。資力要件は，①市町村民税所得割非課税のとき，②生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の範囲内で，府県又は指定都市が定める額以下のときとされている（国の要綱10条2項）。

これに対し，府の要綱では，国の要綱に定められた免除事由を規定し（資力要件について，高等学校の貸付金のように生活保護費の年額のおおむね2.0倍という独自の基準では

なく，国と同じ基準を採用している。），これに加えて，「社会及び地域に貢献しうる有為な人材であって，人材養成推進事業による補助対象要件に該当すると認められるとき」にも免除が可能とされている（府の要綱第14条3号）。「有為人材」と認められるには，地域のボランティア活動等に従事していることなど，大阪府大学修学奨学金貸与取扱要領第8条に定める要件を満たす者である必要がある。

このように，本貸付金については，国の免除基準に加えて府の免除基準を設けている。国の免除基準を満たして免除を受ける者の貸付金相当額については，国に国庫補助金を返還する必要はないが，府の免除基準によって免除を受ける者の貸付金のうち，国庫補助相当額については，大阪府が国に国庫補助金を返還する必要がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 83】評価性引当金計上に関する取扱いの統一

大阪府は，大学修学奨学金貸付金と制度趣旨を同じくする高等学校等修学資金奨励費貸付金との間で，評価性引当金の計上に関する取扱いを統一すべきである。

（理由）

本債権では，評価性引当金報告書上，国の基準で免除が見込まれる債権額を貸倒等懸念債権と評価しているのに対して，高等学校等修学資金奨励費貸付金の評価性引当金報告書では，免除が見込まれる部分については一般債権と評価されている。同じ制度に基づく貸付金について，その貸倒等の評価が異なるのは適正とは言えない。

大阪府は，必要に応じて担当所管課間で調整を行うなどして，評価性引当金の計上に関する取扱いを統一するべきである。

6 社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金

(1) 概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府の臨時的任用職員等の社会保険料本人負担分で，給与等から控除できなかったものに係る債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">民法</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="6">教育庁学校総務サービス課</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="6">元職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td>回収対象</td><td>549,500</td><td>整理対象</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>債権</td><td>355,025</td><td>債権</td><td colspan="3">25,620</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td>収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td>収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>減額調定</td><td></td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>549,500</td><td>0</td><td>355,025</td><td>25,620</td><td>168,855</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>23</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="6">0（令和元年度末）</td></tr>
</table>

※ 上表の金額及び件数は，「社会保険料未納金」及び「健康保険料及び厚生年金保険料未

納金」の合算である。

(2) 私債権の内容の説明

大阪府の元職員の社会保険料等について，本人負担分の徴収ができなかったものに係る債権である。

令和元年度当初において，滞納者は11名であったが，令和元年度中に収入等があり，年度末時点では4名になった。令和2年7月16日時点での債務者別残債権額は，下表のとおりである。

＜債務者別残債権額＞

元職員の氏名	残債権額
A	156,140円
B	4円
C	14,238円
D	57,418円
合計	227,800円

（大阪府教育庁提供資料に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 84】少額な遅延損害金の早期の放棄

大阪府は，社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金の内，額面4円の社会保険料未納金（遅延損害金）について，徴収停止を経た上で，放棄すべきである。

（理由）

上記<債務者別残債権額>のBに係る額面4円の債権については，元本を完済したものの，返済が遅延したことにより，民法所定の法定利率年5%の遅延損害金を調定したものである。この債権については，平成29年2月以降，4円の納付書を4回送付しているが，いずれに対しても債務者から反応がない。

納付書を発送するだけで，人件費，郵送費等のコストが増大する一方であり，コストパフォーマンスを考えれば早期に徴収停止をした上で，債権放棄の議決を求めるべきである。

第１５　公益財団法人大阪府育英会の私債権に係る監査の結果及び意見

１　奨学金返還請求権

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="2">債権の内容・発生原因</td><td colspan="5">大阪府育英会と奨学生との契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠となる要綱等</td><td colspan="5">公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人（所管部署）</td><td colspan="5">公益財団法人大阪府育英会（教育庁私学課）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者</td><td colspan="5">奨学生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標回収額</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td>実績回収額(千円)</td><td colspan="5">8,140,596</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">債権の状況</td><td rowspan="2">債権残高
R1.4.1</td><td colspan="2">令和元年度</td><td rowspan="2">債権残高
R2.3.31</td></tr>
<tr><td>回収</td><td>償却</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>金額(千円)</td><td>13,288,896</td><td>8,140,596</td><td>5,742</td><td>5,512,017</td></tr>
<tr><td>件数(件)</td><td>122,217</td><td>0</td><td>23</td><td>28,511</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価性引当金計上額(千円)</td><td colspan="4">3,603,250（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

高校等に進学を希望する者または在学中の者に対し，その保護者が大阪府内に在住しかつ一定の収入基準を下回ることを要件として貸し付けた奨学金の返還請求権である。

奨学金には奨学資金と入学時増額奨学資金の2種類あるが，奨学資金の令和元年度新規貸付人数は6,852人，貸付金額は26億6878万円であった。奨学金は，貸付期間が終了した日を含む年度の3月31日の翌日から起算して6か月経過後（通常は高校を卒業してから6か月後）に返還義務が発生する（公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程第23条第1項）。月賦返還を原則とし，貸付終了時に返還用の預貯金口座を報告させ，口座振替により返還金を徴収する。

返還金の調定，収入，交渉経過等については，奨学金管理システムを用いて一元的に管理している。口座振替が不能になった債務者について，その不能回数がシステム上表示されるようになっており，滞納状況についても情報の集約が可能である。

育英会は，債権管理のマニュアルに相当するものとして，債権管理規程，債権管理規程施行細則，債権の回収に関する事務取扱要領を定めている。これによれば，返還状況に応じて債務者を正常先，要注意先，破綻懸念先，実質破綻先，破綻先の5つに区分し，区分ごとに督促の手法や償却の要件を定めている。

滞納が3か月を超えた債務者に対しては，弁護士名での督促に始まり，支払督促申立予告，支払督促申立（債務名義の取得），強制執行申立予告，強制執行申立というフローが確立されており，最終的には給与債権等の差押えまで実行している。

令和元年度事業報告書によれば，令和元年度中に滞納期間3か月以上の者（25,533人）に対して実施した法的措置の状況は下表のとおりである。

＜法的措置の実施及び回収状況＞

措置内容	滞納債権		回収		回収率	
	件数(人)	金額(円)	件数(人)	金額(円)	件数	金額
支払督促申立予告	13,109	2,300,809,049	3,939	145,566,246	30.0%	6.3%
支払督促申立	1,219	371,765,765	484	27,744,799	39.7%	7.5%
強制執行申立予告	11	5,138,942	4	554,000	36.4%	10.8%
強制執行申立	7	3,673,721	6	2,396,839	85.7%	65.2%

（令和元年度育英会事業報告書に基づき作成）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 85】奨学金管理システムに係る情報セキュリティ対策の見直し

育英会は，奨学金管理システムについて，アクセス権限の設定・管理，ログ管理等の導入を含めた情報セキュリティ対策を見直すべきである。

（理由）

育英会は，本債権につき奨学金管理システムによる一元的管理を実施しており，同システム内では債務者に係る個人情報が網羅的に保存されている。そのため，情報漏洩等のリスクに備えるべく，高度な情報セキュリティ対策を実施することが求められるというべきである。

しかしながら，同システムについては，各職員の職務内容に応じたアクセス権限設定がされておらず，担当外の事項についても端末上の手入力により情報の書き換えが可能な状態である。また，日常的に奨学金管理システムによる貸付台帳の奨学金額等の状況確認をするとともに，データ修正等の記録を追跡・確認できるようにしているものの，ログ管理をしておらず十分な情報セキュリティ対策がなされているか疑問である。

そのため，育英会は，奨学金管理システムに係る情報セキュリティリスクを正確に把握した上で，適切な対策を講じるべきである。

【意見 86】債権回収の実効性を向上させるための法的措置の見直し

育英会は，奨学金返還請求権の回収率向上を図るべく，弁護士委任のあり方を含めた法的措置の手法を見直すべきである。

（理由）

上記〈法的措置の実施及び回収状況〉のとおり，令和元年度中に1,219件もの支払督促申立を実施し，その結果，任意弁済等による回収につながったのは件数にして484件にとどまった。回収に至らなかった件については，そのほとんどが債務名義を取得するに至っ

たと考えられるものの，実際に強制執行を申し立てたのはわずか7件にとどまっている。これは，債務者の財産に関する情報の不足が原因と考えられる。

しかしながら，強制執行申立について弁護士委任をしているのであれば，その前段階の事務として財産調査についても依頼することで，財産が判明し回収に至るケースが増える可能性は十分ある。現状では育英会が保有する勤務先や振替口座等の情報に基づき債権差押を実施することが主たる強制執行の内容であるが，弁護士はより網羅的に預貯金口座等を調査することが可能である。

また，令和2年4月1日施行の改正民事執行法により，第三者からの情報取得手続（不動産については未施行）が新設され，財産開示手続が見直された。これらの手続の利用についても検討を進めるべきである。

以上より，育英会は，弁護士に対する委任事項の内容について再検討するなど，債権回収の実効性を向上させるべく法的措置の手法を見直すべきである。

【監査の結果 32】実態に即した貸倒引当金額の計上

育英会は，奨学金返還請求権の免除部分について大阪府からの償還費補助がなされることなどの実態を踏まえ，貸倒引当金を適正に計上すべきである。

（理由）

育英会は，貸倒引当金の計上に関する事務取扱要領を定め，債務者の区分に応じて予想損失率を算定し，これを債権残高に乗じることで，貸倒引当金を計上している。正常先，要注意先について言えば，債務者区分ごとに過去3年間の貸倒実績率を算出し，平均値を予想損失率としている。

＜計算式（正常先，要注意先）＞

各年度の貸倒実績率＝毀損額（免除額＋償却額）／返還未済元本額
予想損失率＝過去3年間の貸倒実績率の平均

上記計算式を前提とすれば，免除または償却が予想される債権額を貸し倒れと評価することになるが，免除部分については大阪府からの償還費補助があることから，貸倒実績率の計算上は毀損額に含めない取扱いをしている。そのため，過去3年間の償却額が0円である以上は，貸倒実績率及び予想損失率は0％ということになる。

他方で，破綻懸念先，実質破綻先については，同区分の過去15年間の回収額を5％の割引率で割り戻すことにより割引現在価値を算定し，これを回収見込額とした上で，15年前の債権額から回収見込額を控除した額を貸倒引当金とし，債権額に占める貸倒引当金の割合を予想損失率としている（実質破綻先については，50％が下限）。

＜計算式（破綻懸念先及び実質破綻先）＞

貸倒引当金額＝15年前の年度末の破綻懸念先or実質破綻先の返還未済元本額－回収見込額
予想損失率＝貸倒引当金額／15年前の年度末の破綻懸念先or実質破綻先の返還未済元本額

上記計算式によっても，免除または償却が予想される債権額を貸し倒れと評価することになるが，貸倒実績ではなく回収実績ベースで予想損失率を算出することから，免除部

分について償還費補助があること（実質的に貸し倒れではないこと）が予想損失率の計算上反映されない結果となっている。

なお，令和元年度末の債務者区分別の債権残高，予想損失率，貸倒引当金額は，下表のとおりである。

＜貸倒引当金計上の状況（令和元年度末）＞

債務者区分	債権残高（円）	予想損失率（%）	貸倒引当金（円）
正常先	30,745,175,101	0	0
要注意先	2,452,900,938	0	0
破綻懸念先	5,691,871,993	41.5857	2,367,004,811
実質破綻先	1,427,741,427	58.4973	835,190,186
破綻先	401,055,287	100	401,055,287
合計	40,718,744,746	8.8491	3,603,250,284

（育英会提供資料に基づき作成）

上記のとおり，正常先及び要注意先の貸倒引当金の算出方法と，破綻懸念先及び実質破綻先の貸倒引当金の算出方法の間で，免除部分に関する償還費補助の評価が異なっているが，この点に合理的理由は見出しがたい。

免除部分に関する償還費補助が見込まれることは，実質的にみて債権が毀損されたと評価しえず，もっぱら償却額のみが貸し倒れと評価しうるところ，平成29年度から令和元年度における償却額が債権残高に占める割合は，破綻懸念先，実質破綻先に限ってみてもわずか1%未満にとどまっている。

財務諸表には，当該法人の財務状況について正確な情報を開示するという意義があり，貸倒引当金は将来の損失に対する合理的な見積りであるべきところ，上記のとおり免除部分に関する償還費補助の評価について合理性を欠いているため，貸倒引当金計上額は必ずしも実態を反映したものとはいえない。

育英会は，予想損失率に関する算定ルールを見直し，実態に即した適正な貸倒引当金額を計上するべきである。

第１６　警察本部の私債権に係る監査の結果及び意見

１　交通信号設備等損害賠償金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">大阪府が所有する信号機等の設備に損傷を与えた債務者に対する復旧工事費相当の損害賠償金</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">事故損傷信号機等の復旧等に関する事務処理要領</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="6">交通部交通規制課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="6">個人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
元年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>8,404,431</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">2,059,050</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>0</td><td colspan="2">1,725,400</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R1.6.1</td><td colspan="3">令和元年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.5.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>11,835,081</td><td>0</td><td>0</td><td>1,725,400</td><td>10,109,681</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>17</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>15</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">10,841,631（令和元年度末）</td></tr>
</table>

(2)　私債権の内容の説明

交通事故その他の事故により，大阪府が所有する信号機等（信号機及び車両感知器，交通情報板，交通監視用カメラ等の交通情報を収集し，又は提供するための装置並びにこれらの附属物をいう。ただし，大阪府警察交通管制実施規程〔昭和57年訓令第16号〕第2条第5号に規定する中央装置を除く。以下においても同様とする。）の設備を損傷した者に対し，その復旧に必要な現場調査，設計及び工事（以下，「復旧工事等」という。）に要する費用に相当する金額を損害賠償金として請求することにより発生するものである。

事故による信号機等の損傷が発生した場合，所管警察署の警察署長は，事故により信号機等を損傷した者を特定するよう努め，その者が判明すれば，速やかに支払誓約書を提出させる。一方，交通規制課長は，必要に応じて損傷状況を調査の上，復旧工事等に必要な仕様を記した書面（以下，「仕様書」という。）を作成し，この仕様書の内容に基づいて施設課長が業者と請負契約を締結し，復旧工事等を実施して，請負代金の支払手続を行う。施設課長による請負代金の支払手続が完了すると，警察署長は，信号機等を損傷した者，すなわち債務者に，業者が作成した復旧工事等に要した費用の見積書及び明細書を交付した上で，支払申出書を提出させる。

損害賠償金の収入の手続は，基本的に財務規則の定めるところによるとされており，警察署長は，債務者から支払申出書を徴したときに歳入の調定を行い，債務者への納入通知書や督促状の送付，催告等を実施するものとされている。

＜支払誓約書様式＞

支　払　誓　約　書

年　月　日午前後　時　分ごろ
において発生した、大阪府所有の　　の損傷に対する損害賠償金につきましては、当方において責任をもって支払うことを誓約いたします。

年　月　日

大阪府警察本部長　殿

本人
住　所
氏　名　　㊞
年　齢
職　業
電話番号

雇主又は保護者
住　所
氏　名　　㊞
職　業
電話番号

（大阪府提供資料）

＜支払申出書様式＞

支　　払　　申　　出　　書

年　　月　　日午前後　　時　　分ごろ
において発生した大阪府所有の　　の損傷に対する損害賠償金を下記のとおりお支払いいたします。

金　　円也

年　　月　　日

大阪府警察本部長　殿

本人
住　　所
氏　　名　　㊞
年　　齢
職　　業
電話番号

雇主又は保護者
住　　所
氏　　名　　㊞
職　　業
電話番号

（大阪府提供資料）

(3)　監査の結果及び意見

【意見87】時効の更新又は中断措置の実施

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金について，適切に時効の更新又は中断の措置を講じるべきである。

（理由）

不納欠損処理済みのものを除く計14件のうち，既に消滅時効が完成しているが，現在も催告を続けているものが5件存在する（平成22年2月28日堺市にて発生した信号機の損傷に係るもの，平成24年1月4日堺市にて発生した信号機の損傷に係るもの，平成25年4月18日池田市にて発生した信号機の損傷に係るもの，平成25年8月18日大阪市中央区にて発生した信号機の損傷に係るもの，平成27年1月15日池田市にて発生した信号機の損傷に係るもの）。そのうちには，督促状の手交による時効中断後に債務者と面会することができており，かつ，その時点で債務者が納付意思を示していたにもかかわらず，債務承認書の取得等が実施されず，その後，架電等に全く応じない状況に至っているもの（平成25年4月18日池田市にて発生した信号機の損傷に係るもの）や，督促状が一度返送された後，債務者との面会が実現したにもかかわらず，その際に督促状の手交や債務承認書の取得等がなされていないもの（平成24年1月4日堺市にて発生した信号機の損傷に係るもの）も存在する。

また，現時点で，債務者と連絡が取れなくなった状況のまま，消滅時効の完成が迫っているものも複数件存在する（平成29年5月30日門真市にて発生した車両感知器の損傷に係るもの，平成29年10月22日堺市にて発生した信号機の損傷に係るものなど）。

債権回収・整理マニュアルでは，消滅時効期間の満了が接近している債権については，個々の事案に応じて，督促や債務承認書の徴収等の時効更新又は中断の措置を早期に行うよう要請されている。本債権は不法行為に基づく損害賠償請求権としての性質を有することから，消滅時効期間は支払申出書を徴した日の翌日から起算して3年となる。このように消滅時効期間が比較的短いことにも鑑みれば，本債権については，消滅時効が容易に完成してしまうことのないよう，架電や書簡による接触にとどまらず，債務者との直接の面会を積極的に試み，また，面会が実現した際には，その時点で残存している時効期間や債務者の状況に鑑みて，適時に債務承認書や分割納付誓約書などを取得し，時効の更新又は中断の措置を講じるべきである。

以上より，大阪府は，交通信号設備等損害賠償金について，適切に時効の更新又は中断の措置を講じるべきである。

【意見 88】督促状の再送付の実施

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，督促状が返送された場合にはその再送付を適切に実施すべきである。

（理由）

平成 24 年 1 月 4 日堺市にて発生した信号機の損傷に係るものについては，一度督促状を発送したものの返送され，その後，督促状の再送付は行われていない。督促状返送後には債務者との面会も実現しているが，その際にも，債務者に対し督促状の手交はなされていない。

債権回収・整理マニュアルにおいて，督促状が返送された場合には直ちに所在調査を行い，

判明した転居先に改めて督促状を再送付するように定められている。督促状が返送された場合，時効更新又は中断の効果は生じないから，この観点からも，マニュアルの要請に従い，督促状の再送付を実施することが肝要である。また，実際に，債務者に対して督促状を手交することにより時効を中断している例があることからも（平成 25 年 4 月 18 日池田市にて発生した信号機の損傷に係るもの)，本件のように債務者と面会することが可能な場合には，債務者に対する督促状の手交を試みることが望ましい。

したがって，大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，督促状が返送された場合にはその再送付を適切に実施すべきである。

【意見 89】適時の財産調査及び法的措置の実施

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，適時に財産調査を実施して，法的措置の実施の可否を検討すべきである。

（理由）

本債権については，債務者への接触を図り，債務者から直接に財産状況の聴取を行ってはいるものの，財産調査が一度も行われていないまま消滅時効の完成に至っているものや（平成 25 年 4 月 18 日池田市にて発生した信号機の損傷に係るもの，平成 27 年 1 月 15 日池田市にて発生した信号機の損傷に係るものなど)，郵便での連絡文書の送付や架電の措置を継続し，財産調査を実施しないまま時効期間が経過したもの（平成 25 年 8 月 18 日大阪市中央区にて発生した信号機の損傷に係るもの）がある。

債権回収・整理マニュアルにおいては，法的措置の事前準備としてのみならず，催告交渉を有利に進めるためにも，債務者に対する催告交渉と並行して財産調査を行うことが推奨されている。上記の 3 件についても，早期に財産調査を実施して債務者の財産状況を客観的に把握することにより，催告交渉をより有利に進め，また，法的措置の実施の可否を適切に検討することができた可能性がある。

したがって，大阪府は，交通信号設備等損害賠償金につき，債務者から口頭で財産状況について申告を受けるのみならず，適時に財産調査を実施して債務者の財産状況を客観的に把握し，その結果により，法的措置の実施の可否を検討すべきである。

【意見 90】消滅時効の完成した少額の債権についての速やかな債権整理に向けた検討

大阪府は，交通信号設備等損害賠償金のうち消滅時効の完成した少額の債権について，速やかな債権整理に向けた検討を行うべきである。

（理由）

本債権のうち，平成 25 年 8 月 18 日大阪市中央区にて発生した信号機の損傷に係るものについては，平成 30 年 5 月 21 日に消滅時効が完成し，債権額は 5 万 7750 円である。

債務者とは平成 27 年 5 月以降接触が叶っておらず，令和 2 年 9 月時点で，住民票記載の住所に実際には居住していないことが判明しており，所在不明の状況となっている。

このように，平成 25 年 8 月 18 日大阪市中央区にて発生した信号機の損傷に係る債権については，消滅時効期間が経過し，債権額も少額であって，かつ，債務者が所在不明の状況であることからすれば，他の回収可能性のある債権に人員及び費用を集中するため，速やかに，条例第 6 条第 2 項に基づく債権放棄に向けた検討を行うべきである。

2　光熱水費私費負担金

(1)　概要

<table>
<tr><td colspan="3">債権の内容・発生原因</td><td colspan="6">西成警察署内で食堂を営業していた食堂業者たる債務者が支払うべき光熱水費</td></tr>
<tr><td colspan="3">根拠となる要綱等</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="6">会計課</td></tr>
<tr><td colspan="3">債務者</td><td colspan="6">法人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和
2年度</td><td>目標処理額(円)</td><td rowspan="2">回収対象
債権</td><td>－</td><td rowspan="2">整理対象
債権</td><td colspan="2">63,581</td></tr>
<tr><td>実績処理額(円)</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">収入未済等の状況</td><td rowspan="2">収入未済
R2.6.1</td><td colspan="3">令和2年度</td><td rowspan="2">収入未済
R2.12.31</td></tr>
<tr><td>調定</td><td>収入</td><td>不納欠損</td></tr>
<tr><td>金額(円)</td><td>63,581</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>63,581</td></tr>
<tr><td colspan="2">件数(件)</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価性引当金計上額(円)</td><td colspan="5">63,581（令和2年度12月末）</td></tr>
</table>

※　本債権は令和元年7月に初めて調定されたものであり，令和元年度債権回収・整理計画上には現れていないことから，上記表には，現在作成が進行している令和2年度債権回収・整理計画における令和2年12月31日時点での数値を記入している。

(2)　私債権の内容の説明

西成警察署内で食堂を営業していた食堂業者たる債務者が本来支払うべきであった光熱水費が，債務者の経営破綻により滞納されているものである。

令和元年7月に当該月分の光熱水費が，同年8月に当該月分の光熱水費が調定された。

令和元年11月に債務者につき破産手続が開始され，現在も手続きが進行中であるが，配当は困難と見込まれる状況である。

(3)　監査の結果及び意見

【意見 91】全庁的要領に従った債権回収・整理計画上の債権の分類

大阪府は，光熱水費私費負担金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って，債務者につき破産手続が進行している現時点においては，同負担金を回収対象債権に分類すべきである。

（理由）

「債権回収・整理計画の作成について」7頁～8頁によれば，債務者について破産手続が

進行中の債権は，回収が不能になる恐れがあるものの現段階では判断できない債権として回収対象債権に分類し，その上で備考欄に「破産事件への配当手続中の債権を含む」などの該当項目を記載するものとされている。そして，破産法に基づく免責許可決定が確定して債務者が責任を免れたような場合（破産法第253条第1項参照）には，当該債権は不納欠損処理の対象となり，整理対象債権に分類される。

本債権の債務者については破産手続が開始し，なお同手続が進行中であるところ，令和2年10月に実施したヒアリング時点において，本債権の令和2年度債権回収・整理計画上，その全額が整理対象債権に分類されており，上記の「債権回収・整理計画の作成について」の定める要領とは異なる分類がなされていた。

なお，本監査における指摘を踏まえて，大阪府は，令和3年1月時点で，令和2年度債権回収・整理計画上，本債権の分類を回収対象債権に変更しており，上記の点については既に対応済みとなっている。

債権回収・整理計画は，大阪府債権の回収及び整理に関する条例に基づき作成され，最終的に府民に対して公表されるものであるから，要領に従い正確に回収対象債権又は整理対象債権への分類を行うことが要請される。

したがって，大阪府は，光熱水費私費負担金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って，債務者につき破産手続が進行している現時点においては，同負担金を回収対象債権に分類すべきである。その上で，今後，債務者に対する免責許可決定が確定した場合には不納欠損処理を行うなどして，将来的には本債権を整理対象としていくべきである。

第４章　最後に

１　本年度の包括外部監査においては，「私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした。

第１章第３においても記載したとおり，大阪府は債権の回収及び整理の総合的かつ計画的な推進を目的とした「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき，滞納債権の回収及び整理処理の目標を定めた「債権回収・整理計画」を毎年策定するとともに，その進捗状況を毎年公表しているなど，私債権の回収を重要視していると思われること，また私債権の効率的な回収が大阪府の財務にとっても非常に有意義であると考えたためである。

そして，令和2年5月31日時点における大阪府が有する私債権の収入未済額の総額は175億円に及んでいるが，本年度は，合計15の部局及び関連団体について合計79種類の債権に対する監査を実施することができた。

但し，新型コロナウイルス感染症対応の最前線と言える健康医療部（上記収入未済額の約1%）及び休業要請支援金その他各種補助制度・給付金に関する業務を行う商工労働部（同約3%）については，コロナ対応の実情を考慮してやむを得ず監査を実施することができなかった。

２　監査の過程を通じて，各職員は設定した目標に従って常に真面目にかつ熱心に私債権回収に当たっていること，また一見回収が困難であると思われる債権についても，真摯に目標達成に向けた取組みを行っていることが実感でき，その意味で私債権の回収に当たられている各職員に対しては敬意を表したい。

例えば，債権回収の方法については，財務部税務局税政課が作成した詳細な債権回収マニュアルを整備し，また，財務部税務局税政課総務グループに，債権特別回収･整理担当として2名の職員が配置されており，この職員らが，債権回収･整理計画の策定及び公表，債権回収・整理に関する研修会の開催，並びに債権の回収･整理処理の取組支援といった事務を担っているほか，平成23年4月に，大阪府の債権管理を法的な観点から支援する「債権特別回収・整理アドバイザー」という役職を設け，以来，弁護士資格を持つ者を継続的にアドバイザーとして雇用するなどして，効率的な債権管理に努めていることも評価できる。

３　しかし，第３章において指摘したように，部局や担当者によって，債権回収・整理計画の理解や運用に違いが生じている，遅延損害金の調定・請求の取扱いがまちまちであるなどの事象も見受けられ，不公平が生じているといわざるを得ない事象も存在した。

勿論，あらゆる事象への対応をすべてマニュアル化することは困難であり，部局等によってまた当該私債権の特質によって取扱いに相違が生じることはある程度やむを得な

いものの，監査の過程においては，所管課室等が財務部税務局税政課や債権特別回収・整理アドバイザーと適切なタイミングで協議を行っているか，また，アドバイスを受けた内容を正確に理解できているか等の点において疑問があると考えざるを得ない事例も見受けられた。

債権回収について，特定の部署が全庁の未収債権全てを担当すれば上記の問題は解消するのであろうが，債権の発生原因がさまざまであり，また回収にあたって検討すべき事情も債権の種類によってさまざまであることからすると，直ちに現実的かつ実行可能な対応ともいえない。

また，財務部税務局税政課は，マニュアルを整備し，また各部局からの問い合わせに対応するなどしているものの，他の部局の債権管理を指導監督すべき立場にはない。この点，例えば，各所管部室等を指導監督する担当部署を新たに設けるなどして，全庁的に債権回収管理をさらに積極的に推進する方策を取ることも検討しうる。

もちろん組織体制をどのようにすべきかについては，大阪府の裁量にゆだねられる部分が多いことはいうまでもないが，より経済性・有用性・効率性を有する債権管理体制としてどのようなものが妥当であるのか，本報告書をきっかけとして検討を開始し，中長期的に見直しを行うことが望ましいと考える。

4　次に，監査の結果の詳細は第３章に記載したとおりであるが，監査の全般的な問題点としては，①どの債権を回収対象とすべきか整理対象とすべきか，②それに関連して適切な評価性引当金の計上がなされているか，③遅延損害金の調定について全庁的に統一すべきであること，④少額の私債権についてその回収に係る費用対効果の観点から今後どのようにすべきか，などが挙げられる。

また，そもそも私債権の回収に困難を来さないためには，当該私債権の不履行を発生させないことが肝要である。そのためには，債権の発生段階からその債権回収を見据えた対応，また不履行になる前からもしくは不履行が分かった直後に迅速に対応することが重要であるが，この観点からしても問題があったと思われる私債権も散見された。

当然のことながら，上記指摘は監査対象となった各部局にのみあてはまるものではなく，全庁的な取組みが必要なものとして指摘等したものである。また，個別の各部局の私債権に対する意見等として記載した事項についても，その指摘の趣旨は当該部局の債権回収を非難することを目的とするものでは毫毛もない。正しく，単に各部局のみの問題ではなく全庁的な問題であり，また他の部局にとっては他山の石とすべきものである。

特に，監査対象としなかった健康医療部及び商工労働部やその関連団体の有する私債権に対しても一定程度妥当しうるものが多いと思われる。そのため，健康医療部及び商工労働部やその関連団体においても，今後新型コロナウイルス感染症への対応が一段落した後，必ず本報告書における指摘事項を参考として当該部局等が有する私債権に当てはまるものがないか自主的に検討するなどして，今後の私債権の回収に活用されたい。

5　本年度は，令和2年4月7日付にて新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が政府により発出され，大阪府も緊急事態措置を実施すべき区域として指定され，多くの部局・職員がその対応にあたる必要が生じるなど，例年にない，いわば非常事態といえる状況下での監査手続となった。

このため，本年度の監査手続は，実質的には例年に比べ約2か月程度遅れて開始することとなり，例年と比較して短期間での監査とならざるを得なかった。そのため，補助者と共に土日だけでなく年末年始にも作業することとなった。

また，監査を行うにあたり，オンライン会議の活用も検討したが，大阪府の各部局において対応できる設備機器が十分にないとの理由により，一部意見交換をオンライン会議により実施することはできたものの，往査の上行ったヒアリングのほかは，電子メールや電話等による監査手続とならざるを得ず，結果として，質問と回答や意見交換に想定以上の時間を要することが複数あった。

なお，オンライン会議を行うには，設備機器の用意が必要であり，大阪府ではもともとかかる設備機器が十分に整備されていなかったことから，本年度においてはオンライン会議を活用した監査を行うことは難しかった。しかし，今後新型コロナウイルス感染症が収束したとしても，大阪府の各機関は咲洲庁舎を始め，出先機関や外郭団体が府下の全域に所在していることに鑑みれば，監査委員による監査や包括外部監査人による監査のいずれを行うにあたっても，オンライン会議の方法を活用した監査を可能とすることは，きわめて有効であると考えられる。設備機器の導入には予算措置が必要であるとはいえ，監査をより充実して行うためにも，今後はオンライン会議を可能とする体制を整え，これを活用することが望ましいと考える。

6　最後に，新型コロナウイルス感染症流行の影響で職務体制として大変な状況の中，またコロナ対策に関連して例年よりも多忙であったと思われる中，監査に真摯にご協力頂いた各部局及び外郭団体の職員の方々，有意義なアドバイスを頂き種々のご調整いただいた監査委員事務局の職員の方々，本報告書の作成に関与しご協力いただいた全ての方々には，感謝の念しかない。この報告書は正しくそれらの方々のご尽力の賜物である。

本報告書において指摘した事項が，今後の大阪府の私債権の回収に役立つことになれば，包括外部監査人としては望外の幸せである。

以上